

経営強化計画

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律第12条)

2019年6月

株式会社 筑波銀行

目 次

1. 前経営強化計画の実績についての総括	
(1) 経営環境	1
(2) 茨城県の現状	1
(3) 決算の概要	
① 預金・預り資産残高	2
② 貸出金残高	2
③ 損益の状況	3
④ 自己資本比率	5
⑤ 不良債権比率等	5
(4) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化に対する総括	5
(5) 被災地域における東日本大震災からの復興に対する総括	8
(6) 地域における経済の活性化に対する総括	9
(7) 今後の課題	11
2. 経営強化計画の実施期間	11
3. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当行が主として業務 を行っている地域における経済の活性化に資する方策	
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当行が主として業 務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針	12
① 基本方針に基づく取り組み	12
(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策	
① 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策	15
② 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制	18
③ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者 の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策	18
(3) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域 における東日本大震災からの復興に資する方策	
① 信用供与の円滑化に資する方策	19
(4) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	
① 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業主を含む）に対する 支援に係る機能の強化のための方策	23
② 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策	26
③ 販路拡大支援に資する方策	26
④ 事業再生支援に資する方策	28
⑤ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策	31
⑥ 補助金の提案への取り組み	32
⑦ 地方創生およびSDGsの取り組み	32

⑧その他の方策（CSRの観点から）	38
4. 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項	39
5. 収益の見通し	
(1)収益の見通しの概要	40
(2)単体自己資本比率の見通し	40
6. 剰余金の処分の方針	41
7. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策	
(1)経営管理に係る体制及び今後の方針等	
①ガバナンス体制	41
②業務執行に対する監査体制	42
(2)各種のリスク管理の状況及び今後の方針等	
①リスク管理体制	43
②統合的リスク管理	43
③信用リスク管理	44
④市場リスク管理	45
⑤流動性リスク管理	45
⑥オペレーショナル・リスク管理	45
8. 経営強化のための計画の前提条件	46

1. 前経営強化計画の実績についての総括

(1) 経営環境

前経営強化計画期間（2016年4月～2019年3月）の国内経済は、東日本大震災からの復興需要や東京オリンピック開催に向けた建設需要の高まり、また、労働力不足に伴う設備投資の増加などを背景として、全体としては緩やかな景気回復が持続しました。

金融面では、日経平均株価は、大企業を中心とした順調な業績回復を背景として2016年3月末の16,000円台から2019年3月末には21,000円台に大きく上昇しました。一方、長期金利（新発10年国債利回り）については、2016年2月に導入されたマイナス金利政策の影響により、2016年3月末△0.050%から2019年3月末△0.095%と計画期間を通して低水準で推移しました。景気の先行きは、引き続き東京オリンピック関連の国内需要が下支えになることが期待されているものの、消費増税や米中間の貿易摩擦の激化など国際問題による国内景気の影響が懸念されており、不透明な状況にあります。

地域金融機関を取り巻く環境は、低金利環境の長期化や他行との金利競合による貸出金利息の減少が続いており、依然として厳しい状況にあります。少子高齢化の進展により人口減少も見込まれるなか、将来にわたり持続可能なビジネスモデルの構築が喫緊の経営課題となっております。

【計画策定時 前提対実績】

指標	2016/3 実績		2017/3	2018/3	2019/3
無担保コール翌日物 (%)	△ 0.002	前提	△ 0.054	△ 0.054	△ 0.054
		実績	△ 0.086	△ 0.086	△ 0.083
		前提比	△ 0.032	△ 0.032	△ 0.029
日本円TIBOR3ヵ月 (%)	0.100	前提	0.060	0.060	0.060
		実績	0.057	0.069	0.069
		前提比	△ 0.003	0.009	0.009
新発10年国債利回り (%)	△ 0.050	前提	△ 0.120	△ 0.120	△ 0.120
		実績	0.065	0.045	△ 0.095
		前提比	0.185	0.165	0.025
ドル/円為替レート (円)	113	前提	110.94	110.94	110.94
		実績	111.34	106.25	110.91
		前提比	0.40	△ 4.69	△ 0.03
日経平均株価 (円)	16,759	前提	17,000	17,000	17,000
		実績	18,909	21,454	21,206
		前提比	1,909	4,454	4,206

(2) 茨城県の現状

当行の主たる営業基盤である茨城県内においては、東日本大震災の発生から8年が経過するなかで社会インフラ面の整備は着実に進み、内外からの観光客についても増加傾向にあります。一方で、現在も海岸や漁港の津波対策の防潮堤整備や橋梁の耐震化対応などが残っている状況でもあります。さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響による一部農林水産物の出荷制限や海外からの輸入制限が依然として続

くなど、茨城県では未だに風評被害が残っており、農水産業・同加工業や観光産業へのマイナス影響は現在も続いている状況にあります。

また、県内の震災等で被災された企業や間接的に被害を被った企業の業績回復についても地域間および業種間での格差が顕在化しており、販路拡大による本業支援のみならず、財務面や人材面の支援を含めた更なる取り組みが地域金融機関に求められています。

(3) 決算の概要

① 預金・預り資産残高

2019年3月末の預金及び預り資産の残高については、預金残高は、個人の流動性預金を中心に計画始期である2011年3月期（平成23年3月期）比では2,945億円増加、前計画始期である2016年3月期（平成28年3月期）比では764億円増加し、2兆2,569億円となりました。また、預り資産残高は、計画始期である2011年3月期比では231億円増加、前計画始期である2016年3月期比では、年金保険等を中心に265億円増加し2,425億円となりました。

(金額単位:億円)

	2011/3期	2016/3期	2017/3期	2018/3期	2019/3期		
	23/3期	28/3期	29/3期	30/3期	31/3期	23/3期比	28/3期比
預金＋預り資産残高	21,818	23,965	24,654	25,130	24,995	3,177	1,030
預金残高	19,623	21,805	22,457	22,862	22,569	2,945	764
預り資産残高	2,194	2,160	2,197	2,268	2,425	231	265

② 貸出金残高

2019年3月末の貸出金残高については、中小企業等貸出金を中心に計画始期である2011年3月期（平成23年3月期）比では1,683億円増加、前計画始期である2016年3月期（平成28年3月期）比では434億円増加し、1兆6,463億円となりました。

なお、中小企業等向け貸出から個人事業者以外の個人を除いた先から実質的に中小企業に該当しない先を除外した中小企業貸出残高は、前計画始期である2016年3月期以降、387億円増加し、2019年3月末で6,322億円となりました。

(金額単位:億円)

	2011/3期	2016/3期	2017/3期	2018/3期	2019/3期		
	23/3期	28/3期	29/3期	30/3期	31/3期	23/3期比	28/3期比
貸出金残高	14,779	16,028	16,690	16,328	16,463	1,683	434
うち中小企業等向け貸出	10,887	11,255	11,711	12,120	12,182	1,294	926
うち中小企業貸出残高 ※		5,935	6,001	6,205	6,322		387

※「中小企業貸出」は、中小企業等向け貸出金から個人事業者以外の個人を除いた先に対する貸出金で、かつ、土地開発公社向け貸出、SPC向け貸出、当行関連会社向け貸出等を除外した貸出金で、2016年3月期以降、算出しております。

③ 損益の状況

前計画期間中の損益状況は、2016年2月の日本銀行のマイナス金利政策導入以降、金融緩和措置が継続されたことに伴う市場金利低下の影響を受けた利鞘の縮小等により、厳しい収益環境が続きました。

特に資金利益は、預金金利の低下により預金利息は減少しましたが、貸出金利回りの低下による貸出金利息の減少などにより、2019年3月期は計画始期である2011年3月期（平成23年3月期）比では68億円減少、前計画始期である2016年3月期（平成28年3月期）比では39億円減少し、260億円となりました。

また、役務取引等利益は、お客さまの多様なニーズに応じた営業活動を展開してきたことなどにより年金保険等の販売額は増加しましたが、投資信託の販売額が減少したことなどから、2019年3月期は計画始期である2011年3月期より2億円減少、前計画始期である2016年3月期と同額となる30億円となりました。

一方、営業経費は、店舗統廃合など合併によるシナジー効果の早期実現に向けた諸施策を計画通り推し進めてきたことから、2019年3月期は計画始期である2011年3月期比では51億円減少、前計画始期である2016年3月期比では15億円減少し、263億円となりました。

以上により、2019年3月期のコア業務純益は、計画始期である2011年3月期比では29億円減少、前計画始期である2016年3月期比では29億円減少し、18億円となりました。日本銀行の大規模金融緩和政策の長期化などの影響を受けた超低金利環境が継続するなど、実際の市場環境等が計画策定時から大きく変動したことなどを背景に、2019年3月期の計画対比でも45億円の大幅な未達となりました。

経常利益は、有価証券関係損益は増加しましたが、コア業務純益が減少したことなどから、2019年3月期は計画始期である2011年3月期比では12億円減少、前計画始期である2016年3月期比では61億円減少し、17億円となりました。2019年3月期の計画対比でも26億円の未達となりました。

この結果、2019年3月期の当期純利益についても、計画始期である2011年3月期比で15億円減少、前計画始期である2016年3月期比では50億円減少し、9億円となり、2019年3月期の計画対比でも26億円の未達となりました。また、利益剰余金についても、2019年3月期の計画対比でも25億円未達の256億円となりました。

足許の収益環境につきましても、貸出金利息は貸出金利の低下に伴い依然として減少が続いており、収益のトップライン改善に向けた具体的な施策を速やかに実践するとともに、抜本的な経費削減に取り組み、安定的な収益基盤を確立していくことが経営課題の一つであると認識しております。

今後も当行の保有するネットワークの活用や金融仲介機能の十分な発揮により、地域経済の持続的な発展に貢献できるよう努めるとともに、地域に根差した法人・個人向けソリューションの提供に注力することで、安定的な顧客基盤を構築し、持続可能なビジネスモデルの構築を目指してまいります。

【損益の概要】

(金額単位:億円)

	2011/3期 23/3期	2016/3期 28/3期	2017/3期 29/3期	2018/3期 30/3期	2019/3期 31/3期	2019/3期	
						23/3期比	28/3期比
経常収益	477	441	406	400	375	△ 101	△ 65
経常費用	447	362	353	356	358	△ 89	△ 4
コア業務純益	47	48	32	38	18	△ 29	△ 29
コア業務純益(貸出債権譲渡益・投信解約償還損益を除く)	46	39	30	36	14	△ 31	△ 24
実質業務純益	67	54	51	32	19	△ 48	△ 35
業務粗利益	381	333	327	302	282	△ 99	△ 50
コア業務粗利益	362	326	307	309	281	△ 80	△ 45
(資金利益)	328	300	283	265	260	△ 68	△ 39
うち貸出金利息	329	249	232	222	210	△ 119	△ 38
うち有価証券利息配当金	44	66	62	51	57	13	△ 8
うち投信解約償還損益	1	8	2	△ 14	△ 0	△ 1	△ 8
うち預金利息(△)	30	9	5	3	2	△ 28	△ 6
うち借入金利息・社債利息等(△)	10	0	0	0	0	△ 10	0
(役務等利益)	32	30	29	33	30	△ 2	0
(その他業務利益) ※国債等債券損益を除く	1	△ 4	△ 5	9	△ 8	△ 9	△ 4
国債等関係損益	19	6	19	△ 6	1	△ 18	△ 5
経費(△)	314	278	275	270	263	△ 51	△ 15
物件費(△)	138	118	115	112	108	△ 30	△ 10
うち純物件費(△)	112	96	93	91	86	△ 25	△ 9
うち減価償却費(△)	26	22	21	21	21	△ 5	0
うちシステム経費(△)	32	0	0	0	0	△ 32	0
人件費(△)	160	142	141	139	137	△ 23	△ 5
税金(△)	15	17	18	18	17	2	0
経常利益	30	78	53	44	17	△ 12	△ 61
うち実質与信コスト	0	19	1	4	15	14	△ 4
うち一般貸倒引当金繰入額	△ 17	△ 11	0	△ 8	0	17	12
うち不良債権処理額	28	33	4	15	17	△ 10	△ 15
うち償却債権取立益	△ 10	△ 2	△ 2	△ 2	△ 3	7	0
うち有価証券関係損益	10	43	18	5	8	△ 2	△ 34
うち国債等債券関係損益	19	6	19	△ 6	1	△ 18	△ 5
うち株式等関係損益	△ 8	36	0	12	7	16	△ 29
特別損益	△ 2	△ 1	△ 1	△ 1	△ 2	0	0
法人税等	2	17	17	15	6	3	△ 11
当期純利益	25	59	34	27	9	△ 15	△ 50

【諸利回り等】

	2011/3期 23/3期	2016/3期 28/3期	2017/3期 29/3期	2018/3期 30/3期	2019/3期 31/3期	2019/3期	
						23/3期比	28/3期比
貸出金利回り	2.29%	1.58%	1.43%	1.35%	1.29%	-1.00%	-0.29%
預金利回り	0.15%	0.04%	0.02%	0.01%	0.01%	-0.14%	-0.03%
総資金利鞘	0.10%	0.09%	0.01%	-0.03%	-0.02%	-0.12%	-0.11%
ROE	5.68%	5.56%	3.24%	2.63%	0.88%	-4.80%	-4.68%
修正OHR	86.83%	85.27%	89.45%	87.40%	93.55%	6.71%	8.27%

④ 自己資本比率

2012年3月期に金融機能強化法の震災特例に基づく350億円の国からの資本参加により、自己資本比率(単体)は10.97%まで改善いたしました。

2016年3月期以降は、2017年3月期は計画を上回る当期純利益を計上しましたが、2018年3月期及び2019年3月期は当期純利益が計画を下回ったことや、リスク・アセットの増加等により、2019年3月期の自己資本比率(単体)は8.42%となりました。(計画始期である2011年3月期からは0.28ポイント改善する一方、前計画始期である2016年3月期からは0.56ポイントの低下となりました)

(金額単位:億円)

	バーゼルⅡ (国内基準)		バーゼルⅢ(国内基準)					
	2011/3期 23/3期	2012/3期 24/3期	2016/3期 28/3期	2017/3期 29/3期	2018/3期 30/3期	2019/3期 31/3期	23/3期比	28/3期比
自己資本	806	1,065	1,043	1,046	1,050	1,038	232	△ 5
リスク・アセット	9,904	9,709	11,610	12,459	12,603	12,323	2,419	713
自己資本比率(単体)	8.14%	10.97%	8.98%	8.39%	8.33%	8.42%	0.28%	-0.56%

⑤ 不良債権比率等

資産の健全化の観点から、取引先の経営改善支援を継続して努めてきたことなどから、2019年3月期の金融再生法開示債権比率は計画始期である2011年3月期(平成23年3月期)比では2.37ポイント改善、前計画始期である2016年3月期(平成28年3月期)比では0.16ポイント改善し2.69%となりました。

(金額単位:億円)

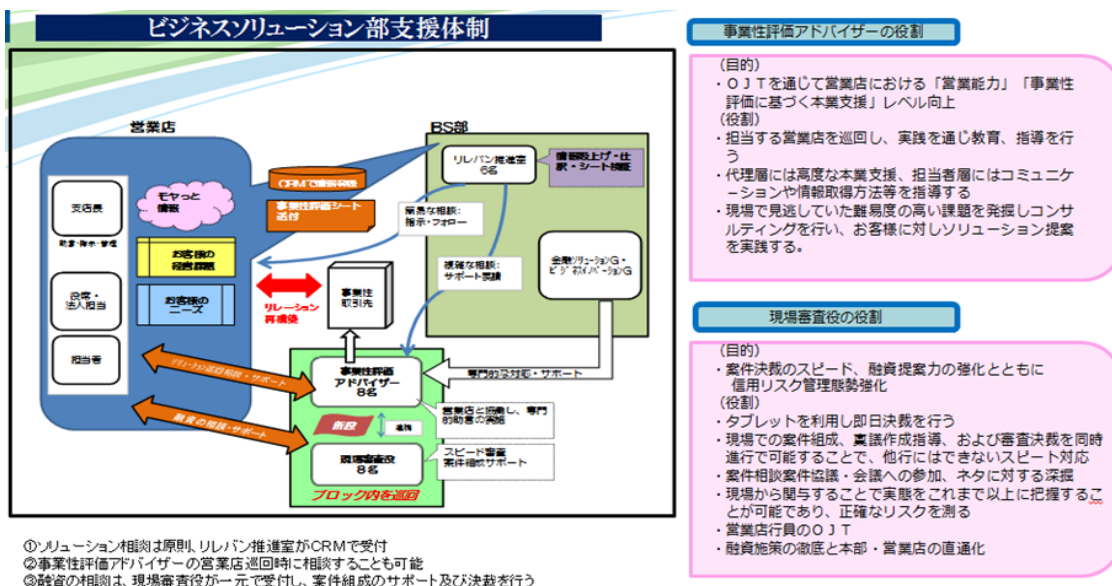
	2011/3期 23/3期	2016/3期 28/3期	2017/3期 29/3期	2018/3期 30/3期	2019/3期 31/3期	23/3期比	28/3期比
金融再生法開示債権額	754	461	428	402	450	△ 304	△ 11
正常債権額	14,118	15,676	16,418	16,116	16,259	2,141	583
金融再生法開示債権比率	5.06%	2.85%	2.53%	2.43%	2.69%	-2.37%	-0.16%

(4) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化に対する総括

当行は、東日本大震災直後より、地域復興支援プロジェクト『あゆみ』を立ち上げ、きめ細やかな金融仲介機能を通して震災復興に向けた取り組みを積極的に推進してまいりました。前経営強化計画期間である2016年4月から2019年3月にかけての3年間は、震災後5年が経過するなか、県内インフラ面での復旧・復興が着実に進行し、道路や鉄道、建築物等ほぼ震災前の状況に戻りつつありましたが、一方で『あゆみ』の取り組みのなかでリレーションを築いた数多くの地域のお客さまからは資金調達面を中心として、販路拡大や海外展開、事業承継など幅広いニーズが寄せられました。

そのような多岐にわたるお客さまのニーズに応えるため、2016年4月に「ビジネスソリューション部」を新設し、行内組織や人的資源の再編を進め、「事業性評価に基づくコンサルティング営業」を推進するための態勢整備をはかりました。

さらに体制面では金融仲介機能の発揮を強化するために、店舗統廃合を含め様々な効率化策に基づいて生み出された人員を「コンサルティング営業を強化するポジション」に積極的に配置しました。具体的には、2018年4月に「事業性評価アドバイザー」ならびに「現場審査役」を県内8ブロック（1ブロックに1名ずつ）に配置し営業店サポートを強化しました。また、同時期に営業店行員を対象にプロセス評価を導入し、プロセスを重視した営業活動への転換を図ることで、より積極にお客さまの実態を把握して様々なニーズに対応していくという態勢を構築してまいりました。



こうした取り組みから、中小企業貸出残高は計画当初の2016年3月末の5,935億円から2019年3月末では6,322億円と順調に増加しました。事業性評価シートに基づきお客さまのニーズを発掘し、提案を行った2018年度の件数は15,146件となり、ビジネスソリューション部を新設し、事業性評価シートに基づく提案営業を開始した2016年度当初の1,161件と比較すると大幅に増加(+13,985件増加)しました。

さらに、お客さまの資金繰りや財務改善をさらに踏み込んで支援する目的から、2016年4月に「特約付手形貸付を活用したリファイナンスプラン」を導入し、ミドルリスク先を含めた資金繰り支援の取り組みを強化してまいりました。リファイナンスプランを実施したお客さまからは「資金面の心配をせずに本業に取り組むことができる」といった声を数多く頂戴し、お客さまとのリレーシオンをさらに強固なものにすることができました。

今後も事業性評価に基づくコンサルティング営業を積極的に推進することで、地元中小事業者への本業支援を継続し、安定した信用供与に努めてまいります。

【事業性評価シート作成先への提案状況】

(単位:件)

2017年度までの 提案内容	2016年度	2017年度			ソリューション11 提案内容	2018年度		
		提案件数	成約件数	成約率		提案件数	成約件数	成約率
販路・仕入先支援	87	1,395	173	12.4%	業容拡大	1,934	320	16.5%
その他マッチング	345	1,341	155	11.6%	ビジネスマッチング	3,622	321	8.9%
土地活用・紹介	35	141	1	0.7%				
					リスク対応	62	14	22.6%
福利厚生	68	835	71	8.5%	人材関連	1,427	132	9.3%
海外支援	22	245	24	9.8%	海外展開	100	22	22.0%
節税対策	11	559	137	24.5%	コストカット	2,923	357	12.2%
事業計画策定支援	399	816	723	88.6%	経営改善	654	503	76.9%
財務改善支援	85	2,542	1,436	56.5%	資金調達	1,619	368	22.7%
(うちリファイナンス)	-	-	(316先)	-	(うちリファイナンス)	-	(175先)	-
					経営効率化	1,371	325	23.7%
事業承継・M&A	109	990	54	5.5%	事業承継	1,094	151	13.8%
					M&A	340	17	
提案の総計	1,161	8,864	2,774	31.3%	提案の総計	15,146	2,530	16.7%

【ミドルリスク融資の取り組み状況】

		2016年度合計	2017上期	2017下期	2017年度合計	2018上期	2018下期	2018年度合計
合計	件数	5,828件	3,611件	2,805件	6,416件	2,840件	2,521件	5,361件
	実行額	784億円	483億円	342億円	825億円	316億円	303億円	619億円
D格	件数	2,840件	1,500件	1,113件	2,613件	1,305件	954件	2,259件
	実行額	418億円	214億円	191億円	405億円	186億円	148億円	334億円
E格	件数	1,014件	648件	580件	1,228件	388件	384件	772件
	実行額	171億円	112億円	56億円	168億円	39億円	61億円	100億円
E-格 以下	件数	1,974件	1,463件	1,112件	2,575件	1,147件	1,183件	2,330件
	実行額	195億円	157億円	95億円	252億円	91億円	94億円	185億円

ミドルリスク先等の定義 2016年上期 正常先下位(D先)～要注意先(E-先)
 2016年下期 正常先下位(D先)～破綻懸念先(X先)
 2017年上期以降 正常先下位(D先)～破綻懸念先(X先)
 および債務者区分を問わずリファイナンスプランを用いた融資先

【リファイナンスプラン取り組み状況】

○純増実行額

		2017上期	2017下期	2017年度合計	2018上期	2018下期	2018年度合計
リファイナンスプラン活用 (格付E 以下)	件数	236件	80件	316件	72件	60件	132件
	金額	45億円	14億円	59億円	16億円	9億円	25億円
リファイナンスプラン活用 (正常先)	件数	86件	37件	123件	23件	54件	77件
	金額	16億円	6億円	22億円	4億円	7億円	11億円

○特約付手形貸付純増実行額

		2017上期	2017下期	2017年度合計	2018上期	2018下期	2018年度合計
特約付手形貸付 (格付E 以下)	件数	127件	40件	167件	28件	10件	38件
	金額	26億円	6億円	32億円	4億円	3億円	7億円
特約付手形貸付 (正常先)	件数	41件	11件	52件	3件	6件	9件
	金額	6億円	1億円	7億円	0.6億円	2億円	2.6億円

(5) 被災地域における東日本大震災からの復興に対する総括

東日本大震災は、当行の地盤である茨城県に大きな被害をもたらしました。

当行は震災後、被災地の地域金融機関として震災直後から事業性融資先全先及び住宅ローン利用先全先を訪問し、被災状況と被災者のニーズを確認し継続した支援を行ってまいりました。

そのような中で、震災後から取り組んでおります「地域振興支援プロジェクト『あゆみ』」商品の取り扱いをはじめとして、ミドルリスク先への資金繰り支援や、条件変更を含めた資金繰り支援を引き続き積極的に行ってまいりました。

【東日本大震災関連融資実行実績】

震災発生時～2019年3月末累計

()内は2018年10月～2019年3月実績累計

	実行件数	実行金額累計
事業性融資	43,275件 (2,088件)	591,236百万円 (39,371百万円)
消費性融資	13,038件 (607件)	156,150百万円 (15,171百万円)
合 計	56,313件 (2,695件)	747,386百万円 (54,541百万円)

【参考:条件変更実行実績】

震災発生時～2019年3月末累計

()内は2018年10月～2019年3月実績累計

	条件変更実行件数	金 額
事業性融資	3,649件 (15件)	91,738百万円 (141百万円)
消費性融資	177件 (0件)	1,700百万円 (0百万円)
合 計	3,826件 (15件)	93,438百万円 (141百万円)

【事業者向けローン(震災発生後新設した商品)】

商品名	内 容	2011.9.1～2019.3.31 累計実績
復興支援ローン	復興に関するあらゆる資金に利用できる事業性ローン	6,282件 56,267百万円
雇用支援ローン	被災者の雇用に伴う資金に利用できる事業性ローン	112件 1,023百万円
ECO ローン	エコ関連の設備資金(借り換えも可)に利用できる事業性ローン	557件 7,072百万円
挑戦者応援ローン	新たな取り組みに挑戦する事業者を積極的に支援する事業性ローン	17件 151百万円
振興支援ローン	振興に関するあらゆる資金に利用できる事業性ローン	958件 8,719百万円

※「挑戦者応援ローン」は2012年4月、「振興支援ローン」は2014年4月より取り扱い開始
 ※「雇用支援ローン」は2016年3月末で受付終了

【住まいに関するプラン】

商品名	内 容	2011. 9. 1～ 2019. 3. 31 累計実績
無担保住宅ローン	居住用住宅に関する資金を無担保で利用できる個人向けローン	270 件 2,305 百万円
エクステリアローン	塀や外構工事に関する資金に利用できる個人向けローン	411 件 902 百万円
エコリビングローン	エコ関連の設備資金に利用できる個人向けローン	425 件 1,116 百万円

【使いみち限定プラン】

商品名	内 容	2011. 9. 1～ 2019. 3. 31 累計実績
マイカーローン	自家用車に関する一切の資金に利用できる個人向けローン	523 件 898 百万円
墓石ローン	墓地・墓石に関する資金に利用できる個人向けローン	167 件 375 百万円

※「エクステリアローン」は、2016年4月から「エコリビングローン」に内包

(6) 地域における経済の活性化に対する総括

2016年4月からの前計画では復興支援から振興支援の取り組みを強化し、お客さまからの様々なニーズに応えるべく事業性評価を基にした企業のライフステージに応じた本業支援の取り組みを強化してまいりました。

事業性評価の取り組みでは、お客さまとの対話を起点として、目利き力を活かして企業のライフステージを見極め、お客さまの真の経営課題を抽出したうえで課題解決のためのソリューション提案を実践してまいりました。課題の抽出にあたっては、これまでの融資提案だけではなく幅広いニーズに応えるべく「ソリューション11」と称した課題解決メニューを充実させたことで、お客さまに対する本業提案の幅が拡大し数多くのお客さまのニーズに対応できるようになりました。お客さまとの対話を含めて実態分析を行った「事業性評価シート」は、2015年度末の416件から2018年度末には4,644件に増加し、お客さまと共に問題を解決していくツールとして貴重な財産となって着実に蓄積されております。

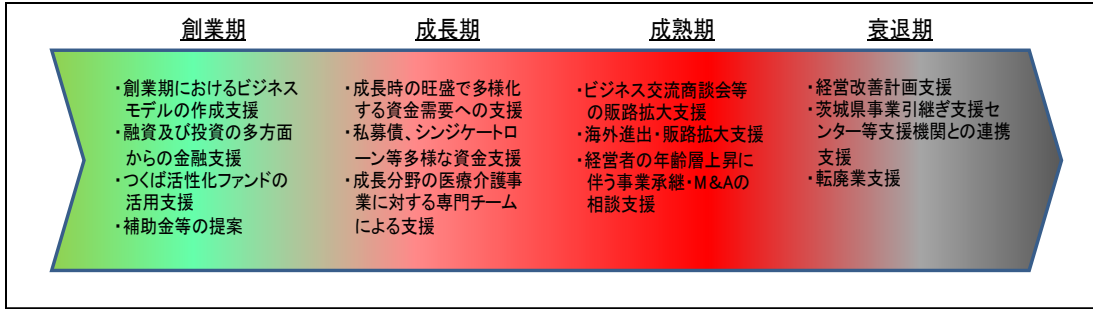
蓄積されたお客さまの経営課題及びニーズについては、2018年4月に県内8ブロックに8名（1ブロックに1名）配置した「事業性評価アドバイザー」が営業店を支援することにより、融資（資金調達）だけではなく、ビジネスマッチング、海外展開、経営効率化、事業承継、M&Aなど様々な形でのソリューションを提供できるようになり、これまで融資提案が中心であったお客さまからも融資以外の様々な相談が寄せられるようになりました。

また、地域振興支援プロジェクト『あゆみ』の取り組みを継続し、協定締結自治体や外部機関と積極的に連携を図るなかで、地域の復興・振興に繋がる取り組みを積極的に実施してまいりました。

【事業性評価シート作成件数】

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
事業性評価シート作成件数	416件	2,142件	3,442件	4,644件

【ライフステージに応じたソリューション提案営業イメージ】



11のソリューションメニュー

①業容拡大	販路先や仕入先のご紹介、大手企業の開放特許のご紹介、設備投資のご相談(補助金の活用、経営力向上計画)、電子商取引紹介、創業支援、ビジネス交流商談会の活用など	⑥コストカット	TV会議システム紹介、省エネ設備提案・LED化、省エネ化提案、コストカットコンサルの紹介、待合室の電子マガジン、仕入先紹介、省エネ診断コンサルティンク、ボイラー等の燃料費のコスト低減、資料引下コンサルのご紹介など
②人材関連	プロフェッショナル人材のご紹介、福利厚生(確定拠出年金)、マナー研修、労働安全衛生コンサルのご紹介、一般社社員・専門正社員・スペシャリスト人材のご紹介など	⑦リスク対応	法人保険、セキュリティ、BCP計画策定、倒産防止共済、監視カメラ、マイナンバー管理、ISO-HACCP、老朽化建物の解体工事、耐震診断・工事、ビルメンテナンス(清掃)、翻訳サービス、ネットワーク構築、Pマーク取得、自社価格取得、節税対策などのご紹介など
③海外展開	海外情報提供、JICAの活用(ODAを活用した中小企業海外展開支援事業など)、JETROの活用、外為Web、海外送金、輸出代金受取外貨口座(米ドル、ユーロ、豪ドル)、翻訳や通訳のご紹介、海外コンサルのご紹介、国際物流(日通)、貿易保険(NEXI)、海外向けリース、国際認証取得、海外ビジネス関連融資など	⑧資金調達	提案型融資(長短借入金調達の適正化、など)、私募債、シンジケートローン、海外ビジネス関連融資、資金調達計画のご相談、クラウドファンディング、つくば地域活性化ファンド、東京中小企業投資育成のご紹介、補助金・助成金の活用、リースの活用など
④ビジネスマッチング	宅建業者マッチングサービス、不動産の有効活用(太陽光発電、賃貸住宅、自販機、コイン駐車場、カラオケボックス、コンビニストアなど)、Bリーグのメンバー、電柱広告、セグウェイ、耐震診断・耐震工事、リース、保険代理店紹介、環境コンサルタント、企業格付取得などの各種紹介など	⑨経営改善	経営改善計画策定支援、経営改善コンサル等の外部専門家紹介、よろず相談拠点紹介、経営改善計画策定補助金の斡旋、債務負担軽減支援(条件変更)、中小企業再生支援協議会の活用、REVIOの活用、スポットコンサルの活用など
⑤経営効率化	法人インバン、でんさい、医療介護向けサービス(電子カルテ、セキュリティ、介護ロボット、カラオケ、待合室の電子マガジン)、ITネットワーク化、TKCモニタリング、HP制作、勤怠システム、学校会計システム、給与計算受託、ネットワーク構築、自動車や工作機械のリースなど	⑩事業承継	事業承継計画策定、退職金や分散株式買取の融資、転廃業支援、次世代経営者育成支援、株主対策(金庫株、分散株式の集約)、事業承継保険、自社株引下げ対策、相続時精算課税制度の活用、事業承継税制の活用、東京中小企業投資育成(事業承継)のご紹介、IPO支援など
		⑪M & A	M & Aのご相談、M & Aの仲介、M & A専門コンサルタントの紹介、M & Aの株式価値算定、M & A契約事務のサポート、M & Aに関する資金の融資のご相談など

また、地域経済の活性化に資する取り組みとして、企業価値の向上ならびに経営体質の強化を目指した事業再生支援にも積極的に取り組んでまいりました。

2017年12月に「マネジメント・サポート・マインド(経営課題解決に向けた支援の心構え)」を制定し、「お客さま目線で経営改善に取り組む姿勢」の構築をはかるとともに、2018年7月に「企業経営相談員」を営業現場に4名配置することで、より企業実態を深掘りした事業再生支援を実施する体制を構築しました。

また、外部機関(東日本大震災事業者支援機構、中小企業再生支援協議会等)と連携した支援を継続し円滑な事業再生を進めてまいりました。

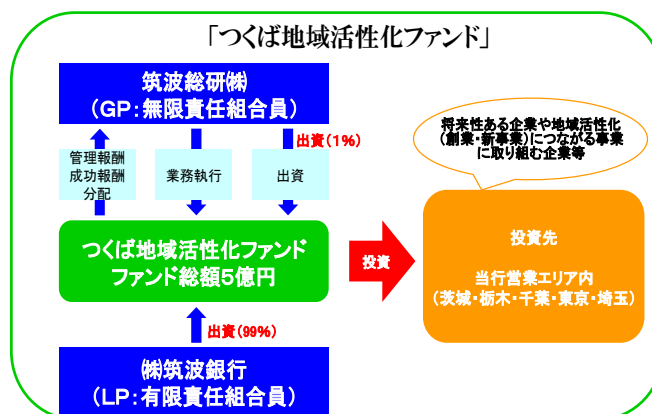
【支援機関の活用状況】

	県内全体			当行支援			うち当行メイン先		
	買取支援決定	2次対応	合計	買取支援決定	2次対応	合計	買取支援決定	2次対応	合計
茨城県産業復興相談センター	20先	0先	20先	12先	0先	12先	6先	0先	6先
東日本大震災事業者再生支援機構	56先	7先	63先	26先	2先	28先	14先	1先	15先

(震災後～2019/3末現在)

さらに、創業期支援として2016年1月に設立しました「つくば地域活性化ファンド」を活用し、投資可能額350百万円に対し2019年4月末時点で12件313百万円の投資を実行し、企業の将来性を支援する取り組みを行いました。

既に投資枠を上回る案件があることから2019年4月26日に、後継のファンドとなる「つくば地域活性化2号ファンド」(投資可能額350百万円)を設立し、支援体制の強化を図りました。今後も、将来性のある企業や地域活性化につながる事業に取り組む企業に対し、資金面での支援を行うとともに、当行の多様なネットワークを活用することで投資先企業の持続的発展を支援してまいります。



(7) 今後の課題

当行の主たる営業地盤である茨城県については、東日本大震災の発生から8年が経過するなかで、官民一体となった復興事業の推進により、ほぼ震災前の姿に戻ることができたものと捉えております。

当行は、震災発生直後より県内店舗網を活用して様々な支援に取り組み、行内体制の整備を図りながら、地域のお客さまの多様なニーズに対応してまいりました。

この8年間の復興支援・振興支援の取り組みのなかで蓄積された地域のお客さまとのリレーション、また、お客さまを支援するため構築してきた「経営改善・コンサルティング営業」のための行内体制については、今後の当行のビジネスモデルの基盤となるものと考えております。

お客さまの多様化する当行に対するニーズは、日々の営業活動のなかで現在においても蓄積され続けております。前経営強化計画時に構築した「顧客との深度あるリレーションに基づく経営改善・コンサルティング営業」を本部・営業店が一体となり推進し、お客さまのニーズのひとつひとつに真摯に向き合い、地域金融機関として金融仲介機能を発揮し解決を図っていくことが、地域経済や地域社会の活性化に繋がることであり、地域金融機関としての当行の経営課題であると認識しております。

2. 経営強化計画の実施期間

当行は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第8条第3項の規定により読み替えて適用する同法第12条第1項の規定に基づき、2019年4月から2022年3月までの経営強化計画を策定し実施いたします。

なお、今後計画に記載された事項について重要な変化が生じた場合、または生じることが予想される場合は、遅滞なく金融庁に報告いたします。

3. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他当行が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当行が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

当行は2015年10月に10年後を見据えた長期的な経営戦略として「筑波銀行『将来ビジョン』」を策定し、当行の目指す姿として「First Call Bank」、すなわち、お客さまが「最初に相談したい銀行」の実現を掲げました。

また、『将来ビジョン』の実現に向けて、3年間で1期間とする中期経営計画を策定しステップアップを図りながら取り組むこととしております。2016年から2019年の3年間で第3次中期経営計画期間、2019年から2022年の3年間で第4次中期経営計画期間、2022年以降を次へのステップ期間として、期間毎に目標を定めて本支店一体となった取り組みを進めております。併せて「地域振興プロジェクト『あゆみ』」については、2019年4月に「SDGs推進プロジェクト『あゆみ』」へのリニューアルを行い、震災復興や地域振興を含めた社会的課題の解決を通じ持続的成長を目指しております。

第3次中期経営計画の終了を受け、2019年4月から2022年3月を計画期間とした「第4次中期経営計画」を策定しました。基本方針は「地域のファーストコールバンクとして安定的な金融機関としての役割を果たすために、本計画期間を本来のレーションバンキングに立ち返った営業を強化するべく選択と集中を徹底的に進めていく3年間とする」とし、特に法人ソリューションの分野においては「徹底して地元中小企業の皆様へのご支援を行います」としてしております。

当行は前経営計画期間中に構築した事業性評価に基づくコンサルティング営業を着実に実践し、前計画策定時に掲げた4つの基本方針を踏襲したうえで、外部機関や関係団体等との連携を図りながら、地域金融機関として、地域の中小規模の事業者に対する安定した資金供給ならびに地域経済の活性化に努めてまいります。

【基本方針】

筑波銀行は、金融機能強化法(震災特例)の趣旨を踏まえ、導入した公的資金を有効に活用して、

- 事業性評価に基づくミドルリスク先への融資拡大
- 企業のライフステージに応じた本業支援
- 企業価値の向上ならびに経営体質の強化を目指した事業再生支援
- 担保や保証に過度に依存しないリスクテイクを伴う資金供給

に積極的に取り組み、全行一丸となって、地域経済や地域の面的な復興・振興に貢献してまいります。

①基本方針に基づく取り組み

(ア) 基本方針1「事業性評価に基づくミドルリスク先への融資拡大」

特に信用供与の円滑化を求めている先として、中小規模事業者のミドルリスク先を「重要な支援すべき領域」と位置付け、以下の取り組みを進めてまいります。

A. 信用供与の円滑化態勢の整備

- コンサルティングサポート協議会による財務データ依存からの脱却及びスピーディな方針決定

- 現場審査役の活用による迅速な審査対応及び営業現場行員のスキル向上

B. ミドルリスク先への円滑な資金供与

- リファイナンスプランを利用した適切なリファイナンス
- 特約付手形貸付による資金繰り、財務内容改善支援
- コベナント付融資によるモニタリングの実践と共通価値の創造

(イ) 基本方針2「企業のライフステージに応じた本業支援」

企業のライフステージに応じた本業支援を積極的に実施してまいります。

A. 事業性評価の高度化

- 事業性評価に対する本部によるサポート指導
- 事業性評価シートの企業への提示による目線を合わせた本業支援
- 外部知見（REVIC）による助言・コンサルティングの活用

B. 本部サポートの強化

- 事業性評価アドバイザーによる現場OJTの強化
- コンサルティングサポート協議会による組織横断的で多面的な提案素材の発掘、融資以外のタイムリーな提案方針の決定

C. 訪問・提案力の強化

- 中小規模事業者のニーズに合った活動の実践（小回りを活かした有効面談の増加、有益な情報の提供）
- プロセスを重要視した評価の実施（事業性評価シートの顧客提示行動評価、事業者との有効面談評価、提案から実行までのプロセス評価）

D. 事業承継支援の取り組み

- M&A専担者の配置によるスピーディな対応
- 外部連携による取り組み強化（日本M&Aセンター等外部専門機関との連携、出向による人材育成）
- 医療介護チームによる持分なし医療法人化への取り組み強化
- 自社株評価支援による承継準備への支援

E. 販路開拓支援の取り組み

- ビジネス交流商談会による販路開拓支援
- 各種セミナーの開催による支援
- 協定締結先（他行・外部団体・自治体等）との連携による支援

F. その他ライフステージに応じた支援の取り組み

- つくば地域活性化ファンドの活用等による創業期における支援
- 事業拡大期における大規模資金調達ニーズに対応したシンジケートローン等による支援
- ライフステージや顧客ニーズ、条件に応じた補助金等の提案
- ビジネスマッチングによる本業支援

(ウ) 基本方針3「企業価値の向上ならびに経営体質の強化を目指した事業再生支援」

A. 事業再生支援に向けた取り組み姿勢

- マネジメントサポートマインドによる経営改善支援に対する当行取組方針の意思統一
- 経営改善サポート協議会・委員会での情報共有・個社別の取組方針の決定
- 企業経営相談員の営業現場への配置による、より深い企業実態把握による支援
- 事業性評価アドバイザー、現場審査役と連携した幅広い分野での支援

B. 事業再生支援の実践

- 経営改善計画書策定支援
- 経営改善モニタリング支援
(コバナンツ付融資での支援型インセンティブ付与を含めたモニタリングフォロー)
- 外部機関との連携
(REVIC や震災支援機構等との取り組み)
- DES、DDS等の手法を含めた経営改善支援

(エ) 基本方針4「担保や保証に過度に依存しないリスクテイクを伴う資金供給」

事業性評価に基づき、財務データだけではない企業実態や将来性を加味した基本方針1～3（「ミドルリスクへの取り組み強化」「ライフステージに応じた本業支援」「企業価値の向上支援・事業再生支援」）の取り組みを着実に実践することで、適正なリスクテイクを伴う積極的な資金供給を行ってまいります。

また、お客さまとの深度あるリレーションを構築するなかで以下の取り組みについても積極的に対応してまいります。

- 経営者保証に関するガイドラインに基づいた取り組み
- 私募債、ABLの積極的な活用

【第4次中期経営計画の概要】



(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

① 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

(ア) 事業性評価への取り組み強化

お客さまの課題を解決し金融仲介機能を発揮するために、お客さまとの接点および対話の強化を図り、事業性評価シート作成を通じて検討した提案内容の実践による本業支援に取り組んでまいります。

2018年度末時点で4,644先の事業性評価シートを作成しており、既往のシート作成先へ事業性評価シートを提示し、当行とお客さまの課題認識を一致させる取り組みを進めてまいります。その上で、資金繰りの改善をはじめとしてお客さまの課題解決につながる提案に重点を置き、お客さまの業績向上に繋がるソリューションの提供に努めてまいります。

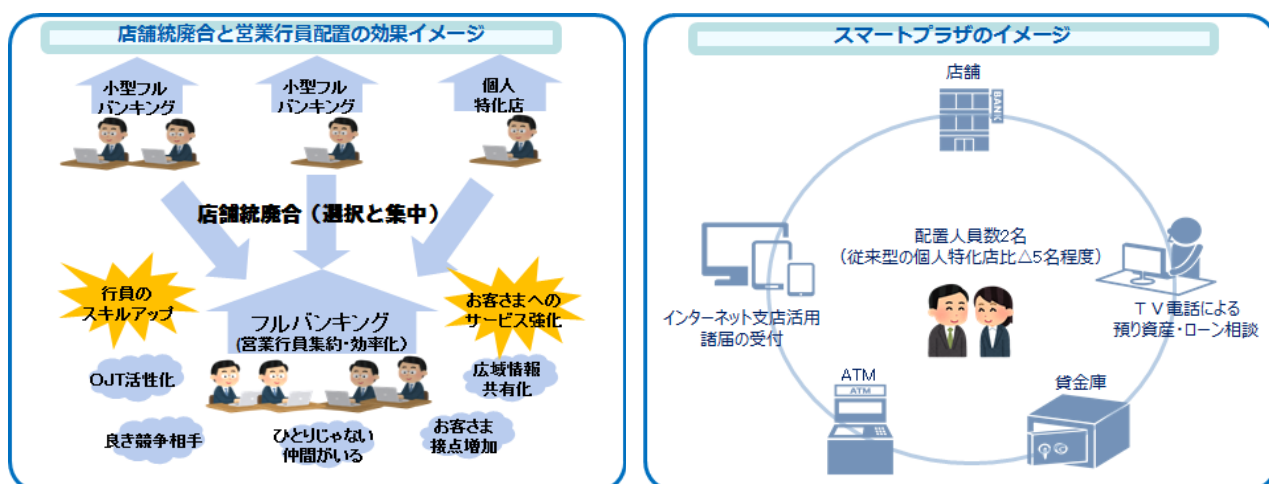
(イ) コンサルティング営業強化のための態勢整備

当行では本計画期間においてコンサルティング営業を強化するために、経営資源の選択と集中を行い、地元中小企業の皆様への支援を徹底してまいります。

店舗・人員配置戦略においては、クラスター分類ごとの地域特性を加味した地域戦略・店舗戦略により、店舗統廃合、エリア営業体制、現金非取扱店舗(スマートプラザ)を積極的に導入し、効率的なサービス提供拠点を構築してまいります。また、店舗戦略により、営業行員を効果的な拠点へ集中配置し、1拠点あたりの営業行員を増加させることで、「行員同士が相談しやすく、磨き合い、伸ばし合える」という行員のモチベーションやスキルアップができる環境を構築してまいります。

業務効率化においては、営業店端末の更改や業務の自動化(RPA導入)、営業店事務の本部集中化、その他業務の見直しなどによる業務効率化を図ることで、事務行員が営業で活躍できる環境を構築するとともに、営業行員のお客さま面談時間増加を実現させ営業力を強化してまいります。

以上の大胆な経費削減、店舗統廃合や地域戦略を加味した基準人員等によるメリハリのある効果的な人員配置により、営業力を強化してまいります。



(ウ) コンサルティングサポート協議会の新設

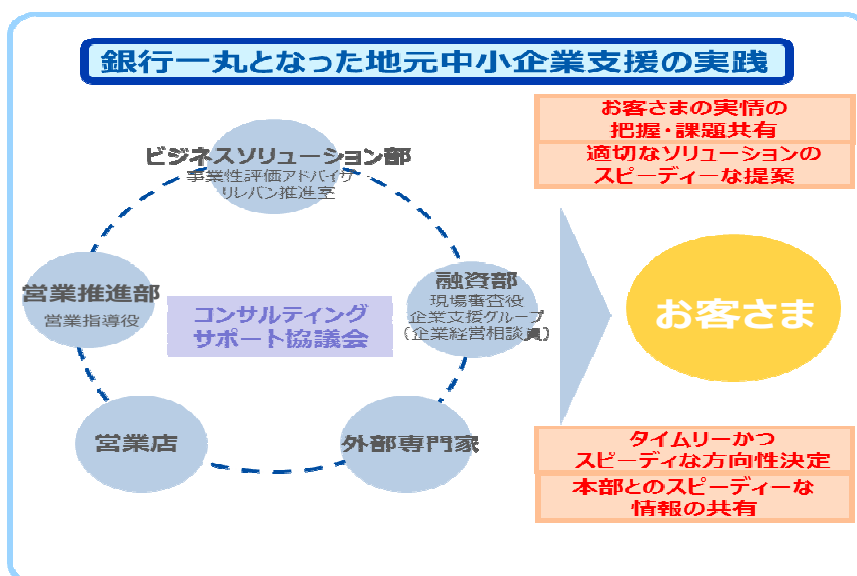
個社別の取引先毎の取り組み方針を協議し、営業担当者による提案営業の質を上げるサポートを行うこと、および本部知見の活用により提案内容を創出するとともに、成約までの本部が責任を持って指導管理を行うことを目的とし「コンサルティングサポート協議会」を新設しました。提案創出から成約までを一連のプロセスとすることで、営業店のみならず本部においても PDCA を管理し、実効性を高めてまいります。融資部と営業本部の本部横断的な連携に加え役員も含めた組織的な取り組みとしており、取引先企業の経営改善のための計画策定から計画実現のためのソリューション提供による具体的業務支援を強化し、本業支援を当行のビジネスモデルとして確立してまいります。また、本協議会の取り組みを通じて若手行員のスキル向上も図ってまいります。

「コンサルティングサポート協議会」は、本部と営業店を TV 会議システムで結んで実施する「本支店コンサルティングサポート協議会」と各営業店単位で週 2 回実施する「営業店コンサルティングサポート協議会」の 2 つを連動させることで実効性を高めてまいります。なお、「営業店コンサルティングサポート協議会」には、事業性評価アドバイザー、現場審査役および本部スタッフが随時参加します。

《コンサルティングサポート協議会の概要》

- ①参加者が地区本部長、営業本部、融資部となっており、営業ユニット全体で営業店をサポートする態勢となっております。
- ②経営計画の策定支援から資金繰り、融資提案やソリューション 11 における具体的な業務支援まで、取引先企業の全般にわたる本業支援を実現するビジネスモデルとなるものです。
- ③提案から成約までのプロセスに本部が関与することにより、営業活動において本部と営業店が一体化し、営業プロセスの有効面談件数、提案率をアップさせると同時に提案内容の質的向上により成約率も向上させていく取り組みです。

【コンサルティングサポート協議会の概要図】



(エ) 事業性評価アドバイザー・現場審査役・企業経営相談員による本部サポートの実施

2018年度より「事業性評価アドバイザー」「現場審査役」をブロック毎に配置(8ブロック8名)し、「企業経営相談員」を4名配置しました。

事業性評価アドバイザーは、上記「コンサルティングサポート協議会」における提案創出の中心的役割を担い、難易度の高い提案には営業店行員と直接お客さまの元へ訪問することで、営業店行員に対するOJTも兼ねながら、事業性評価に基づく本業支援とソリューション相談対応の質の向上に努めております。

現場審査役は、「コンサルティングサポート協議会」では融資ネタ・融資案件を組成するための中心的役割を担い、案件化に向けて調査事項や貸出形態の検討などのアドバイスの提供を行い、営業店によるスムーズな案件組成とスピード感のある決裁に努めております。

企業経営相談員は、これまでは経営改善支援先のサポートが中心でしたが、今後は、中小ミドルリスク層のうち当行メイン先を中心に資金繰り改善や計画策定支援、モニタリング支援などの経営改善支援、事業承継や販路拡大などの本業支援に活動の幅を広げていくことから、人員の増強を図り機能強化を図ってまいります。

(オ) ターゲット先の選定

2018年度は、売上高100M～3,000Mの取引先層をコアターゲット(営業力を優先的に投下するお客様)としていましたが、上期実績を分析した結果、当行の強みを発揮できる層として新たに売上高50M～100Mの比較的小規模の取引先をコアターゲットに追加しました。

売上高の切り口の他に、格付の切り口でもターゲティングしており、様々な経営課題を有するミドルリスク先についても資金繰り改善や本業支援のニーズが高いことから、営業力を優先的に投下するお客さま層に指定しております。

(カ) プロセス評価の導入

2018年度より事業性評価の一連の取り組みにプロセス評価の考え方を導入しました。プロセスを重視する営業活動により、結果としての計数だけではなく、有効面談や提案が重要であるという認識は営業店にも浸透しつつあります。また、プロセス評価導入の効果の一つとして営業活動が「見える化」し、各営業店及び本部にてPDCAサイクルが構築できるようになりました。

2019年度よりプロセス項目を「i お客さまとの有効面談」「ii 事業性評価シートの顧客提示による対話」「iii 顧客ニーズ等の情報獲得」「iv 融資およびソリューションの提案」「v 提案の成約」の5項目とし、金融仲介機能の発揮に不可欠なプロセスをシンプルに明確化しました。

(キ) 外部知見の活用について

事業性評価を中心とした営業戦略を構築し取り組んでおりますが、前計画期間

中に基盤は確立できましたが、今後は今以上に実践力の強化を図っていく必要があります。そこで、株式会社地域経済活性化支援機構 (REVIC) のコンサルティングを受け、外部知見を有効に活用し各種施策に取り入れていくことで、金融仲介機能の質を高め、より高度な事業性評価に基づく本業支援を可能とする態勢を整備してまいります。

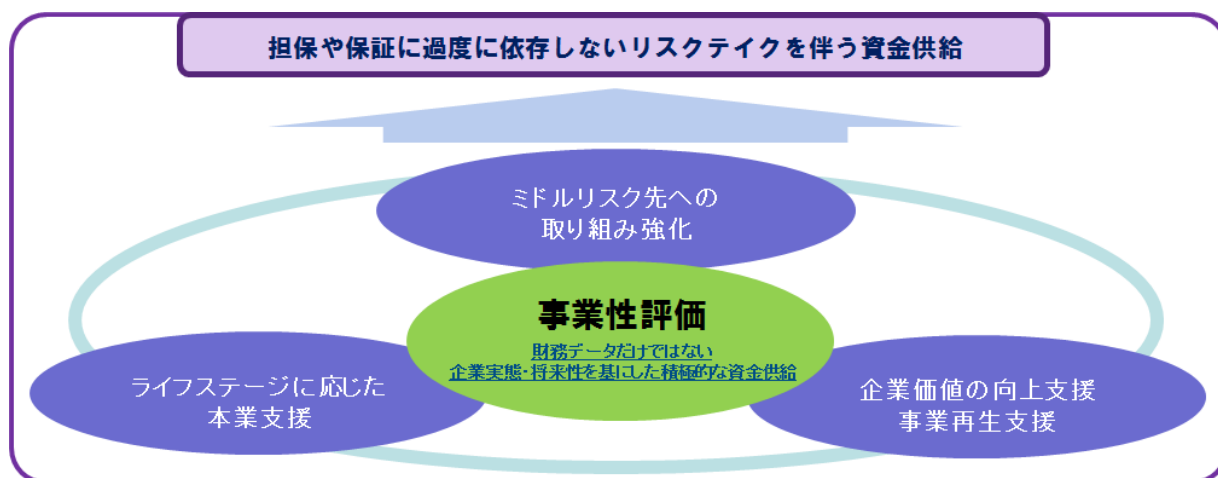
②中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制

震災直後に設置し、これまで強化計画の実施状況を検証してきた「震災復興委員会」については、「地域振興プロジェクト『あゆみ』」のリニューアルに伴い、その機能を「SDGs 推進委員会」に移行しました。今後は「SDGs 推進委員会」において引き続き取り組み状況のモニタリングおよび各施策の検証・管理を行ってまいります。

また、頭取を議長として全役員と各部室長が出席している総合戦略会議においてもこれまで同様に金融仲介機能のベンチマークを基にした事業性評価やミドルリスク先への取り組み状況、コンサルティング営業の取り組み状況、事業再生支援の取り組み状況の検証を行い、定期的に経営陣への報告を行うことで、計画に基づく諸施策の実効性を高めてまいります。

③担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

当行は、過去の定量データ分析にウェイトを置いた審査体制から脱却し、取引先の深掘りされた事業性評価に基づき、担保又は保証に過度に依存せず将来の持続可能性や成長可能性を見極めた与信判断に取り組みをシフトしております。具体的には、基本方針に掲げている「ミドルリスク先への取り組み強化」や「ライフステージに応じた本業支援」「企業価値の向上支援・事業再生支援」の取り組みにより実践してまいります。



2015年度から事業性評価の取り組みを開始し、2018年度には事業性評価に基づく融資を行っている先数は全体の21.6%、融資残高は全体の30.75%となっており、

毎年その比率を高めてきております。また、「現場審査役」をブロック地区母店毎に8名配置することで、営業店の案件相談や案件組成指導を行うとともに、現場環境把握、融資施策の本部と営業店の直通化、本部との連携などスピード化を実現し、お客さまとのリレーション強化に繋げております。さらに、2019年4月からは、コンサルティングサポート協議会（営業店・本支店）を開始し、有効かつ質の高い「提案」の増加に取り組んでおります。「案件審査から企業審査」、「担保や保証に依存した融資から企業の持続可能性や将来性を評価した融資」の定着を図り、本部と営業店が一体となった真のリレーションシップバンキングとして、引き続き地域において円滑な金融仲介機能を発揮するビジネスモデルを構築すべく収益機会の創出を図ってまいります。

その他の取り組みとしては、引き続き「私募債」「ABL」といった取り組みを継続し、「経営者保証に関するガイドライン」の取り組みについても強化継続してまいります。ガイドラインに基づく適正な運用については、新規与信時において経営者保証を求めない取り組みのほか、担保や保証に過度に依存しない融資を実践するため当行独自の取り組みを実施してまいります。具体的な対応としましては、不動産担保を保有している先に加え事業承継時や代表者交替時における新旧経営者の二重で保証となっている場合の対象債務者のリストアップを行い、ガイドラインの要件を満たさない場合でも企業の事業性や成長可能性を踏まえた保証人解除の可能性について検討を行っております。併せて、信用保証協会において「経営者保証を不要とする取扱いに関する対応」が2018年4月より開始されたことから、信用保証協会付融資における既往債権についてもリストアップによる保証人解除の見直しを実施しております。

現在、二重保証が事業承継時の阻害要因となっている状況に鑑み、今後の対応として、二重保証先のモニタリングや本部検証など組織的な対応を進めることにより、担保や保証に過度に依存しない融資を促進してまいります。

(3) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

①信用供与の円滑化に資する方策

(ア) 事業性融資への取り組み強化

A. ミドルリスク先^(注1)に対する積極的な信用供与

当行では、導入した公的資金を有効に活用し、事業性評価に基づく積極的なミドルリスク先への融資拡大に取り組んでおります。今後も地域経済の活性化のためには、地元中小企業の持続的成長が不可欠であり、特に中小ミドルリスク先に対し、メイン化と経営改善支援に組織的に取り組んでまいります。

中小ミドルリスク先のうちメイン先に対しては、当行の経営支援先に指定し、経営改善計画策定・モニタリング支援、および積極的なリスクテイクを伴う金融支援を実施してまいります。具体的には、前述のコンサルティングサポート協議会により、個別企業の実態を本支店で共有し財務データに過度に依存しない方針をスピーディーに決定し、お客さまにタイムリーな提案を提供することに努めて

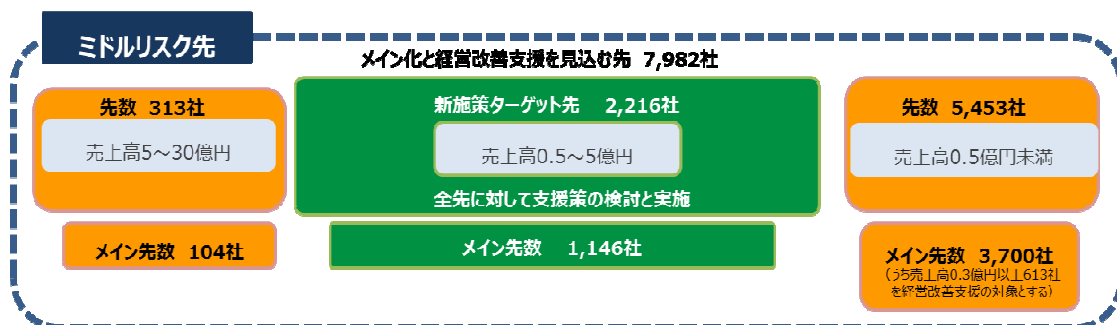
まいります。さらには、現場審査役を営業店（ブロック毎 8 名）に配置することで、現場実態をより近くで把握した迅速な審査対応を可能にするとともに、営業現場行員の OJT を強化しスキルアップも図ってまいります。資金提案手法としては、お客さまの資金繰り改善につながる長短バランスの是正等の「リファイナンス」、最長 5 年間の手形貸付の継続を約束する「特約付手形貸付」、経営改善計画を策定し計画の進捗をモニタリングすることで経営改善をサポートする「コベンナツ融資」^(注2) など、お客さまのニーズや財務状況に応じて最適な借入の提案を行ってまいります。また、資金供給以外の面でも、事業承継、販路開拓などの顧客別課題の解決のための具体的経営支援も付加価値として提案してまいります。なお、非メイン先につきましては、財務改善支援の切り口から他行借入も含めたリファイナンス等により当行メイン化を進め、メイン化後は金融支援・経営支援を実施してまいります。

(注1) ミドルリスク先定義

当行における債務者区分の正常先下位～要注意・要管理先までとしております。

(注2) 経営改善型の「コベンナツ融資」

事業性評価によりお客さまに適した目標を共有し、その達成に向けご支援を行い、達成度合いに応じた金利の引き下げ等も行います。



【中小ミドルリスク先の経営改善支援】～組織的取り組み～

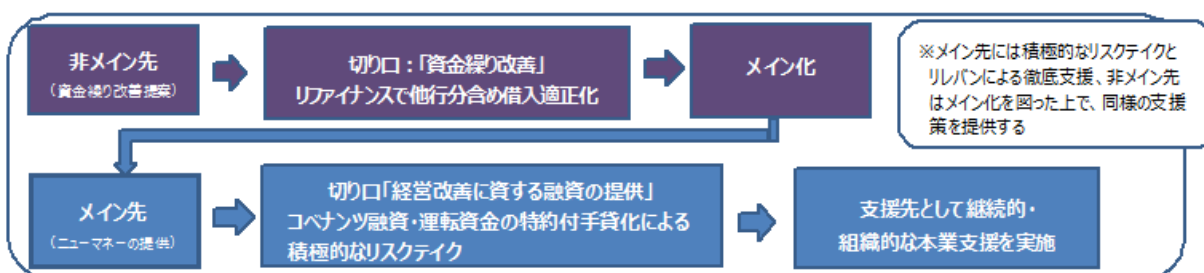
1. 推進施策

- メイン先 → 全先を当行の経営支援先に指定し、計画策定・モニタリングの支援、および積極的なリスクテイクを伴う金融支援を実施するとともに、事業承継、販路開拓などの顧客別課題の解決のための具体的経営支援を実施する。
- 非メイン先 → リファイナンス等の財務改善支援の切り口から他行肩代わりを推進し、当行メイン化を積極的に進め、メイン先に対する金融支援・経営支援を実施していく。

2. 提案内容： コベンナツ融資・特約付手形貸付・経営改善計画策定&モニタリング・事業承継・M&A・販路開拓支援

3. 体制： コンサルティングサポート協議会の実施（本部主導PDCA）

（経営改善サポート協議会との一気通貫施策）



【中小企業貸出の計数計画】

	2020/3期 計画	2021/3期 計画	2022/3期 計画	3年間の累計 計画
中小企業貸出残高増加額	206億円	204億円	252億円	662億円
中小企業貸出増加先数	150先	150先	150先	450先

(アパートローンを除く中小企業貸出)

【ミドルリスク先の計数計画】

	2020/3期 計画	2021/3期 計画	2022/3期 計画	3年間の累計 計画
ミドルリスク融資実行額	830億円	860億円	880億円	2,570億円
ミドルリスク融資先数	9,550先	9,700先	9,900先	
ミドルリスク融資残高	2,663億円	2,794億円	2,952億円	

(アパートローンを除く中小企業貸出)

B. 新たな資金供給手法への取り組み強化

多様化するお客さまの資金ニーズに対応するために新たな資金供給手法の取り組みを強化し、地域経済の発展・活性化に貢献してまいります。

私募債については、資金調達コストの長期固定化や新聞等メディア取り上げによる宣伝効果も期待出来る等のメリットもあるため、企業側ニーズも高く、担保に過度に依存しない融資手法として取り組みを強化しております。対象基準を会社の規模より財務内容を重視した、より当行のお客さまにあったものとなるよう見直しを図ってきたことから、増加傾向にあります。取り組み実績として2012年4月から2019年3月末までに419件、330億90百万円を受託いたしました。

シンジケートローンについては、2017年2月に組成業務開始以降、本部担当者の増員、管理システムの導入等、体制強化を行った結果、これまで20件185億円の組成を行いました。組成内容についても、借入の全体を見直すりファイナンス案件のほか、大型設備案件、事業承継案件、PFI、プロジェクトファイナンス等多岐に亘っております。

今後もお客さまの多様なニーズに対応し組成の幅を広げ、業務拡充を図ってまいります。

【私募債の取り組み】

(単位：百万円)

	2017/3期		2018/3期		2019/3期	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
件数(件)	45	47	42	46	47	86
実行額	3,400	3,800	3,050	3,940	3,640	6,470
手数料	88	98	73	96	92	165

【シンジケートローンの取り組み】

(単位：百万円)

	2017/3期		2018/3期		2019/3期	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
組成手数料	0	47	41	42	121	91
参加手数料	18	19	30	16	9	12
合計手数料	18	66	71	58	130	103
組成額		3,160	3,600	1,750	6,440	3,549
組成件数(件)		3	2	3	5	7

※当行でのアレンジャー組成開始は2017年3月から開始

また、2019年3月末に、お客さまとの約束事項（コベナンツ事項）を契約書に定めた融資制度（コベナンツ融資）を規定化しました。事業性評価に基づく将来性を評価し、お客さまに合った財務目標などを契約書に定め、達成時には金利の引き下げなども定めることで、その達成に向けお客さまと銀行が一体となって取り組むことでお客さまの事業改善を支援してまいります。

ABLについては、主に売掛債権担保融資や太陽光発電施設の売電債権担保等に取り組んでおります。今後、さらにノウハウ蓄積に努め、工作機械や車輛などの個別動産や、棚卸資産、診療債権等の売掛金にも対象動産の幅を広げ、推進体制を整備する必要があります。中小企業が、経営改善や事業再生を図るための資金や、新規のビジネスに挑戦するための資金の供給に活用できるよう対応してまいります。

当行では従来より地元税理士会、税理士協同組合と連携し「税理士会事業ローン」の取り扱いをしておりましたが、今般、申告書の作成に関して計算、整理、相談に応じた事項を記載した書面（税理士法第33条の2に規定する添付書面）を添付しているお客さまに対しては、原則として無担保・無保証での融資が可能となるよう改定を予定しております。これにより、地元税理士との情報共有を進めることで、より適切な金融仲介機能を発揮することに繋げるとともに、担保や保証に過度に依存しない融資の促進を図ってまいります。

C. 「SDGs 推進プロジェクト『あゆみ』」対応融資商品の取り組み

当行では、東日本大震災の被災者を支援するべく、個人のお客さまに対して、被災した住宅補修資金をはじめとする様々なニーズに応えるべく、『あゆみ』復興支援商品を新設・整備し対応してまいりました。同商品は2019年4月から「SDGs 推進プロジェクト『あゆみ』」対応融資商品として継続しており、引き続き被災者支援として取り組んでまいります。

また、上記商品と共に、震災後から資金繰り支援として行っている条件変更等による支援についても引き続き積極的に継続対応してまいります。

(イ) 消費性融資への取り組み強化

A. 住宅ローン利用先に対する取り組み

当行は東日本大震災直後に、当行の住宅ローン利用先を訪問し被災状況と被災者のニーズを確認し、建て替えやリフォーム等への支援を行ってまいりました。現在においては復興から振興の色合いが濃くなっておりますが、引き続き、被災者向けの担保評価基準を緩和及び金利優遇幅を拡大した「あゆみ住宅ローン」の取扱いを継続することで、被災者支援を継続すると共に地元における需資に対応し、地域活性化（地方創生）に貢献してまいります。

【建て替え・リフォーム資金の取り組み状況】

2019年3月末日現在

※当行住宅ローン利用先以外も含む () 内は2018年10月～2019年3月実績累計

使 途	件 数	金 額
建て替え	2,240件 (16件)	52,194百万円 (365百万円)
リフォーム	885件 (0件)	3,846百万円 (0百万円)
合 計	3,125件 (16件)	56,040百万円 (365百万円)

B. お客様が相談しやすい環境づくり

被災者を含め、お客様がローンに関する相談をしやすい環境づくりとして、ローンプラザ（愛称：「すまいるプラザ」）を全11カ店に設置しております。なお、ローンプラザは、土日も営業し、住宅ローン専担者を配置しておりますので、お客様が休日に時間を気にせず相談することが可能となっております。この取り組みで、より深度ある相談に応じることにより、お客様のニーズを把握し、資金面や条件変更等にタイムリーに対応してまいります。

また、新たな店舗施策である「スマートプラザ」の設置により相談チャネルを強化してまいります。

C. 「SDGs 推進プロジェクト『あゆみ』」対応融資商品の取り組み

事業性融資と同様に、「SDGs 推進プロジェクト『あゆみ』」対応融資商品を被災者支援商品として引き続き取扱いを行い、住まい等に関する支援を継続して取り組んでまいります。

さらには、被災県の地域金融機関として過去の経験を活かし、自然災害に加え「地震・津波等」で罹災された場合に返済を一部免除する特約を付帯した「〈つくば〉自然災害時返済一部免除特約付住宅ローン」を2017年2月に導入し取り扱っている他、住宅ローン、消費性ローンともに「定住支援商品」を設定することで、各自治体の地方創生施策に対する支援を行っております。

2019年7月からは、返済支援を主な目的とする新たなローン商品「おまとめローン」を導入する予定であり、引き続き地域金融機関として地域のお客様の生活をサポートしてまいります。

(4) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策**①経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業主を含む）に対する支援に係る機能の強化のための方策****(ア) 事業性評価に基づく企業のライフステージに合わせた本業支援**

当行ではコンサルティング営業を行うにあたって、入口で「事業性評価」に基づく分析を行い、個別企業に合う本業支援を実践していくことを基礎としております。その基礎となる事業性評価シートについては、前経営強化計画期間で4,644

件作成し企業の強み弱み等の実態把握は蓄積されてまいりました。今後はその分析の高度化を図りつつ、企業にとってタイムリーかつ効果的な提案を展開できるように取り組んでまいります。

本業支援の入り口となる「事業性評価」については、さらなる「高度化」を図る必要があり、ビジネスソリューション部において営業店作成の事業性評価シートの評価・指導を継続実施することで着実に分析の高度化を図ってまいります。また、外部知見者（REVIC）による事業性評価実行支援を受けることにより、高度な分析スキルや具体的な行動・実践スキルを向上させてまいります。

さらに実践にあたっての主な「本部サポート」については、2018年4月にブロック母店の営業店現場に8名配置した本部直轄の「事業性評価アドバイザー」による「営業店行員に対するOJT強化」と「営業店の顧客提案活動のサポート」を引き続き行い、現場のスキルアップと高度でスピーディーな顧客対応を行ってまいります。また、2019年4月に新設した「コンサルティングサポート協議会」において、営業店と本部、さらに本部の現場サポート部隊である「事業性評価アドバイザー」「現場審査役」「企業経営相談員」が出席し、個社別に企業支援策を多面的に協議して方向性を決定することで、スピーディーな提案を実践し真の本業支援につなげてまいります。

また、提案の実践としての「訪問・提案力の強化」については、企業との有効面談を重ね、有益な情報を提供できるように、ニーズに合った営業を行ってまいります。その行動を営業店が行った場合には、しっかりと評価されるようなプロセス評価を重要視した営業店表彰も実施してまいります。具体的には、「事業性評価シートの顧客提示行動」「事業者との有効面談」「有効な提案から成約までのプロセス」等について評価する内容で運用してまいります。

【実績と計数計画】

	2019/3期 実績	2020/3期 計画	2021/3期 計画	2022/3期 計画
事業性評価シートを提示して対話した先	2,087先	3,000先	4,000先	5,000先

（アパートローンを除く中小企業貸出先）

（イ）外部専門家ネットワークの拡充

企業のライフサイクルや業種等によって多岐にわたるお客さまの相談ニーズに応じるため、様々な経営コンサルティング会社や各士業等との外部専門家との連携体制を充実させております。特に「医療・介護」関連や「事業承継」といった特定の分野に強みを持つ外部専門家と協力・連携体制を構築しております。

また、公的な機関としては、茨城県中小企業振興公社のよろず支援拠点と連携を図っており、2018年度から当行の各店舗において毎月出張相談会を開催しております。よろず相談員4人が身近な店舗で相談に応じるものであり、普段、なかなか相談する時間や相談者がいない個人・小規模事業者の評判が良好で、年間で70社からの相談がありました。

2019年4月以降も引き続き実施しており、外部専門家のネットワークを活かした経営相談に対する支援を行ってまいります。

(ウ) 公的支援機関との連携強化

茨城県中小企業再生支援協議会と定期的(月1回)に開催する相談会を通じて、経営改善支援のノウハウを吸収するとともに、外部コンサルタント等を活用して返済条件緩和、新規与信対応を含めた経営改善計画書の策定のほか、他金融機関との調整を円滑に進めてまいりました。2018年度は11件の案件持込みを実施し、今後についても、引き続き、経営改善計画書の策定や金融調整に関する連携を深め、必要な追加支援策を講じてまいります。

また、専門性の高い転廃業支援については、地域経済活性化支援機構(REVIC)との事前相談を通じて、個別企業に応じた対応ノウハウを吸収し、企業の新陳代謝を促すことで地域経済の活性化を進めてまいります。

(エ) 専門家スキルを持つ本部行員の育成

当行では、効果的な事業性評価が実践できる融資に強い人財を育成するため、営業行員のスキル向上に向けた取り組みを進めております。営業行員の知識習得に向けた取り組みとして、本部主催による研修やトレーニーによる実務研修に加え、きんざいが主催する「金融業務3級 事業性評価コース」、「金融業務2級 事業承継M&Aコース」の受験を推奨し、お客さまの本業支援に関する総合的な知識の向上を図ってまいります。また、高度な金融サービス提供を実現するため、中小企業診断士などの専門家スキルの習得に向けた人財育成や、高度資格取得者の適正配置による専門能力の発揮に向けた取り組みを行ってまいります。特に中小企業に対する本業支援や事業承継・M&Aについては、専門家スキルを持つ行員を積極的に育成し、お客さまからの相談を受けやすい環境整備を進めてまいります。

【専門資格保有者の状況(2019年3月末)】

資格名	人数	うち本部
FP1級	46	24
中小企業診断士	6	5
医療経営士(3級)	31	12
農業経営アドバイザー	5	3
動産評価アドバイザー	5	5
M&Aシニアエキスパート	4	4
宅地建物取引士	69	40
金融業務3級 事業性評価コース	544	99
金融業務2級 事業承継M&Aコース	405	125

②創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

(ア) つくば地域活性化ファンドの活用

創業期のお客さまに対しては、「つくば地域活性化ファンド」を2016年1月に設立、2019年4月末現在12先に対し支援を行いました。更に2019年4月には後継ファンドとなる「つくば地域活性化2号ファンド」を設立し、地域のスタートアップに対する支援体制を強化しました。これらのファンドを通じ、地域経済発展への貢献が期待される企業の創業に必要な資金を支援するとともに、投資後は当行グループの多様なネットワークを活用することで投資先企業の価値向上に貢献してまいります。

また、創業または創業後の経営相談等に応じるべく、2019年度は日本政策金融公庫の協力を得て、創業後セミナーを開催する予定です。

今後、営業店による情報収集活動を推進しながら、一方で大学や研究機関、支援機関等との連携を強化し、地域のスタートアップに対する支援を強化してまいります。

③販路拡大支援に資する方策

(ア) ビジネス交流商談会による販路開拓支援

販路開拓支援先への施策の中心に、筑波銀行ビジネス交流商談会の開催があります。昨年開催しました商談会については、入場者2,000人 商談件数が800件と多くの方に参加いただきました。

本交流商談会の特色については、以下の通りです。

i) 販路開拓・技術発信支援

本交流商談会を通じて、茨城県を中心とした北関東の企業様の持つ商材・製品を発信するとともに販路開拓と商品開発・改良の機会の場を提供すること

ii) 異業種交流商談会

「食」「ものづくり」「海外」「観光・サービス」「行政・教育機関」「ベンチャー」の業種を超えて、当行の特徴である「異業種交流」による商談重視型商談会としていること

iii) 産・学・官の連携

北関東の地域全体について、企業、公的支援、関係市町村及び教育・研究機関と連携強化することで、北関東地域全体の地域活性化を支援していること

新たな取り組みとしては、昨年から本業支援の一環として営業店の取引先の商談の場にバイヤー・セラーの了解を得られた先については、担当者が立ち会い、取引先を深掘りして頂く機会を設けています。これにより、取引先の強み・弱みを知りえた中で、販路開拓のアドバイスができるような商談会としています。

(事前予約商談件数 215 商談 ⇒ 内行員立合商談件数 24 商談)

また、2015年から、『「地域経済活性化に関する広域連携協定」に基づく、「東

和銀行」「栃木銀行」との連携』を続けており、北関東企業の販路開拓のため支援を続けております。

今後については、商談会以外においても、コンサルティングサポート協議会を通して、営業店と個社別のニーズを1社ずつ提案してスピーディに対応してまいります。

【2018年度商談会実績】

発注企業 (バイヤー)	受注企業 (セラー)	行政・支援機関	招待客等	合計
235先	523先	132先	1,110先	2,000先

内訳	食・海外	ものづくり	合計
事前予約商談	142先	73先	215先
フリー商談	310先	275先	585先
合計	452先	348先	800先
商談成約数	8先	3先	11先
継続商談数	77先	33先	110先

【販路開拓支援の計画】

	2020/3期 計画	2021/3期 計画	2022/3期 計画	3年間の累計 計画
販路開拓支援先	250先	270先	300先	820先

(イ) 地域資源を活かした商品開発支援

地域資源を活用した商品開発は、地域そのもののブランディングとの両輪となるものであり、震災の発生以降、様々な支援を実施してまいりました。ローソンと共催で開催した個別商談会の取り組みからは、「常陸太田精製醤油雛菊の焼おにぎり」（初回発売：2014年4月）、「大洗港水揚げしらすご飯」（同：2014年8月）、「奥久慈りんごのアップルパイ」（同：2015年3月）が商品化されました。なお、「大洗港水揚げしらすご飯」については、2014年11月開催の「フード・アクション・ニッポン・アワード2014」において、「食べて応援しよう！賞」を受賞しております。

また、関連会社である筑波総研が茨城県処遇改善プロセス支援事業の受託者となり、県内12事業者に対し、商品の開発の支援から国内最大級の食品の展示会であるスーパーマーケットトレードショーへの出展までの商品開発から販路支援まで一体となって実施する事業を当行と筑波総研と連携して支援してまいりました。本事業や前述しました「かすみがうら市の地域中核企業創出・支援事業」のように筑波総研と連携し支援する態勢を構築しております。

引き続き、地域製品の魅力やブランドの向上に関するコンサルティング機能を強

化し、地域企業の販路拡大支援につながる取り組みを展開してまいります。

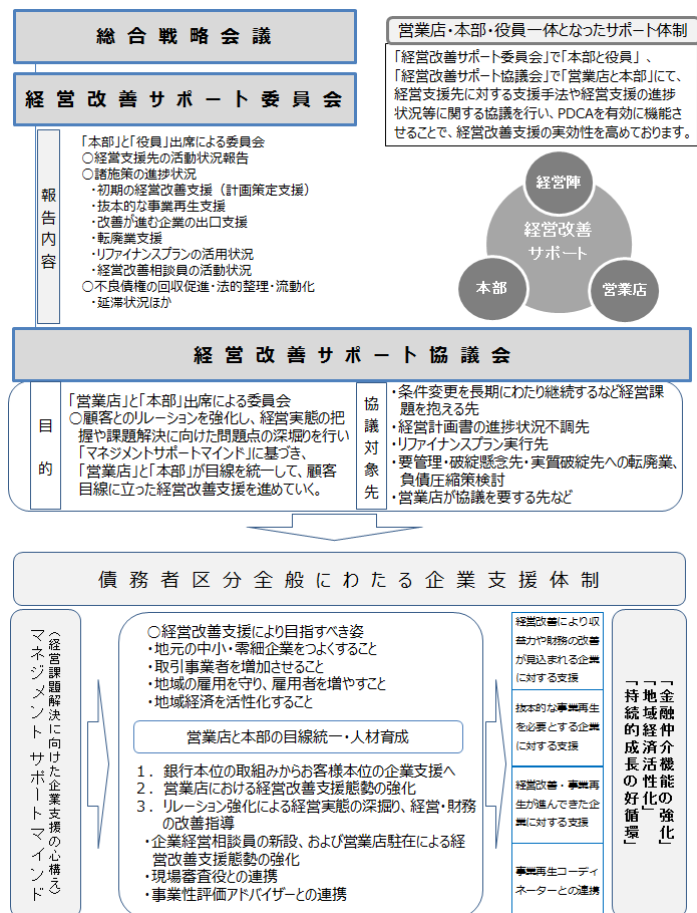
(ウ) 地域産業の競争力強化に向けた他行との連携を踏まえた広域ビジネスマッチングによる商流創造支援

北関東自動車道や圏央道が開通し、商材輸送や営業商談に関する利便性が向上していることから、広域のビジネスマッチングに関するニーズは拡大傾向にあるものと考えております。このようなニーズに対応するため、2014年度より、当行および栃木銀行、東和銀行との3行連携協定に基づき、栃木銀行主催の「とちぎんビジネス交流商談会」に共催者として参加しております。2018年5月に開催された「とちぎんビジネス交流商談会2018」については、「食」をテーマに79社が出展、当行からも10社の取引先が出展いたしました。首都圏の販路開拓を後押しするため、昨年に続き東京（池袋）にて開催し、当行参加者の商談実績についても、首都圏のバイヤーを中心に商談数53件、当日成約数3件、継続商談数33件の成果を上げた他、茨城県の商品PR発信の一助ともなっております。

今後についても、北関東地域全体の活性化を目指し、公的機関や関係市町村、支援機関等及び大学・高校等との産学官金連携を強化し、地域と一体となって復興・振興を支援してまいります。

④ 事業再生支援に資する方策

当行は、地元中小企業が抱える経営課題の解決や持続的成長につながる提案を行うために、2017年12月に「マネジメントサポートマインド（経営課題解決に向けた支援の心構え）」を制定し、あわせて「経営改善サポート協議会」を新設し、「お客さま・営業店・本部」の目線を統一し、一体となってお客さまの経営改善支援に取り組める態勢強化を図りました。また、2018年7月には「企業経営相談員」を営業現場に配置することで現場の活動を強化し、さらに同7月に「経営改善サポート委員会」を新設し、経営陣も一体となり債務者区分全般にわたる企業支援の取組を強化する環境を整えました。



(ア) 経営支援への積極的な取り組み意識の醸成

前計画において、営業店が自ら問題意識を持って経営改善支援に取り組む態勢が進みつつあり、2016年12月から2019年3月までに延べ1,268件の経営計画書(簡易計画)策定に取り組んだ結果、経営支援先は2016年3月の435先から2019年3月には1,552先に増加いたしました。今後については、簡易計画策定により経営支援の裾野を広げるとともに、経営計画書の実現性を高めて取引先の早期事業再生を進めるため、ビジネスソリューション部と販路拡大等の本業支援にかかる連携を強化し、より質の高い金融仲介機能の発揮に取り組んでまいります。

(イ) 経営改善により収益力や財務の改善が見込まれる企業に対する支援

A. 「経営改善サポート協議会」による企業ライフステージの見極めと支援方針の明確化

当行は、地元の中小・零細企業の事業再生を進めていくため、取引先に関する情報を営業店と本部が共有して今後の経営改善支援方針の目線の統一を図ることを目的に、震災以降、2019年3月までに累計28,009先の「経営改善サポート協議会(旧名称:対応方針協議会)」を開催してまいりました。うち、当行が財務内容や経営内容についての助言や経営改善に向けた協働態勢の構築を進め、経営改善計画書の策定が見込まれる先については、「重点・一般・その他」の支援区分を設けた「経営支援先」とし、取引先の実態把握や事業性の検証とともに、震災以降、2,061件の経営改善計画策定支援に結びついております。

引き続き、経営改善サポート協議会の開催によって取引先と接する営業店の生の声を聞き、業況悪化先については早期の経営改善への取り組みを支援し、モニタリングを通じた継続的、かつタイムリーな実態把握に基づき、個社別のライフステージに応じた具体的な対応方針を決定し、経営の改善につながるアドバイスの提供を進めてまいります。

(ウ) 抜本的な事業再生を必要とする企業に対する支援

地元中小企業の経営環境は大きく変化しており、地域経済・産業の現状及び課題を適切に認識・分析するとともに事業内容や成長可能性を適切に評価したうえで、それらを踏まえた解決策を検討・提案していく必要があります。積極的かつ抜本的な経営改善支援・コンサルティング機能の強化によって地域に根差した金融仲介機能の発揮に取り組んでまいります。

A. 資本金借入金、債権放棄等の金融支援等、真に実効性のある抜本的な事業再生支援

《資本金借入金(DDS)による事業再生支援》

当行は、前計画期間において、DDSを積極的に活用しており、震災以降累計で63件2,114百万円を実行しております。DDSの活用先からは、借入金の返済負担の軽減によって資金繰りが安定し、業績改善に経営力を集中できたとの声も聞かれており、今後についても、自己資本の毀損度が高い債務者であっても、今後の債務償還能力が見込まれる先には、DDSの活用も一つの手法であること

を積極的に説明し、財務面の早期改善による事業再生支援を進めてまいります。

《債権放棄等による事業再生支援》

二重債務問題に対して、東日本大震災事業者再生支援機構（震災支援機構）や茨城県産業復興機構を活用した再生計画に基づいた債権放棄を含む抜本的支援の提案を行い、前計画期間に震災支援機構 26 先、茨城県産業復興機構 12 先の買取支援決定に至るなど、当行関与の買取支援実績は県内実績の約半数を占めております。当行提案による買取支援の実施により過剰な借入金の負担が軽減し、事業再生の道筋が見えたとの声も聞かれており、現在検討中の震災支援機構案件 3 先のほか、対象先の見極めを進めてまいります。

被災企業の相談は一巡しており、新規の相談件数は減少する見通しであります。一方で被災企業の経営再建が当初計画どおりに進まない事案も見られることから、モニタリングを継続し、環境の変化に応じた事業再生支援を継続してまいります。

【外部機関活用状況】

（震災後～2019/3 末現在）

機関名	取組先数	対応状況の内訳
茨城県産業復興機構	12 先	買取決定…12 先
東日本大震災事業者再生支援機構	26 先	買取決定…26 先、事前相談…3 先
地域経済活性化支援機構（REVIC）	4 先	支援決定…4 先、事前相談…2 先

B. 事業継続が見込まれない企業に対する転業や廃業支援

当行では、経営者の事業継続意欲や経営者自身の生活再建策など経営者自身の抱える悩みに対して真摯に向き合い、従業員の雇用や地域に与える影響、また、取引先を取り巻く周辺環境等を総合的に勘案し、金融調整を含む外部機関との交渉をサポートすることで、関係者にとって真に望ましい取引先の再起に向けた助言を行っております。

本計画においても、事業引継ぎセンターとの連携や、税理士、弁護士等の外部の専門家との連携による支援や事業スポンサーへの売却による整理等、取引先の実情に応じた転業や廃業に関する助言等を行い、地域経済の新陳代謝に向けて面的再生に取り組んでまいります。

（エ）経営改革・事業再生が進んできた企業に対する支援

A. 経営改善先に対するニューマネー対応を含めた出口戦略の提案

抜本的支援の実施によって財務内容が改善する取引先も多いなか、過去の財務内容や担保や保証に必要以上に依存し、新たな与信取り組みに足踏みする事例が見られたことから、地域金融機関として取引先の事業性を適切に評価し、金融仲介機能を十分に発揮していく必要があると認識しております。

当行では、前計画期間において取り組みを開始した現場審査役と企業経営相談員の地区母店への常駐により、成長に資する資金の提供を進めていくための業種別の着重点や、営業店の審査能力及び目利き力の向上に向けた助言を行うなど、営業店

の取り組み意識の向上に向けたサポートを継続しております。

本計画においても、経営支援先のモニタリングを通じて財務の変化を見極め、ビジネスソリューション部との定期的な情報交換を行い、経営改善・事業再生が進む企業に対する返済条件の正常化やリファイナンス、また、取引先に適した本業支援を含む、出口戦略の提案を進めてまいります。

	2020/3期 計画	2021/3期 計画	2022/3期 計画	3年間の累計 計画
事業再生支援先（アパートを除く中小企業貸出先）	3,528先	3,703先	3,883先	
事業再生支援先への融資残高（アパートを除く中小企業貸出先）	1,517億円	1,555億円	1,592億円	
事業再生先数（3年間累計）	232先	256先	279先	767先
事業再生先への融資残高（3年間累計）	104億円	110億円	114億円	328億円

⑤事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

親族内および社内での事業承継や、後継者不在の事業者に対する第三者承継（M&A）に対する支援のニーズは急速に高まっており、相談および支援の件数も大幅に増加しております。

（ア）事業承継支援に対する態勢について

近年急速に増加する事業承継ニーズに対応するため、事業性評価アドバイザーの配置や、事業承継とM&Aの担当者を従来の兼任からそれぞれ専任として役割の分担を図ることで、より専門的な支援を提供できる体制へと移行しました。さらに、2019年5月からは、これまで4名体制（ビジネスソリューション部2名、筑波総研2名）であったM&A・事業承継専担者を6名（ビジネスソリューション部4名、筑波総研2名）へ2名増員することで体制強化を図っております。

また、2019年4月以降の医療介護の取り組みについては、これまでの開業案件や改善支援案件など融資中心から相談業務中心へ転換していき、事業承継グループと一体化させ、代表者の高齢化にともなう出資持分の対策や後継者対策への取り組みにも注力してまいります。

（イ）事業承継支援に対する外部連携について

2018年度は、株式会社事業承継ナビゲーター、株式会社経営承継支援、株式会社トランビとビジネスマッチング契約を締結し、事業承継・M&Aに関するお客さまの様々なニーズに対応すべく外部専門家との連携体制を強化いたしました。なお、外部専門家との連携体制強化においては、2019年6月に株式会社ビズリーチとビジネスマッチング契約を締結する予定です。

また、事業承継およびM&Aの専門的な人材の育成に関しては、株式会社日本M&Aセンターへの出向者派遣により対応していく計画であり、既に2019年4月より1名の出向者を派遣しております。

(ウ) 自社株評価の取り組みについて

事業承継業務については、ソリューション相談シートによる取扱いからCRMでの相談受付に移行し、相談し易く交渉履歴に残る体制を構築しました。そのため自社株評価依頼が増加することで、事業承継支援先数が大きく伸長しました。

また、M&Aセンターからの定期出張者2名による帯同訪問件数の増加、小規模M&A強化のためネット専門のM&A会社との業務提携による個人事業主や小規模会社への対応強化、全国TKCとの共同開催による事業承継税制についてのセミナー開催など、事業承継について情宣活動を行っております。

今後は、これまで実施した自社株評価先に対して再提案を行い、相続税対策や後継者対策、または第3者へのM&Aに注力してまいります。

【事業承継支援計画】

	2020/3期 計画	2021/3期 計画	2022/3期 計画
事業承継支援先	715先	933先	1,258先

また、事業承継において大きな課題となる後継者育成についても、子会社である筑波総研主催による「次世代経営塾」を毎年開催し、課題解決に向けた支援を実施しており、既に4回開催し参加者同士の交流もできつつあります。引き続き継続的に開催し、後継者育成支援を行ってまいります。

⑥補助金の提案への取り組み

当行では随時営業店へ補助金の最新情報を発信するとともに、お客さまには補助金の概要や申請のポイント等への理解を深めていただくために、「補助金セミナー」を開催し個別相談会を実施しております。当行は経営革新等支援機関の認定（認定支援機関）を受けており、お客さまの経営に関する相談に親身に応じるのは勿論のこと、「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」等の申請をする際に、計画の作成支援や蓋然性の確認をする等の役割も担っております。

当行は公的支援機関、外部専門家等の外部のネットワークを活用し、高度な計画の策定に対しても円滑なサポート体制を確保しており、昨年は、茨城県中小企業振興公社のよろず支援の協力を得て、当行12支店で出張相談会を実施、延べ12社が参加しています。そのなかでも補助金に関する多くの相談を実施しており、引き続きお客さまへ有益な情報提供に努めてまいります。

⑦地方創生およびSDGsの取り組み

(ア) ローカル・ブランディングや観光振興に向けた取り組み

茨城県においても、県北部地域を中心に人口減少が進んでおり、地域活性化に関する施策の重要性は高まっています。その中でも、地域資源を活用し、魅力のある地域製品の開発や観光資源の発掘・ブラッシュアップを進め、地域の稼ぐ力を生み出すためのローカル・ブランディングに関する取り組みの必要性は高まっております。当行は震災以降、取り組んできた観光振興や販路拡大支援のノウハウを活かし、ローカル・ブランディングに関する取り組みを強化してまいりま

す。

当行は東日本大震災の発生により落ち込んだ茨城県への観光入込客の減少に対応するため、自治体と連携して観光誘客につながるイベントへの協力や各自自治体との協定に基づく株式会社JTBパブリッシングによる特別編集「るるぶ」の発刊等の施策を進めてまいりました。このような取り組みを進めてきた結果、当行が構築してきた観光振興に関するノウハウやネットワークについて、自治体等から一定以上の評価を得られるようになり、当行の役職員が、自治体における観光振興施策を検討する会議体の委員長や委員に就任し、観光振興や地域ブランディングに向けた施策策定の支援を進めております。

今後についても、当行のノウハウやネットワークを活かし、自治体に対する観光振興の施策策定の支援や観光誘客に向けた施策の実施を進め、地域ブランディングや観光振興に向けた取り組みを強化してまいります。

【これまでの取り組み事例】

	取り組み事例
2012.7 ～	株式会社JTBとの協働により、10自治体の「るるぶ」の誌面編集・発刊・県内外への頒布に協力。シティプロモーション強化による誘客促進に貢献した。
2012.9 ～	震災後の観光誘客促進を目的とした「北茨城市ノルディックウォーキング」を北茨城市・北茨城市観光協会・株式会社JTBとこれまで7回共催した。県内外から参加者を募り、観光入込数増加に貢献した。
2016.2 ～	「奥久慈大子アップルパイを食べよう！」を当行の提案・仲介により始め、これまで3回開催。本件を契機に、アップルパイの製造事業者が増加。産業の育成に貢献した。
2016.4 ～	つくば地域活性化ファンドの出資を通じたDMO法人「株式会社かすみがうら未来づくりカンパニー」の設立(2016.4.28)、事業運営の協力をしている。
2016.7 ～	鶴岡市・北茨城市・荘内銀行・筑波銀行の連携協力にかかる協定(北茨城市と鶴岡市の地域振興・相互発展を主とした協定)を締結。協定に基づき、北茨城市・鶴岡市(山形県)の広域的な地域振興事業に協力を実施。これまで、相互のツアー造成、特産品の相互販売、両市ゴルフ場の業務提携を仲介した。
2016.9 ～	「筑西市観光資源調査・発掘協議会」の設立に協力。当行常務執行役員が協議会会長として参画し、アクションプラン策定など、観光振興・交流人口増加を支援している。
2019.6 ～	常陸大宮市と秋田県大館市との友好都市推進協議会に参画。両市の地域資源を活用した産品開発、販路開拓等を支援している。
2019.6 ～	かすみがうら市の地域中核企業創出・支援事業を関連会社の筑波総研が受託し、地域資源を活用した新商品・サービスの開発と販路支援を実施した。
2019.7 ～	「かすみがうら市歩崎地域観光振興アクションプラン策定事業」に当行常務執行役員が座長、筑波総研が事務局となり参画。歩崎地域の観光資源を活用した賑わい創造と経済活性化を通じた地域振興を支援している。
2019.8 ～	「北茨城市観光資源調査協議会」の設立に協力。当行常務執行役員が委員長として参画し、アクションプラン策定など、広域観光やインバウンド対策など新たな観光振興・交流人口増加を支援している。
2019.12 ～	「桜川百貨選定審査委員会」の設立に協力。当行常務執行役員が委員長として参画。委員のメンバー選考や評価方法の決定から協力し、地域資源の発掘・ブランディング化の支援をしている。

(イ) 自治体等外部機関と連携した取り組み

A. 地方版総合戦略に基づいた各種施策への支援協力

当行は、地公体の地方版総合戦略の策定及び施策実施等の地方創生に関する取り組みについて、当行グループ全体で積極的に関与すべく、2015年4月付で「地方創生推進プロジェクトチーム」を新設し、行内体制を整備いたしました。

有識者会議等の総合戦略推進組織には、茨城県内の29市町村の有識者会議に参加し、各地公体の人口ビジョン・地方版総合戦略策定に関与いたしました。

また、各自治体の人口減少問題への対応や地域経済の活性化に資する様々な施策に協力すべく、定住支援商品の設定や、空き家対策に取り組む自治体に対するサポートを目的とした空き家解体・活用ローンの創設など、自治体の地方創生の取り組みを支援しております。

当行は2019年3月末時点で、8自治体で8の地方創生事業に関わるワーキンググループに参加しており、また、当行グループ企業である筑波総研(株)への自治体からの委託業務も順調に推移しているなか、引き続き、関係機関と連携しながらコンサルティング機能と保有するネットワークを活用して、地方創生への取り組みに協力してまいります。

【地域振興を通じた自治体委託事業の筑波総研(株)の受託実績】

(単位:件、千円)

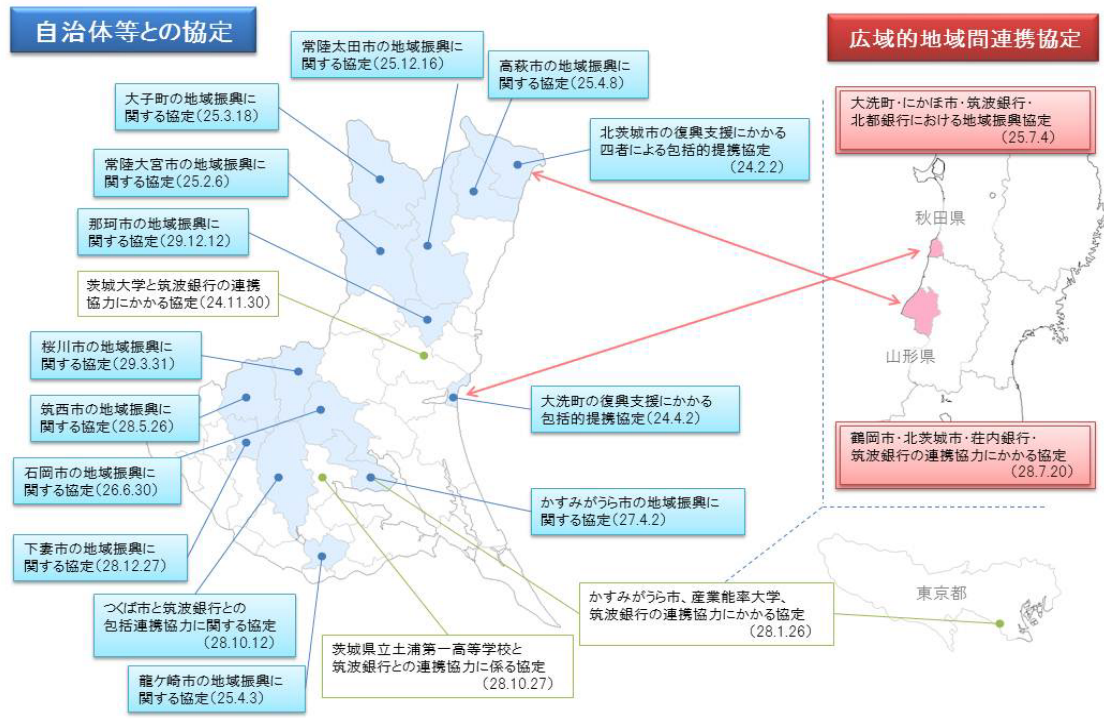
年度	受託件数		金額(税込)	受託業務の内訳(件数/金額)							
	自治体数	件数		観光振興		地方版総合戦略		地域資源観光		その他	
2014	1	1	1,307	1	1,307						
2015	5	6	50,436			2	9,407			4	41,029
2016	4	6	35,941	3	27,937	1	1,523	1	1,491	1	4,990
2017	8	10	23,057	3	3,861			1	5,312	5	13,884
2018	7	9	27,357	5	16,228			1	1,011	3	10,118
合計	25	32	138,098	12	49,333	3	10,930	3	7,814	13	70,021

B. 地域振興協定締結先との連携強化

当行は、2012年2月に北茨城市と復興支援を主とした協定を締結して以降、これまで茨城県内44自治体のうち、14自治体と協定を締結し、地域経済や地域社会の面的な復興・振興支援による地域活性化に取り組んできました。

各自治体との協定締結以降、様々な取り組みを進めた結果、各営業店においては民間企業との新規取引や取引深耕などが図れるなど、各地域において当行の取り組みに対し一定の評価が得られていることが窺えます。

引き続き、これまでに当行が構築してきたノウハウ及びネットワーク等を活かしながら、地域振興協定に基づき、より広域的な地域連携にも取り組んでまいります。



【これまでの協定締結先】

自治体等名	締結日	協定名・協定内容
北茨城市	2012. 2. 2	北茨城市の復興支援にかかる四者による包括的提携協定 (復旧・復興を主とした協定)
大洗町	2012. 4. 2	大洗町の復興支援にかかる包括的提携協定 (復旧・復興を主とした協定)
茨城大学	2012. 11. 30	茨城大学と筑波銀行の連携協力にかかる協定 (県北観光振興を通じた地域活性化を主とした協定)
常陸大宮市	2013. 2. 6	常陸大宮市の地域振興に関する協定 (復興条項を含む地域振興・地域活性化を主とした協定)
大子町	2013. 3. 18	大子町ので地域振興に関する協定 (復興条項を含む地域振興・地域活性化を主とした協定)
龍ヶ崎市	2013. 4. 3	龍ヶ崎市の地域振興に関する協定 (復興条項を含む地域振興・地域活性化を主とした協定)
高萩市	2013. 4. 8	高萩市の地域振興に関する協定 (復興条項を含む地域振興・地域活性化を主とした協定)
常陸太田市	2013. 12. 16	常陸太田市の地域振興に関する協定 (復興条項を含む地域振興・地域活性化を主とした協定)
石岡市	2014. 6. 30	石岡市の地域振興に関する協定 (復興条項を含む地域振興・地域活性化を主とした協定)
かすみがうら市	2015. 4. 2	かすみがうら市の地域振興に関する協定 (まち・ひと・しごと創生法、地域活性化を主とした協定)
かすみがうら市 産業能率大学	2016. 1. 26	かすみがうら市、産業能率大学、筑波銀行の連携協力にかかる協定
筑西市	2016. 5. 26	筑西市の地域振興に関する協定 (地域経済の活性化と地方創生を主とした協定)

つくば市	2016. 10. 12	つくば市と株式会社筑波銀行との包括連携協力に関する協定 (地域の発展・市民サービスの向上を主とした協定)
下妻市	2016. 12. 27	下妻市の地域振興に関する協定 (地域経済の活性化・地方創生を主とした協定)
桜川市	2017. 3. 31	桜川市の地域振興に関する協定 (地域経済の活性化・地方創生を主とした協定)
那珂市	2017. 12. 12	那珂市の地域振興に関する協定 (地域経済の活性化・地方創生を主とした協定)

C. 県内外の地域イベントや物産展の企画及び運営支援

2011年3月の震災により生じた農畜水産品、観光地の風評被害への対応のため、震災からの復興の段階においては、「観光振興」と「販路支援」を中心とした支援を展開してきました。

2016年4月からは、「地域振興支援プロジェクト『あゆみ』」を推進するなかで、地域の特性や実情を踏まえた観光振興施策や地域資源のブラッシュアップを含めた提案や協力をしております。具体的には、かすみがうら市の振興イベント、大子町のライトアップや漆の保全事業、北茨城市の全国あんこうサミット、那珂市の産業祭、筑西市の商工祭などの各自治体の地域イベントを積極的に支援しております。

当行は、引き続き県内外の地域イベントや物産展を支援し、地域経済の活性化に貢献してまいります。

(ウ)「産官学金労言」連携に基づく取り組み

当行は、自治体や地域への支援策として大学の保有する知見や、学生の柔軟な発想力を取り入れ、地域の企業とともに、産官学金労言が連携した様々な取り組みを推進しております。

産官学金労言と連携した取り組みを積極的に展開していくため、これまでに茨城大学と県北地域の観光振興を目的とした協定や、かすみがうら市・産業能率大学とかすみがうら市の地域活性化と大学の人材育成を目的とした協定を締結しております。茨城大学が中心となり進めている茨城県北ジオパーク推進協議会に2016年11月に加入し、運営委員として活動に協力するとともに様々な課題に取り組んでおります。

また、当行は、茨城県、つくば市及び筑波大学が中心となって設立した「つくばグローバル・イノベーション推進機構」へ入会し、新事業の創出やベンチャー企業の育成等への支援に取り組んでおります。本機構の主体となっている筑波大学には、現在、当行関係者として出向転籍者1名、出向者1名の2名が在籍し、積極的に情報共有等も図っております。本機構で支援するスタートアップ企業に対し「つくば地域活性化ファンド」にて投資を行うなどの支援実績も繋がっております。

今後も引き続き、大学が保有する知見や学生の柔軟な発想を活用した地域活性化に資する取り組みを進めるとともに、「つくば地域活性化ファンド」等を通じたべ

ンチャー企業支援や中小企業等向けに大学等有する特許技術の活用支援など、産官学金の連携に取り組んでまいります。

【当行が締結した大学との連携協定】

協定締結先	締結日	協定内容	主な目的
茨城大学	2012. 11. 30	県北観光振興を通じた地域活性化を主とした協定	県北地域の観光振興、観光資源の整備、地域経済の活性化
かすみがうら市・産業能率大学	2016. 1. 26	市の地域活性化と大学の人材育成を主とした協定	大学保有する知識や学生の柔軟な創造力及び当行が保有する情報・ネットワークの活用

当行は、2015年10月、公益財団法人日立地区産業支援センターと「地域産業の活性化に関する協定」を締結しました。同協定は、協定締結者が地域産業の活性化に向けて、相互の保有する資源の活用と交流を図り、大企業が所有する知的財産を活用し、中小企業の新製品の開発や販路拡大など地域産業の活性化並びに発展に貢献することを目的としております。具体的な取り組みとしては、セミナーの開催や、富士通㈱及び日立地区産業支援センターの担当者と一緒に知的財産の活用に関心がある企業への個別訪問等を実施しております。また、大学生が富士通㈱等の開放特許技術から柔軟な発想や感性を活かした商品アイデアを企画提案し、県内中小企業の新事業展開につなげることを目的として、「知財活用アイデア大会」を開催しております。

2018年度は茨城キリスト教大学、常磐大学、流通経済大学から6チームが出場し、アイデアを競い合いました。

今後も、中小企業の新製品開発や新規ビジネス創出を支援するため、上記活動を継続してまいります。

【2018年度 知財活用アイデア】

出場校	プレゼン内容（活用知財）
茨城キリスト教大学	水没防止技術
茨城キリスト教大学	印刷画像へのコード埋め込み技術
常磐大学	芳香発散技術
常磐大学	芳香発散技術
常磐大学	芳香発散技術
流通経済大学	芳香発散技術

⑧その他の方策（CSRの観点から）

（ア）教育・芸術・歴史文化・スポーツ等振興機関・団体と連携した取り組み

A. 芸術・歴史文化活動への支援協力による被災者の「心の復興」を目指した取り組み

当行では、つくば本部ビル 2 階ギャラリーを地域のみなさまに開放することで、芸術振興を支援しており、毎月 2～3 回の展示会が開催されております。また、地域への文化的な貢献を目指し、毎年、当行主催の「企画展」も開催しております。2018 年 6 月には陶芸家、井上壽博・井上英基展、10 月には書道家、鈴木赫鳳展を開催いたしました。

今後も、芸術・歴史文化を地域のみなさまに伝えるために、「企画展」を機軸としたギャラリー運営や自治体と連携した歴史文化活動への取り組みを行うとともに、これらの活動を通して被災者の「心の復興」につなげてまいります。

B. 青少年の育成や教育への支援

当行は、これまでもコーポレートスローガンである「地域のために 未来のために」のもと、スポーツ大会をはじめとした各種イベントを通じて、未来を担う青少年の健全育成と教育支援に取り組んでまいりました。

今後も、こうした活動を関係機関と連携し継続していくことで、豊かな地域社会づくりに貢献してまいります。

（イ）筑波ボランティアクラブの活用強化

当行は、ボランティア活動を通じて地域社会に貢献することを目的に「筑波 ボランティアクラブ」を 2011 年 5 月に組織化し、それ以降、東日本大震災で被害を受けた宮城県石巻市や東松山市での瓦礫の撤去、つくば市北条の竜巻被害及び常総市の水害被害における復旧作業などの活動を積極的に展開してきました。

また、自治体と連携した地域創生の取り組みにおいて、霞ヶ浦・北浦の地域清掃、つくばマラソン、水戸黄門漫遊マラソンへの参加や赤い羽根共同募金への協力なども行っております。

今後も、SDGs を経営の最重要課題の一つと位置づけ、持続可能な地域環境の実現や地域に暮らす人々の豊かな社会の実現を目指し、「筑波ボランティアクラブ」を機軸とした活動を引き続き強化してまいります。

4. 協定銀行による株式等の引受に係る事項

項目	内容
1 種類	株式会社筑波銀行第四種優先株式
2 申込期日（払込日）	2011年9月30日
3 発行価額	1株あたり500円
非資本組入れ額	1株あたり250円
4 発行総額	35,000百万円
5 発行株式数	70百万株
6 議決権	第四種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。ただし、第四種優先株主は、(i)各事業年度終了後、当該事業年度に係る定時株主総会の招集のための取締役会決議までに開催される全ての取締役会において、第四種優先期末配当金の額全部（第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を行なう旨の決議がなされず、かつ、(a)当該事業年度に係る定時株主総会に第四種優先期末配当金の額全部（第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときは、その定時株主総会より、または、(b)第四種優先期末配当金の額全部（第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときは、その定時株主総会終了の時より、(ii)第四種優先期末配当金の額全部（第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の取締役会決議または株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。
7 優先配当年率	第四種優先配当年率＝預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト（ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当年率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当年率としての資金調達コストのうち直近のもの） 上記の算式において「優先配当年率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当年率としての資金調達コストをいう。 ただし、優先配当年率としての資金調達コストが日本円TIBOR（12ヶ月物）または8%のうちいずれか低い方（以下「第四種優先株式上限配当年率」という。）を超える場合には、第四種優先配当年率は第四種優先株式上限配当年率とする。
優先中間配当	第四種優先期末配当金の2分の1を上限
累積条項	非累積
参加条項	非参加
8 残余財産の分配	普通株主に先立ち第四種優先株主が有する第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。このほかの残余財産の分配は行わない。
9 取得請求権（転換予約権）	第四種優先株主は、取得請求期間中、当銀行が第四種優先株式を取得するのと引換えに当銀行の普通株式を交付することを請求することができる。
取得請求期間の開始日	2012年7月1日
取得請求期間の終了日	2031年9月30日
当初取得価額（当初転換価額）	取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日の毎日の終値の平均値に相当する金額
取得請求期間中の取得価額修正	取得請求期間において、毎月第3金曜日の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日の終値の平均値に相当する金額に修正
取得価額の上限	無し
取得価額の下限	172円【発行決議日前日の終値の70%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）】
10 金銭を対価とする取得条項	当銀行は、2021年10月1日以降、取締役会が別に定める日（当該取締役会開催日までの30連続取引日（当該日含む）の全ての日において終値が取得価額の下限を下回っており、かつ金融庁の事前承認を得ている場合に限り）が到来したときに、法令上可能な範囲で、第四種優先株式の全部または一部を金銭を対価として取得することができる。
対価となる金額	第四種優先株式1株につき、第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた金額
11 普通株式を対価とする取得条項	当銀行は、取得請求期間の終了日までに当銀行に取得されていない第四種優先株式の全てを取得請求期間の終了日の翌日（以下、「一斉取得日」という）をもって取得する。当銀行は、かかる第四種優先株式を取得するのと引換えに、第四種優先株主が有する第四種優先株式数に第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を一斉取得価額で除した数の普通株式を交付する。
一斉取得価額	一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額
取得価額の上限	無し
取得価額の下限	172円【発行決議日前日の終値の70%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）】

5. 収益の見通し

(1) 収益の見通しの概要

【損益の計画】

(単位百万円)

	2019年3月期 実績	2020年3月期 計画	2021年3月期 計画	2022年3月期 計画
業務粗利益	28,276	27,781	27,189	28,539
コア業務粗利益	28,170	28,062	27,489	28,539
資金利益	26,020	24,625	23,711	24,408
役務取引等利益	3,005	4,057	4,298	4,551
その他業務利益	△ 748	△ 901	△ 820	△ 420
(うち国債等債券損益)	107	△ 281	△ 300	0
経費	26,354	26,408	25,792	25,045
うち人件費	13,744	13,668	13,316	13,055
うち物件費	10,824	10,764	10,649	10,164
コア業務純益	1,815	1,654	1,697	3,494
実質業務純益	1,922	1,373	1,397	3,494
一般貸倒引当金繰入額	84	204	138	132
業務純益	1,838	1,169	1,259	3,362
臨時損益	△ 61	221	27	△ 311
不良債権処理損失額	1,741	1,492	1,556	1,844
株式関係損益	731	380	300	300
経常利益	1,776	1,390	1,286	3,051
特別損益	△ 207	△ 250	△ 100	△ 170
税引前当期純利益	1,568	1,140	1,186	2,881
法人税等	246	140	140	250
法人税等調整額	386	0	0	0
当期純利益	936	1,000	1,046	2,631

(2) 単体自己資本比率の見通し

当行は、地元茨城県を中心とする営業エリアの東日本大震災からの復興および振興に向けて、中小規模事業者をはじめとするお取引先への円滑な資金供給を積極的に果たすことを目的に、当行が受け入れております公的資金 350 億円を引き続き活用してまいります。

本経営強化計画中（2020年3月期～2022年3月期）の自己資本比率については、利益の着実な積み上げをはかる一方で、リスクテイクを伴う貸出金の積み上げ等により、リスクアセットの増加を見込んでいることから、以下の水準にて推移するものとしております。

【単体自己資本比率の見通し】

	2019年3月期実績	2020年3月期予定	2021年3月期予定	2022年3月期予定
自己資本比率	8.42%	8.1%程度	8.2%程度	8.2%程度

6. 剰余金の処分の方針

当行は、銀行業としての公共性と健全性に鑑み、いかなる厳しい環境にも耐え得る財務体質を維持するため、内部留保の充実を図りつつ安定した配当を維持することを基本方針としております。

2019年3月期の期末配当（普通株式）は、当初計画どおり一株当たり5.0円の配当としております。なお、2020年3月期以降の配当は、優先株式については約定に従った配当を行うとともに、普通株についても上記基本方針に則り安定的な配当を行ってまいります。

なお、当行は、東日本大震災により財務の状況が相当程度悪化しているお客さまに対する支援等を着実に進めつつ、2031年3月末には利益剰余金の額が490億円まで積み上がり、公的資金350億円の返済財源は確保出来る見込みです。2019年3月期までの実績は下表記載のとおり推移しております。

【当期純利益、利益剰余金の見通し】

(単位:億円)

	2016/3	2017/3		2018/3		2018/9		2019/3		2020/3	2021/3
	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	計画
当期純利益	59	30	34	30	27	15	7	36	9	10	10
利益剰余金	199	224	228	250	251	260	254	281	256	262	269
計画対比			+4		+1		▲6		▲25		
	2022/3	2023/3	2024/3	2025/3	2026/3	2027/3	2028/3	2029/3	2030/3	2031/3	
	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	
当期純利益	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	
利益剰余金	291	313	335	357	379	402	424	446	468	490	

7. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営のための方策

(1) 経営管理に係る体制及び今後の方針等

経営管理にかかる現状の体制は以下のとおりであり、適切な運営体勢を確保しております。なお、経営管理体制につきましては、金融検査評定制度の活用等により、適宜実効性の確認を行っており、必要に応じ適宜適切に見直しを図っております。

①ガバナンス体制

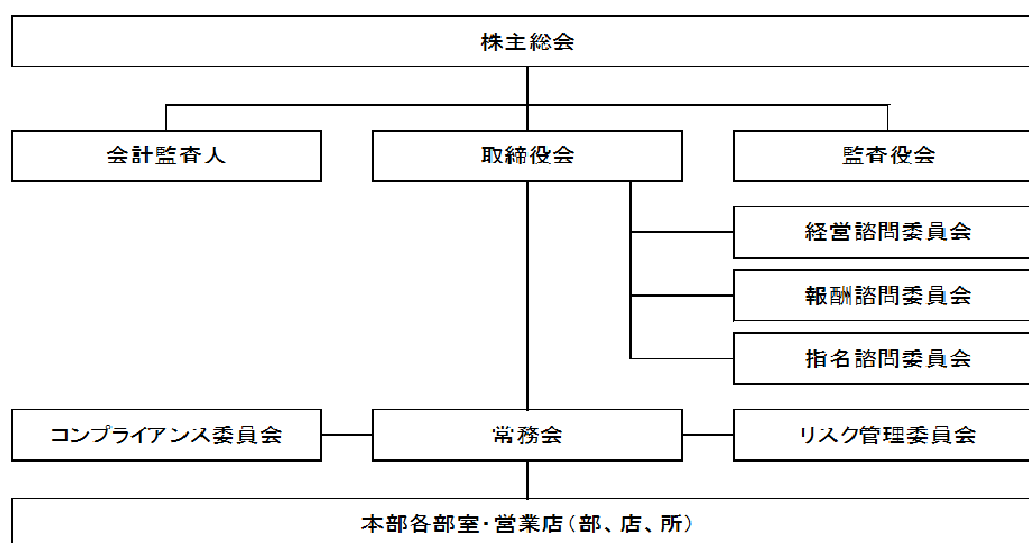
当行は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要な課題と認識し、取締役会及び監査役会を設置し、取締役の職務について厳正な監視を行う体制としております。また、取締役会を諮問する任意委員会として、経営諮問委員会、報酬諮問委員会及び指名諮問委員会を設置しております。さらに、取締役会の下位機関として常務会を設置し、取締役会に付議すべき事項の審議や常務会に委任された事項についての決定を行うとともに、執行役員制度の導入により経営の意思決定の迅速化と施策の適正な執行を促進する体制を整備しております。

当行の取締役会は、社内取締役8名および社外取締役2名により構成され、毎月1回以上開催し、重要な経営上の意思決定・業務執行の監督を行っております。なお、経営責任をより明確にする観点から取締役の任期は1年としております。

当行の監査役会は、監査役 5 名で構成されており、うち 3 名は社外監査役であります。監査役会は毎月 1 回以上開催しており、監査役は、取締役会・常務会など重要な会議に出席し適切な提言・助言を行い取締役の職務執行を適正に監査しております。

これらの体制により、経営監視機能の客観性および中立性は十分に確保できているものと考えております。

【コーポレート・ガバナンス体制の概要】



②業務執行に対する監査体制

当行は、監査役会制度を採用しており、監査役全員をもって監査役会を構成しております。監査役 5 名のうち、2 名は常勤監査役であり、3 名は非常勤の社外監査役であります。

当行の監査体制は、内部監査及び監査役監査ならびに会計監査人等の外部監査から成り、相互に連携を密にし、お互い補完することにより健全な業務運営の確保を目的として行っております。

また、監査役は本部及び営業店を往査し業務執行状況を監査しております。会計監査人による本部内監査実施時には随時問題点、課題等について意見交換を行い、子会社及び営業店監査実施時には常勤監査役が必要に応じて立会い監査終了後に意見交換を行うなど連携を強化しております。

社外監査役は、監査役会で定めた監査計画等に従い、取締役会等の重要な会議への出席や、業務及び財産の状況調査を通して、取締役の職務執行を監査しております。また、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見交換を行うことで十分な連携を保っているほか、内部監査部門や内部統制部門からの報告及び常勤監査役から監査役監査の報告を受け、適切な提言・助言を行うとともに、監査機能の有

効性、効率性を高めるため、常勤監査役との連携強化に努めております。

当行では、内部監査として監査部が営業店及び本部、子会社の業務監査を実施しており、監査部長は、毎年度監査の基本方針を立案し、取締役会の承認を得ております。監査部は、その業務遂行に関して、被監査部署から独立し、いかなる影響、干渉も受けておりません。監査の結果については、被監査部署の部長及び役付者に講評するほか、速やかに取締役会に報告しております。

さらに、監査部では貸出金等の自己査定結果と償却・引当の監査及び開示債権についての監査を実施し、監査結果を取締役に報告しております。

また、会計監査人による外部監査は、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、厳正な監査を受け会計処理の適正化等に努めております。

なお、業務執行に対する監査又は監督の体制につきましては、金融検査評定制度の活用等により、適宜実効性の確認を行っており、必要に応じ適時適切に見直しを図ってまいります。

(2) 各種のリスク管理の状況及び今後の方針等

① リスク管理体制

金融、経済の急速な変化とグローバル化の進展を背景に、金融機関の業務内容は急速に変化してきており、これに伴って発生するリスクはますます多様化かつ複雑化しております。

このような環境のなか、当行では、お客さまから信頼される銀行であるために、経営の健全性の維持と安定した収益確保の観点からリスク管理を最重要課題の一つと捉えており、2019年4月より新たにスタートした第4次中期経営計画においても「リスク管理態勢の強化」を掲げております。

リスク管理においては、「統合的リスク管理方針」及び「統合的リスク管理規程」を制定し、管理方針や管理態勢等を定めております。これに基づき、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク（事務リスク、システムリスク等）、レピュテーションリスク等主要なリスクについて、所管部がリスクの所在と大きさの把握に努めるとともに、各リスク管理規程の整備、運用を行っております。

運用体制としては、リスク管理委員会並びに各リスクに対応する小委員会を定期的に開催し、具体的な各リスクの評価に加え管理方針の検討等、適切なリスク管理に努めております。

今後につきましても、必要に応じ適宜リスク管理体制の見直しを行ってまいります。

② 統合的リスク管理体制

統合的リスク管理とは、金融機関の直面するリスクに関して、それぞれのリスク・カテゴリーごと（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等）に評価したリスクを総体的にとらえ、金融機関の経営体力（自己資本）と比較・対照する

ことによって、自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。

統合的リスク管理については、「統合的リスク管理規程」に管理対象とするリスクの種類や統合的リスク管理体制等を定め、各種リスクを統合的に管理しております。具体的には、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクのリスク量を計測対象とし、コア資本を原資とする配賦資本（リスク資本）の範囲内にそれらのリスク量が収まっていることを定期的にモニタリングし、自己資本の充実度を評価しております。

今後につきましても、実効性あるリスク管理を実施し、必要に応じ適宜見直しを行ってまいります。

③信用リスク体制

当行では、信用リスクを影響の大きいリスクと位置付け、信用リスク管理部門、審査部門、営業推進部門を分離して相互牽制できる体制を整備するとともに、リスクと収益のバランス維持を基本方針とした「信用リスク管理規程」を定め、与信管理の徹底と審査態勢の充実、信用格付を前提としたプライシング、モニタリング、信用リスク計量化とポートフォリオ管理をはじめ、年度ごとに管理方針を明示して、信用リスク管理に係る基本的な考え方、取組姿勢などを徹底しております。

大口与信先の管理については、大口信用供与等規制の法令改正に則り、グループでの信用格付ごとの与信限度額の設定、与信先のグループ管理の強化、貸出金等のほかに有価証券等を含めた与信管理により態勢整備を図っております。

与信集中リスクについては、当リスクの顕在化が銀行経営に重大な影響を及ぼすことに鑑み、格付別・業種別等のリスク量の適正な把握に努め、適正なポートフォリオ管理を行うことにより、特定の業種及び特定のグループ等に対する過度な与信集中リスクの回避を行い、与信集中を抑制する対応を図っております。そのうえ、「信用格付」「自己査定」を通じた信用供与にかかるリスクを客観的かつ定量的に把握する「信用リスクの定量化」に取り組んでおり、計測したリスク量については四半期ごとに、経営陣に報告を行っております。

また、債務者の実態把握については、過去の財務などの定量的な評価ばかりでなく、事業性評価の取り組みを強化するとともに、定性的な評価目線を取り入れ、企業の事業内容や成長性を評価できる態勢を醸成しながら、信用リスクの適切な把握に努めてまいります。

不良債権の管理については、取引先の業況悪化等が発生した時にすみやかに本部宛に取引先の状況速報を提出し、取引先の状況の変化に即した管理方針・整理方針協議を行っております。また、経営改善サポート協議会で策定された方針については、債務者区分全般にわたる支援体制を図り金融仲介機能の向上を図る一方で、管理・回収等の方針の進捗状況の確認、営業店への臨店指導や、取引先への本部分員による同行訪問等の営業店のサポートを行い、本支店一体となり不良債権の管理徹底を図っております。

今後につきましても、信用リスク管理の高度化を目指し、信用リスクの定量化、与信集中の抑制及び不良債権の管理強化に努め、適切なリスクコントロールに努め

てまいります。

④市場リスク管理

市場リスクとは、市場の様々なリスク要因の変動によって損失が発生するリスクをいいます。市場の変動によって生じるリスクには、金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等があります。

当行では、この市場の変動によるリスクの重要性を十分に認識し、業務の健全性及び適切性を確保することを目的として「市場リスク管理規程」を定め、市場部門（フロント）、市場リスク管理部門（ミドル）、事務管理部門（バック）、営業推進部門を明確に分離し、独立性を確保して相互牽制機能が発揮できる体制を構築しております。具体的には、行内における市場リスク管理に関する情報、リスク・プロファイル等の内部環境、経済や市場の外部環境等の情報を収集分析し、継続的にモニタリングを行い、実効性あるリスクコントロールに努めております。

今後につきましても、運用資産の健全性を維持するとともに、安定的な運用収益の確保に努めてまいります。

⑤流動性リスク管理

流動性リスクとは、資金の運用と調達の間隔のミスマッチや、予期しない資金の流出等により資金不足になるリスクのことをいいます。

当行では、この対応として「流動性リスク管理規程」を定め、諸会議を通じて、当行全体の資金繰り状況及び見通しの把握に努め、不測の事態を想定した対策を講じております。

今後につきましても、不測の事態を想定した対応訓練等を実施していくことで、危機対応力の強化を図ってまいります。

⑥オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であること、若しくは機能しないこと、又は外生的事象に起因して、当行が損失を被るリスクをいいます。

当行では、この対応として「オペレーショナル・リスク管理規程」を定め、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、人的リスク、有形資産リスク、リーガルリスクに区分して管理しております。

今後につきましても、リスクコントロール自己評価（RCSA）やオペレーショナル・リスク損失情報の収集・分析等の管理手法を用いて、リスクの未然防止やリスクが顕在化した場合の影響の最小化に努めてまいります。

なお、オペレーショナル・リスクの中でも代表的な事務リスク、システムリスクの管理については次のとおり行っております。

（ア）事務管理

事務リスクとは役職員が正確な事務を怠り、又は事故を起こし、若しくは不正をはたらくことなどにより損失が発生するリスクをいいます。

当行では、「事務リスク管理規程」を定め、事務リスクの把握、分析を行い、リスクの顕在化防止、及びリスク顕在化時の対応策を体系的かつ継続的に実施できるよう体制の構築を行っております。

(イ) システムリスク管理・顧客情報管理

システムリスクとは、コンピュータシステム（ソフトを含む）の停止又は誤作動等、システムの不備等に伴い損失が発生するリスク、及びコンピュータの不正使用やサイバー攻撃、データの漏えい等により損失が発生するリスクをいいます。

当行では、「システムリスク管理規程」を定め、システム、データ、ネットワークの管理体制を構築し、厳正な管理、運営体制を敷いております。さらに、「セキュリティポリシー」や「顧客情報管理規程」に基づき、お客さまの大切な情報を守るため、情報資産の保護の基本姿勢や管理体制を構築しております。

8. 経営強化のための前提条件

2019年3月期における国内経済は、雇用環境の着実な改善により個人消費が底堅く推移したほか、企業収益の改善を背景に設備投資に持ち直しの動きがみられるなど、緩やかな回復基調を継続しました。先行きについては、オリンピック関連の国内需要が下支えとなるものの、米中の貿易摩擦などの国際問題による国内景気への影響が懸念されており不透明な状況にあります。

市場金利及び為替、株価の見通しにつきましては、「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」政策により、当面低金利環境が継続することが見込まれ、計画期間内は2019年5月末の水準で推移するものと想定しております。

指標	2019/3 実績	2019/5 実績	2019/9 前提	2020/3 前提	2020/9 前提	2021/3 前提	2021/9 前提	2022/3 前提
無担保コール翌日物 (%)	△ 0.083	△ 0.080	△ 0.080	△ 0.080	△ 0.080	△ 0.080	△ 0.080	△ 0.080
日本円TIBOR3ヵ月 (%)	0.069	0.067	0.067	0.067	0.067	0.067	0.067	0.067
新発10年国債利回り (%)	△ 0.095	△ 0.095	△ 0.095	△ 0.095	△ 0.095	△ 0.095	△ 0.095	△ 0.095
ドル/円為替レート (円)	110.91	108.31	108.31	108.31	108.31	108.31	108.31	108.31
日経平均株価 (円)	21,206	20,601	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500

※2019/3及び2019/5の各実績値は、以下の数値を記載しております。

- 無担保コール翌日物 …… 短資会社が公表する加重平均レート
- 日本円TIBOR3ヵ月 …… 全銀協の午前11時公表値
- 新発10年国債利回り …… 日本相互証券(株)が公表する終値(単利)レート
- ドル/円相場レート …… 三菱UFJ銀行が公表する午前10時時点の仲値レート
- 日経平均株価 …… 終値

以上

内閣府令附則第 2 条第 2 号に係る書類

目 次

第 9 5 期 連結計算書類	1
○第 9 5 期末 連結貸借対照表	2
○第 9 5 期 連結損益計算書	3
○第 9 5 期 連結株主資本等変動計算書	4
○連結注記表	5
○連結自己資本比率	1 5
第 9 5 期 計算書類	1 8
○第 9 5 期末 貸借対照表	1 9
○第 9 5 期 損益計算書	2 0
○第 9 5 期 株主資本等変動計算書	2 1
○個別注記表	2 2
○単体自己資本比率	2 8
2019 年 5 月 31 日現在 日計表	3 1
第 9 5 期 有価証券報告書	3 2

第 9 5 期 連結計算書類

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

- 第 9 5 期末 連結貸借対照表
- 第 9 5 期 連結損益計算書
- 第 9 5 期 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

株式会社 筑波銀行

第95期末（2019年3月31日現在）連結貸借対照表

株式会社 筑波銀行
取締役頭取 藤川 雅海

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	226,881	預 金	2,245,886
買入金銭債権	5,829	債券貸借取引受入担保金	29,483
商品有価証券	453	外国為替	164
金銭の信託	3,000	その他負債	10,801
有価証券	473,603	賞与引当金	829
貸出金	1,646,779	退職給付に係る負債	1,732
外国為替	5,349	役員退職慰労引当金	10
その他資産	18,283	執行役員退職慰労引当金	51
有形固定資産	23,800	睡眠預金払戻損失引当金	252
建物	11,744	ポイント引当金	13
土地	10,174	偶発損失引当金	310
建設仮勘定	34	再評価に係る繰延税金負債	357
その他の有形固定資産	1,847	支払承諾	1,271
無形固定資産	4,161	負債の部合計	2,291,167
ソフトウェア	2,224	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	1,937	資 本 金	48,868
退職給付に係る資産	2,268	資本剰余金	30,447
繰延税金資産	2,739	利益剰余金	28,862
支払承諾見返	1,271	自己株式	△ 6
貸倒引当金	△ 12,791	株主資本合計	108,171
		その他有価証券評価差額金	1,294
		土地再評価差額金	413
		退職給付に係る調整累計額	582
		その他の包括利益累計額合計	2,289
		純資産の部合計	110,460
資産の部合計	2,401,627	負債及び純資産の部合計	2,401,627

株式会社 筑波銀行
取締役頭取 藤川 雅海

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		38,119
資金運用収益	26,940	
貸出金利息	21,074	
有価証券利息配当金	5,778	
コールローン利息及び買入手形利息	△ 10	
預け金利息	34	
その他の受入利息	63	
役員取引等収益	7,432	
その他の業務収益	1,637	
その他の経常収益	2,108	
償却債権取立益	315	
その他の経常収益	1,792	
経常費用		36,123
資金調達費用	920	
預金利息	274	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△ 0	
債券貸借取引支払利息	647	
借入金利息	0	
役員取引等費用	3,723	
その他の業務費用	2,385	
営業経費	26,661	
その他の経常費用	2,432	
貸倒引当金繰入額	1,509	
その他の経常費用	923	
経常利益		1,995
特別利益		2
固定資産処分益	2	
特別損失		209
固定資産処分損失	45	
減損損失	163	
税金等調整前当期純利益		1,788
法人税、住民税及び事業税	308	
法人税等調整額	396	
法人税等合計		704
当期純利益		1,083
親会社株主に帰属する当期純利益		1,083

第95期 { 2018年4月1日から
2019年3月31日まで } 連結株主資本等変動計算書

株式会社 筑波銀行
取締役頭取 藤川 雅海

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	48,868	30,447	28,211	△ 6	107,521
当期変動額					
剰余金の配当			△ 433		△ 433
親会社株主に帰属する当期純利益			1,083		1,083
自己株式の取得				△ 0	△ 0
土地再評価差額金の取崩			0		0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	650	△ 0	650
当期末残高	48,868	30,447	28,862	△ 6	108,171

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	784	413	730	1,928	109,449
当期変動額					
剰余金の配当					△ 433
親会社株主に帰属する当期純利益					1,083
自己株式の取得					△ 0
土地再評価差額金の取崩					0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	510	△ 0	△ 148	361	361
当期変動額合計	510	△ 0	△ 148	361	1,011
当期末残高	1,294	413	582	2,289	110,460

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社及び子法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 4社

会社名

筑波ビジネスサービス株式会社

筑波信用保証株式会社

筑波総研株式会社

つくば地域活性化ファンド投資事業有限責任組合

(2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

12月末日 1社

3月末日 3社

(2) 連結される子会社及び子法人等については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 13年～50年

その他 5年～20年

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額のうち取立不能見込額を債権額から直接減額しており、その金額は 24,326 百万円であります。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結される子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 執行役員退職慰労引当金の計上基準

執行役員退職慰労引当金は、執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用に備えるため、ポイント使用実績等に基づく将来の使用見込額を計上しております。

(11) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(12) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(14) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用並びにその他資産（繰延消費税等）に計上し、繰延消費税等については法人税法に定める期間により償却しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に 10,268 百万円含まれております。
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,109 百万円、延滞債権額は 36,527 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 26 百万円であります。
なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 7,571 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 45,234 百万円であります。
なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号 2002 年 2 月 13 日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,249 百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産

有価証券	67,709 百万円
現金預け金	108 百万円

担保資産に対応する債務

預金	2,538 百万円
債券貸借取引受入担保金	29,483 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 390 百万円を差し入れております。
また、その他資産には、金融商品等差入担保金 3,082 百万円、中央清算機関差入証拠金 10,000 百万円及び保証金 741 百万円が含まれております。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、385,939 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 312,613 百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 土地の再評価に関する法律（1998 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 1998 年 3 月 31 日
同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（1998 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法、同条第 4 号に定める路線価及び同条第 5 号に定める不動産鑑定評価に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。
同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の

再評価後の帳簿価額の合計額との差額	△1,485百万円
10. 有形固定資産の減価償却累計額	17,413百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額	412百万円
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は22,180百万円であります。	

(連結損益計算書関係)

- 「その他の経常収益」には、株式等売却益 890 百万円及び償却債権取立益 315 百万円を含んでおります。
- 「営業経費」には、給料・手当 14,125 百万円及び外注委託料 3,161 百万円を含んでおります。
- 「その他の経常費用」には、貸出金償却 395 百万円及び株式等売却損 155 百万円を含んでおります。
- 当連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 163 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額
茨城県内	営業店舗 3カ店	土地及び建物等	34百万円
〃	遊休資産 6カ所	土地	58百万円
茨城県外	営業店舗 2カ店	土地及び建物	70百万円
合 計			163百万円

(グルーピングの方法)

当行の営業店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、出張所は母店に合算。また、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）としており、遊休資産については、各資産を各々独立した単位としております。また、連結される子会社については、各社を1つの単位としております。

(回収可能価額)

当連結会計年度において、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

- 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	82,553	—	—	82,553	
第四種優先株式	70,000	—	—	70,000	
合 計	152,553	—	—	152,553	
自己株式					
普通株式	18	2	—	20	注
合 計	18	2	—	20	

注 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

- 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2018年5月14日 取締役会	普通株式	412百万円	5円	2018年3月31日	2018年6月7日
	第四種優先株式	21百万円	30銭	2018年3月31日	2018年6月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年5月13日 取締役会	普通株式	412百万円	利益剰余金	5円	2019年3月31日	2019年6月6日
	第四種優先株式	0円	—	0円	2019年3月31日	2019年6月6日

(注) 第四種優先株式の配当金については、2018年7月9日に預金保険機構が公表しました震災特例金融機関等の「優先配当年率としての資金調達コスト(平成29年度)」により算出した額としており、当該「優先配当年率としての資金調達コスト(平成29年度)」は0.00%であるため配当金の総額および1株当たり配当額は0円としております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務にかかる貸出金及び預金のほか、コールマネー、コールローン等を有しており、社債等による資金調達を行っております。また、付随業務として、有価証券投資を行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を実施しております。また、お客様との取引や資産・負債に係る市場リスク等をヘッジする目的でデリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として貸出金、預金、有価証券等であり、把握するリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクがあります。

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、銀行が損失を被るリスクをいいます。

市場リスクとは、市場のさまざまなリスク要因の変動によって損失が発生するリスクをいいます。市場の変動によって生じるリスクには、金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等があります。

流動性リスクとは、資金の運用と調達の期間ミスマッチや予期しない資金の流出等により資金不足になるリスクをいいます。

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的要因事象に起因して、当行が損失を被るリスクをいいます。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行では、「信用リスク管理規程」を制定し、連結される子会社が有する与信等も含めてリスクの分散・軽減とリスク・リターン管理を実施することを通じ、資産の健全性を維持し効率的な配分・運用を図っております。また、最適な与信ポートフォリオの構築をめざすとともに、「信用格付」、「自己査定」を通じた信用供与にかかるリスクを客観的かつ計量的に把握する「信用リスク計量化」に取り組んでおります。なお、計測した信用リスク量については、信用リスク管理部署が取りまとめ、信用リスク小委員会での協議を経て、リスク管理委員会並びに常務会への報告を行っております。

② 市場リスクの管理

当行では、「市場リスク管理規程」を制定し、経営方針に基づいて、市場リスク管理の重要性を十分認識し、リスクを統合的に把握し適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営に取り組むことを基本方針としています。具体的には、ALM(Asset Liability Management)の手法を取り入れており、金利リスク、為替リスク、価格変動リスク等のコントロールを実施しております。

一方、業務管理面では、市場取引部署(フロントオフィス)と市場事務管理部署(バックオフィス)を明確に分離し、さらに市場リスクを担当するリスク統括部署(ミドルオフィス)を設置し、相互牽制機能を確保しております。

(i) 金利リスクの管理

市場リスクを適切にコントロールするため、半期ごとに常務会で、信用リスク及びオペレーショナル・リスクを含めた銀行全体のリスク許容限度内で配分された配賦資本の範囲内で、各業務別のポジション枠(投資額または保有額の上限)を決定しております。各部署は、このリスク・リミットルールにもとづき、機動的かつ効率的に市場取引を行い、毎月のALM委員会や都度の常務会等で報告・モニタリングを実施しております。このように市場取引の多様化・複雑化に適切に対応するとともに、自己資本比率規制に基づく、アウトライヤー基準と呼ばれる金利リスクの限度管理に対処するため、将来の金利変動に対する厳格なリスク管理を行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当行は、為替相場の変動リスクをヘッジする目的で為替予約取引を利用しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

経営方針に基づいて、市場関連リスク管理の重要性を十分認識し、リスクを総合的に把握し適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営に取り組んでおります。

投資金額については、先行きの金利や株価等の見通しに基づく期待収益率と、相場変動リスク及び運用対象間の相関関係を考慮した市場部門のリスク・リターンを検討し、常務会で決定しております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引を行うにあたっては、当行で定めた取引目的・取引種類・取引量・損失限度額・報告などの適用基準があり、これに基づいて取り組んでおります。

実務的には、取引実施部署と事務管理部署とを明確に分離し、相互牽制を行っております。また、取引状況は、日次あるいは月次で報告する体制としております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当行グループの市場リスク量として使用している VaR の算定にあたっては、分散共分散法（原則として、保有期間 60 日（政策投資株式は 120 日、売買目的有価証券は 1 日）、信頼水準 99%、観測期間 1 年）を採用しております。

2019 年 3 月 31 日（連結決算日）現在で、当行グループの市場リスク量（損失額の推定値）は、全体で 104 億円であります。

なお、当行グループでは、モデルが算出する VaR と実際の損失を比較するバックテストを実行しております。

また、VaR は、過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測したものであり、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、「流動性リスク管理規程」に基づき ALM 委員会、リスク管理委員会をはじめとした諸会議を通じて、当行全体の資金繰り状況及び見通しの把握に努め、不測の事態を想定した対策を講じております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注 2) 参照）。

また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	226,881	226,881	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	66,754	69,754	2,999
その他有価証券	388,822	388,822	—
(3) 貸出金	1,646,779		
貸倒引当金 (*1)	△12,533		
	1,634,245	1,671,847	37,601
資産計	2,316,703	2,357,305	40,601
(1) 預金	2,245,886	2,246,031	144
(2) 債券貸借取引受入担保金	29,483	32,208	2,725
負債計	2,275,370	2,278,240	2,869
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(257)	(257)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(257)	(257)	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金及び満期のある預け金のうち預入期間1年以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金のうち預入期間1年を超えるものについては、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、譲渡性預け金は、取引金融機関から提示された価格によっております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により現在価値を算出しております。その割引率は、内部格付、期間ごとに、同様の新規取扱いを行った場合に想定される利率に基づいて算出しております。なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する自行保証付私募債については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金の時価は、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、残存期間に応じた市場利子率に、格付機関による信用格付を基に推計した当行の信用リスクを上乗せした利率を用いております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（為替予約等）であり、割引現在価値等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式 (*1) (*2)	1,378
② 組合出資金 (*3)	2,153
③ 私募投資信託 (REIT)	14,493
合計	18,026

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について7百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	190,832	—	—	—	—	—
有価証券	44,641	116,740	70,970	44,171	101,686	51,259
満期保有目的の債券	2,495	20,440	18,156	11,529	4,469	8,766
その他有価証券のうち 満期があるもの	42,145	96,300	52,814	32,642	97,217	42,493
貸出金 (*)	332,585	286,744	209,971	163,156	170,815	423,863
合計	568,059	403,484	280,942	207,328	272,502	475,123

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの及び、期間の定めのないもの59,643百万円は含めておりません。

(注4) 預金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金 (*)	2,043,515	149,837	44,645	6,171	1,715	—
債券貸借取引受入担保金	9,483	—	—	—	20,000	—
合計	2,052,999	149,837	44,645	6,171	21,715	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2019年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△3

2. 満期保有目的の債券 (2019年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	33,626	35,390	1,764
	地方債	29,352	30,482	1,129
	社債	3,774	3,880	105
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	66,754	69,754	2,999
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	6,000	6,000	—
	外国債券	—	—	—
	その他	6,000	6,000	—
	小計	6,000	6,000	—
合計		72,754	75,754	2,999

3. その他有価証券 (2019年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,527	1,479	1,047
	債券	186,141	183,851	2,289
	国債	47,232	46,765	466
	地方債	77,782	76,669	1,112
	社債	61,126	60,416	709
	その他	79,660	77,981	1,679
	外国債券	54,017	53,372	644
	その他	25,643	24,608	1,035
	小計	268,329	263,312	5,016
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,621	1,961	△339
	債券	27,434	27,560	△125
	国債	298	302	△4
	地方債	10,007	10,047	△40
	社債	17,129	17,210	△80
	その他	96,342	99,174	△2,832
	外国債券	36,097	36,584	△487
	その他	60,245	62,589	△2,344
小計	125,399	128,696	△3,297	
合計		393,728	392,008	1,719

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	13,168	890	155
債券	36,522	757	—
国債	18,323	299	—
地方債	5,082	212	—
社債	13,116	244	—
その他	55,511	471	1,121
外国債券	45,187	218	690
その他	10,324	253	431
合計	105,202	2,119	1,277

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末月1カ月平均時価（債券は連結決算期末日時価）が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については一律減損処理を行い、また、期末月1カ月平均時価（債券は連結決算期末日時価）が30%以上50%未満下落した銘柄においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の業績等により時価の回復可能性を判断のうえ、時価と取得原価の差額を償却するものとしております。

（金銭の信託関係）

運用目的の金銭の信託（2019年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	3,000	102

満期保有目的の金銭の信託及びその他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）は、該当ありません。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額	914円31銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	13円13銭
潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	4円98銭

基準日	2019	3	31
-----	------	---	----

3. 連結自己資本比率
(2) 総括表 (国内基準)

(単位：百万円、%)

項目	当期末		前期末	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	107,758			
うち、資本金及び資本剰余金の額	79,315			
うち、利益剰余金の額	28,862			
うち、自己株式の額 (△)	6			
うち、社外流出予定額 (△)	412			
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	582			
うち、為替換算調整勘定				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額				
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,565			
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,565			
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第3条第1項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第3条第2項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第4条第1項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第5条第1項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	173			
非支配株主持分のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第7条第1項又は第2項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	112,079			
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額	2,896			
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。) の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2,896			

繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額	1,578			
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額				
特定項目に係る十パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る十五パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	4,474			
自己資本				
自己資本の額（イ）－（ロ）（ハ）	107,604			
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	1,179,384			
資産（オン・バランス）項目	1,115,642			
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△123			
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第12条第2項）を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額				
うち、上記以外に該当するものの額	△123			
オフ・バランス取引等項目	62,991			
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	738			
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	12			
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	53,971			
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	1,233,356			
連結自己資本比率				
連結自己資本比率（ハ）／（ニ）	8.72 %			

- (注) 1. 本表は、国内基準の適用を受ける銀行が記載するものとする。
 2. 本表における項目の内容については、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第7号）に規定する別紙様式第12号（注）に従うものとする。
 3. 自己資本比率告示第8条第6項に規定する他の金融機関等の対象資本等調達手段の額について、以下の表に記載すること。

(単位：百万円)

区分	残高（末残）
対象普通株式等（に相当するもの）	
対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもの（に相当するもの）	
その他外部TLAC関連調達手段	
うち、その他外部TLAC調達手段であって、経過措置（10年間）により150%のリスク・ウェイトを適用していない額	
うち、国内TLAC規制対象会社の同順位商品であって、経過措置（5年間）により150%のリスク・ウェイトを適用していない額	

4. 特定取引勘定非設置行にあっては以下の左表の計数について、特定取引勘定設置行にあっては以下の右表の計数について記載すること。ただし、マーケット・リスク相当額を算入しない金融機関においては、以下の表の記載を要しない。

(単位：百万円)

区 分	当 期 末 残 高
商 品 有 価 証 券	
売 付 商 品 債 券	
計 (A)	
総 資 産 (B)	
比 率 (A / B)	%

(単位：百万円)

区 分	当 期 末 残 高
特 定 取 引 資 産	
特 定 取 引 負 債	
計 (A)	
総 資 産 (B)	
比 率 (A / B)	%

- | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5. 大口与信の基準となる自己資本の額(自己資本の額から適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除いた額) (単位：百万円) | 107,604 |
| 6. 信用リスクに関する記載：(標準的手法採用行=1、基礎的内部格付手法採用行=2、先進的内部格付手法採用行=3) | 1 |
| 7. マーケット・リスクの一般市場リスクに関する記載：(標準的方式のみ使用=1、内部モデル方式のみ使用=2、両方式併用=3) | 0 |
| 8. マーケット・リスクの個別リスクに関する記載：(標準的方式のみ使用=1、内部モデル方式のみ使用=2、両方式併用=3) | 0 |
| 9. マーケット・リスク相当額を不算入とする銀行は、上記(注)7. 及び8. についてそれぞれ0を記載すること。 | |
| 10. オペレーショナル・リスクに関する記載：(基礎的手法を使用=1、粗利益配分手法を使用=2、先進的計測手法を使用=3) | 2 |
| 11. 採用する企業会計の基準に関する記載：(日本基準を採用=1、指定国際会計基準を採用=2、修正国際基準を採用=3、米国会計基準を採用=4) | 1 |
| 12. 特例企業会計基準等適用法人等についても、採用する企業会計の基準によらず、本様式を使用すること。ただし、本様式中に記載すべき事項について、採用する企業会計の基準で使用している項目等を読み替えて記載している事項等があれば、その内容について欄外に注記すること。 | |
| 13. 前期データのうち、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示により変更が生じた箇所については、変更後の金額を欄外に注記すること。 | |

第 9 5 期 計算書類

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

- 第 9 5 期末 貸借対照表
- 第 9 5 期 損益計算書
- 第 9 5 期 株主資本等変動計算書
- 注記表

株式会社 筑波銀行

第95期末 (2019年3月31日現在) 貸借対照表

株式会社 筑波銀行
取締役頭取 藤川 雅海

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	225,631	預金	2,256,981
現金	36,049	当座預金	40,698
預け	189,582	普通預金	1,234,265
買入金銭債権	5,829	貯蓄預金	12,426
商品有価証券	453	通知預金	2,363
商品国債	202	定期預金	944,741
商品地方債	251	定期積金	13,187
金銭の信託	3,000	その他の預金	9,297
有価証券	475,116	債券貸借取引受入担保金	29,483
国債	81,156	外国為替	164
地方債	117,143	売渡外国為替	14
社債	82,030	未払外国為替	150
株式	6,755	その他の負債	5,494
その他の証券	188,030	未決済為替借	11
貸出	1,646,313	未払法人税等	398
割引手形	8,249	未払費用	1,231
手形貸付	120,645	前受収益	1,275
証書貸付	1,446,536	給付補填備金	62
当座貸越	70,881	金融派生商品	430
外国為替	5,349	資産除去債務	89
外国他店預け	5,342	その他の負債	1,994
取立外国為替	7	賞与引当金	795
その他の資産	18,239	退職給付引当金	1,800
未決済為替貸	7	執行役員退職慰労引当金	49
前払費用	433	睡眠預金払戻損失引当金	252
未収収益	2,253	ポイント引当金	13
金融派生商品	173	偶発損失引当金	310
金融商品等差入担保金	3,082	再評価に係る繰延税金負債	357
その他の資産	12,289	支払承諾	1,267
有形固定資産	23,796	負債の部合計	2,296,971
建物	11,744	(純資産の部)	
土地	10,174	資本金	48,868
建設仮勘定	34	資本剰余金	30,447
その他の有形固定資産	1,843	資本準備金	9,376
無形固定資産	4,139	その他資本剰余金	21,070
ソフトウェア	2,203	利益剰余金	25,685
その他の無形固定資産	1,936	利益準備金	781
前払年金費用	1,567	その他利益剰余金	24,904
繰延税金資産	2,982	繰越利益剰余金	24,904
支払承諾見返	1,267	自己株式	△ 6
貸倒引当金	△ 10,012	株主資本合計	104,994
		その他有価証券評価差額金	1,294
		土地再評価差額金	413
		評価・換算差額等合計	1,707
		純資産の部合計	106,701
資産の部合計	2,403,672	負債及び純資産の部合計	2,403,672

第95期

〔 2018年4月1日から
2019年3月31日まで 〕

損益計算書

株式会社 筑波銀行
取締役頭取 藤川 雅海

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		37,586
資金運用収益	26,940	
貸出金利	21,074	
有価証券利息	5,778	
コールローン	△ 10	
預け金	34	
その他の受入	63	
役員取引等	6,914	
受入為替手数料	1,437	
その他の役員	5,477	
その他の業務	1,637	
国債等債	1,229	
その他の業務	408	
その他の経常	2,093	
債却債権	315	
株式等	890	
金銭の信託	107	
その他の経常	779	
経常費用		35,810
資金調達費	921	
預金	274	
コールマネー	△ 0	
債券貸借	647	
借入金	0	
役員取引等	3,909	
支払為替手数料	401	
その他の役員	3,508	
その他の業務	2,385	
外国為替	1,263	
商有価証券	0	
国債等債	1,121	
営業経常	26,382	
その他の経常	2,210	
貸倒引当	1,275	
貸出金	395	
株式等	155	
株式等	4	
その他の経常	380	
経常利益		1,776
特別利益		2
固定資産	2	
特別損失		209
固定資産	45	
減損	163	
引前当期純		1,568
法人税、住民税	246	
法人税等	386	
法人税等		632
当期純利益		936

株式会社 筑波銀行
取締役頭取 藤川 雅海

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	48,868	9,376	21,070	30,447
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
土地再評価差額金の取崩				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	48,868	9,376	21,070	30,447

	株 主 資 本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
繰越利益剰余金					
当期首残高	694	24,488	25,182	△ 6	104,492
当期変動額					
剰余金の配当	86	△ 520	△ 433		△ 433
当期純利益		936	936		936
自己株式の取得				△ 0	△ 0
土地再評価差額金の取崩		0	0		0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	86	416	502	△ 0	502
当期末残高	781	24,904	25,685	△ 6	104,994

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	784	413	1,197	105,689
当期変動額				
剰余金の配当				△ 433
当期純利益				936
自己株式の取得				△ 0
土地再評価差額金の取崩				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	510	△ 0	509	509
当期変動額合計	510	△ 0	509	1,011
当期末残高	1,294	413	1,707	106,701

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	13年～50年
その他	5年～20年
 - (2) 無形固定資産
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額のうち取立不能見込額を債権額から直接減額しており、その金額は24,326百万円であります。
 - (2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理
 - (4) 執行役員退職慰労引当金
執行役員退職慰労引当金は、執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用に備えるため、ポイント使用実績等に基づく将来の使用見込額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用並びにその他の資産（繰延消費税等）に計上し、繰延消費税等については法人税法に定める期間により償却しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式（及び出資金）総額 1,790 百万円

2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に 10,268 百万円含まれております。

3. 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,062 百万円、延滞債権額は 36,108 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 26 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 7,571 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 44,768 百万円であります。

なお、上記 3. から 6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号 2002 年 2 月 13 日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,249 百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 67,709 百万円

預け金 108 百万円

担保資産に対応する債務

預金 2,538 百万円

債券貸借取引受入担保金 29,483 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 390 百万円を差し入れております。また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金 10,000 百万円及び保証金 741 百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、385,939 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 312,613 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定評価に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 Δ 1,485百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 17,374百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額 412百万円
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は22,180百万円であります。
14. 関係会社に対する金銭債権総額 1百万円
15. 関係会社に対する金銭債務総額 11,131百万円
16. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、86百万円であります。

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益
- | | |
|----------------------|-------|
| 資金運用取引に係る収益総額 | －百万円 |
| 役員取引等に係る収益総額 | 1百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 33百万円 |
| その他の取引に係る収益総額 | －百万円 |
- 関係会社との取引による費用
- | | |
|----------------------|--------|
| 資金調達取引に係る費用総額 | 0百万円 |
| 役員取引等に係る費用総額 | 186百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 667百万円 |
| その他の取引に係る費用総額 | －百万円 |

2. 関連当事者との取引については、以下のとおりであります。

- (1) 親会社及び法人主要株主等
該当ありません。

(2) 子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

属性	会社等の名称	当行の議決権割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	筑波信用保証株式会社	100.000%	・当行ローンの保証 ・役員の兼任	被保証残高	309,120	－	15
				保証料支払額	186	その他負債	
				代位弁済受入額	469	－	
				(注1、2)			

(注) 1. 当行の子会社である筑波信用保証株式会社より、当行の住宅ローン債権等に対する保証を受けております。
なお、当該取引に係る条件については、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。

2. 取引金額は、当事業年度末に保証を受けている住宅ローン等の残高を記載しております。

- (3) 兄弟会社等
該当ありません。
- (4) 役員及び個人主要株主等
該当ありません。

3. 当事業年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 163 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途		種類	減損損失額
茨城県内	営業店舗	3 ヲ店	土地及び建物等	34 百万円
〃	遊休資産	6 ヲ所	土地	58 百万円
茨城県外	営業店舗	2 ヲ店	土地及び建物	70 百万円
合 計				163 百万円

(グルーピングの方法)

当行の営業店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、出張所は母店に合算。また、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）としており、遊休資産については、各資産を各々独立した単位としております。

(回収可能価額)

当事業年度において、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	18	2	—	20	注
合 計	18	2	—	20	

注. 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2019 年 3 月 31 日現在)

	当事業年度の損益に含ま れた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△3

2. 満期保有目的の債券 (2019 年 3 月 31 日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上 額を超えるもの	国債	33,626	35,390	1,764
	地方債	29,352	30,482	1,129
	社債	3,774	3,880	105
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	66,754	69,754	2,999
時価が貸借対照表計上 額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	6,000	6,000	—
	外国債券	—	—	—
	その他	6,000	6,000	—
	小計	6,000	6,000	—
合計		72,754	75,754	2,999

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2019年3月31日現在）

該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	1,790
関連法人等株式	—
合計	1,790

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（2019年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,527	1,479	1,047
	債券	186,141	183,851	2,289
	国債	47,232	46,765	466
	地方債	77,782	76,669	1,112
	社債	61,126	60,416	709
	その他	79,660	77,981	1,679
	外国債券	54,017	53,372	644
	その他	25,643	24,608	1,035
	小計	268,329	263,312	5,016
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,621	1,961	△339
	債券	27,434	27,560	△125
	国債	298	302	△4
	地方債	10,007	10,047	△40
	社債	17,129	17,210	△80
	その他	96,342	99,174	△2,832
	外国債券	36,097	36,584	△487
	その他	60,245	62,589	△2,344
	小計	125,399	128,696	△3,297
合計	393,728	392,008	1,719	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）
株式	1,102
組合出資金	2,153
私募投資信託（REIT）	14,493
合計	17,749

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

なお、当事業年度において、非上場株式について4百万円減損処理を行っております。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	13,168	890	155
債券	36,522	757	—
国債	18,323	299	—
地方債	5,082	212	—
社債	13,116	244	—
その他	55,511	471	1,121
外国債券	45,187	218	690
その他	10,324	253	431
合計	105,202	2,119	1,277

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末月1カ月平均時価（債券は事業年度末日時価）が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については一律減損処理を行い、また、期末月1カ月平均時価（債券は事業年度末日時価）が30%以上50%未満下落した銘柄においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の業績等により時価の回復可能性を判断のうえ、時価と取得原価の差額を償却するものとしております。

（金銭の信託関係）

運用目的の金銭の信託（2019年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含ま れた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	3,000	102

満期保有目的の金銭の信託及びその他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）は、該当ありません。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	10,105	百万円
繰越欠損金	3,109	
有価証券償却	1,951	
退職給付引当金	774	
減価償却超過額	1,028	
その他有価証券評価差額金	1,002	
土地に係る減損損失	329	
合併による土地評価損	677	
その他	925	

繰延税金資産小計 19,906

評価性引当額 △14,712

繰延税金資産合計 5,193

繰延税金負債

合併による貸出金等評価益	△556
資産除去債務	△11
退職給付信託設定益	△215
その他有価証券評価差額金	△1,427

繰延税金負債合計 △2,211

繰延税金資産の純額 2,982 百万円

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額	868円76銭
1株当たりの当期純利益金額	11円34銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	4円30銭

基準日	2019	3	31
-----	------	---	----

10. 単体自己資本比率
(2) 総括表 (国内基準)

(単位: 百万円、%)

項目	当期末		前期末	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	104,581			
うち、資本金及び資本剰余金の額	79,315			
うち、利益剰余金の額	25,685			
うち、自己株式の額 (△)	6			
うち、社外流出予定額 (△)	412			
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,056			
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,056			
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第3条第1項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第3条第2項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第4条第1項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第5条第1項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	173			
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	107,811			
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額	2,880			
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2,880			
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額	1,090			
自己保有普通株式等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額				
特定項目に係る十パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額				
特定項目に係る十五パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				

うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	3,971			
自己資本				
自己資本の額（イ）－（ロ）（ハ）	103,840			
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	1,179,588			
資産（オン・バランス）項目	1,115,850			
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△123			
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第12条第2項）を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額				
うち、上記以外に該当するものの額	△123			
オフ・バランス取引等項目	62,987			
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	738			
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	12			
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	52,742			
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	1,232,330			
自己資本比率				
自己資本比率（ハ）／（ニ）	8.42	%		

- (注) 1. 本表は、国内基準の適用を受ける銀行が記載するものとする。
2. 本表における項目の内容については、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第7号）に規定する別紙様式第11号（注）に従うものとする。
3. 自己資本比率告示第8条第6項に規定する他の金融機関等の対象資本等調達手段の額について、以下の表に記載すること。

(単位：百万円)

区分	残高（末残）
対象普通株式等（に相当するもの）	
対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもの（に相当するもの）	
その他外部TLAC関連調達手段	
うち、その他外部TLAC関連調達手段であって、経過措置（10年間）により150%のリスク・ウェイトを適用していない額	
うち、国内TLAC規制対象会社の同順位商品であって、経過措置（5年間）により150%のリスク・ウェイトを適用していない額	

4. 特定取引勘定非設置行にあっては以下の左表の計数について、特定取引勘定設置行にあっては以下の右表の計数について記載すること。ただし、マーケット・リスク相当額を算入しない金融機関においては、以下の表の記載を要しない。

(単位：百万円)

区 分	当 期 末 残 高
商 品 有 価 証 券	
売 付 商 品 債 券	
計(A)	
総 資 産 (B)	
比 率 (A / B)	%

(単位：百万円)

区 分	当 期 末 残 高
特 定 取 引 資 産	
特 定 取 引 負 債	
計(A)	
総 資 産 (B)	
比 率 (A / B)	%

5. 大口与信の基準となる自己資本の額(自己資本の額から適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除いた額) (単位：百万円)
6. 信用リスクに関する記載：(標準的手法採用行=1、基礎的内部格付手法採用行=2、先進的内部格付手法採用行=3)

103,840

1

7. マーケット・リスクの一般市場リスクに関する記載：（標準的方式のみ使用=1、内部モデル方式のみ使用=2、両方式併用=3）

0

8. マーケット・リスクの個別リスクに関する記載：（標準的方式のみ使用=1、内部モデル方式のみ使用=2、両方式併用=3）

0

9. マーケット・リスク相当額を不算入とする銀行は、上記(注)7. 及び8. についてそれぞれ0を記載すること。

10. オペレーショナル・リスクに関する記載：（基礎的手法を使用=1、粗利益配分手法を使用=2、先進的計測手法を使用=3）

2

11. 前期データのうち、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示により変更が生じた箇所については、変更後の金額を欄外に注記すること。

--

日 計 表

(2019年5月末現在)

(金額単位:円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
現 金 預 け 金	128,488,258,215	預 当 座 預 金	2,271,578,437,701
現 金	38,697,453,089	普 通 預 金	38,672,226,896
(うち切手手形)	(522,257,690)	貯 蓄 預 金	1,243,689,555,901
外 国 通 貨	6,874,749	通 知 預 金	12,324,870,181
金 通 貨	0	定 期 預 金	1,373,537,264
預 け 金	89,783,930,377	(うち自由金利定期預金)	(940,470,682,465)
(日銀当座預け金)	(79,513,079,949)	(うち変動金利定期預金)	(1,330,000,000)
(無利息預け金)	(6,779,739,630)	定 期 積 立 預 金	12,881,294,000
(有利息預け金)	(491,110,798)	別 段 預 金	16,611,205,382
(譲渡性預け金)	(3,000,000,000)	納 税 準 備 預 金	583,618,486
コ ー ル ロ ー ン	113,356,100,000	非 居 住 者 円 預 金	0
円 建 コ ー ル ロ ー ン	110,000,000,000	外 貨 預 金	3,641,447,126
外 貨 建 コ ー ル ロ ー ン	3,356,100,000	(金融機関預金)	(7,828,000,000)
買 入 先 勤 定 形	0	譲 渡 性 預 金	0
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	0	コ ー ル マ ネ ー	0
買 入 手 形	0	円 建 コ ー ル マ ネ ー	0
(うち円建銀行引受手形)	(0)	外 貨 建 コ ー ル マ ネ ー	0
買 入 金 債 権	5,883,554,077	売 現 先 勤 定 形	0
商 品 有 価 証 券	464,814,753	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	20,000,050,801
商 品 債 権	205,582,420	売 渡 手 形	0
商 品 地 方 債 権	259,232,333	(うち円建銀行引受手形)	(0)
商 品 政 府 保 証 債 権	0	コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	0
貸 付 商 品 債 権	0	借 用 手 形	0
そ の 他 の 商 品 有 価 証 券	0	再 割 引 手 形	0
金 銭 の 債 権	3,000,000,000	(うち日銀再割引手形)	(0)
(うち特定金銭信託)	(1,500,000,000)	借 入 金	0
有 価 証 券	478,422,561,161	(うち日銀借入金)	(0)
国 債	80,694,702,979	当 座 借 越 金	0
(うち手元現在高)	(11,052,186,589)	外 国 為 替	272,877,428
地 方 債	131,956,186,307	外 国 他 店 預 り	0
短 期 社 債	0	外 国 他 店 借 越 金	0
社 債	82,753,759,545	売 渡 外 国 為 替	25,129,595
(公 社 公 団 債)	(32,275,184,234)	未 払 外 国 為 替	247,747,833
(金 融 債)	(2,299,928,688)	短 期 社 債	0
(事 業 債)	(48,178,646,623)	社 債 予 約 権 付 社 債	0
株 式	5,447,954,975	信 託 勤 定 借 債	0
(自 行 株 式)	(0)	そ の 他 の 負 債	1,461,441,370
(一 般 株 式)	(5,447,954,975)	未 決 済 為 替 借 債	21,610,094
外 国 証 券	81,559,090,756	未 払 法 人 税 等 用 金	10,693,000
(外 貨 建 外 国 証 券)	(59,645,799,509)	前 受 取 益	0
そ の 他 の 証 券	96,010,866,599	従 業 員 預 り 金	0
貸 付 有 価 証 券	0	給 付 補 填 備 金	62,000,607
(うち消費貸借型貸付債券)	(0)	先 物 取 引 受 入 証 拠 金	0
貸 出 金	1,629,970,517,610	先 物 取 引 差 金 勘 定 金	0
割 引 手 形	6,266,725,019	借 入 商 品 債 権	0
商 業 付 手 形	6,266,725,019	借 入 有 価 証 券	0
貸 付 手 形	1,623,703,792,591	(うち消費貸借型借入債権)	(0)
(うちインパクトローン)	(115,403,296,261)	売 付 商 品 債 権	0
証 書 貸 付 越 越	1,438,224,745,560	売 付 債 権	0
当 座 貸 越	70,075,750,770	金 融 派 生 商 品	0
外 国 為 替	5,465,393,931	リ ー ス 債 務	0
外 国 他 店 預 け 金	5,456,136,825	資 産 除 去 債 務	89,570,241
外 国 他 店 借 越 金	0	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	0
買 入 外 国 為 替	0	代 理 店 借 越 金	128,769
取 立 外 国 為 替	9,257,106	未 払 配 当 金	33,184,387
そ の 他 の 資 産	15,140,522,509	未 払 送 金 為 替	0
未 決 済 為 替 貸 用 金	482,789	預 金 利 子 税 等 預 り 金	161,940,535
前 払 費 用	0	仮 借 権 貸 付 取 引 担 保 金	1,060,452,371
未 収 取 益	0	そ の 他 の 負 債	20,466,913
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	0	外 為 関 係 そ の 他 の 負 債	0
先 物 取 引 差 金 勘 定 金	0	本 支 店 未 達 金	1,394,453
保 管 有 価 証 券 等	0	賞 与 引 当 金	795,359,082
金 融 派 生 商 品	0	退 職 給 付 引 当 金	1,800,092,769
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	3,082,000,000	債 権 売 却 損 失 引 当 金	0
社 債 発 行 差 金	0	投 資 損 失 引 当 金	0
社 債 発 行 費 用	0	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	0
リ ー ス 投 資 資 産	0	睡 眠 預 金 払 戻 引 当 金	252,395,026
代 理 店 貸 付 金	0	偶 発 損 失 引 当 金	310,932,861
仮 払 金	615,247,184	そ の 他 の 引 当 金	63,530,000
そ の 他 の 資 産	11,234,797,684	特 別 法 上 の 引 当 金	0
外 為 関 係 そ の 他 の 資 産	207,994,852	(金融商品取引責任準備金)	(0)
本 支 店 未 達 金	0	繰 越 税 金 負 債	0
有 形 固 定 資 産	23,803,734,486	再 評 価 に 係 る 繰 越 税 金 負 債	357,636,745
建 物	11,750,020,203	支 払 承 継	23,557,060,926
土 地	10,174,574,194	[負 債 計]	[2,320,449,814,709]
リ ー ス 有 形 固 定 資 産	0	純 資 本	104,470,848,322
建 設 仮 勘 定 資 産	34,184,954	資 本 株 式 払 込 金	48,868,341,819
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,844,955,135	新 株 式 余 金	30,447,345,649
無 形 固 定 資 産	4,431,434,081	資 本 準 備 金	9,376,918,895
ソ フ ト ウ ェ ア	2,205,543,231	そ の 他 資 本 剰 余 金	21,070,426,754
の れ	0	利 益 剰 余 金	24,748,786,221
リ ー ス 無 形 固 定 資 産	0	利 益 準 備 金	781,155,600
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	2,225,890,850	そ の 他 利 益 剰 余 金	23,967,630,621
前 払 年 金 費 用	1,567,095,655	積 立 金	0
繰 越 税 金 資 産	3,407,102,924	繰 越 利 益 剰 余 金	23,967,630,621
再 評 価 に 係 る 繰 越 税 金 資 産	0	自 己 株 式	▲ 6,739,658
支 払 承 継 見 返 金	23,557,060,926	自 己 株 式 申 込 証 拠 金	0
△ 貸 倒 引 当 金	▲ 9,993,547,587	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
(△個別貸倒引当金)	(▲ 6,997,861,476)	繰 越 へ ッ ジ 損 益	0
△ 投 資 損 失 引 当 金	0	土 地 再 評 価 差 額 金	413,114,291
		新 株 予 約 権	0
		損 益 勘 定	2,043,939,710
		[資 本 の 部 合 計]	[106,514,788,032]
合 計	2,426,964,602,741	合 計	2,426,964,602,741

有価証券報告書

事業年度 自 2018年4月1日
(第95期) 至 2019年3月31日

株式会社筑波銀行

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

第95期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	6
5 【従業員の状況】	6
第2 【事業の状況】	7
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	7
2 【事業等のリスク】	7
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	9
4 【経営上の重要な契約等】	18
5 【研究開発活動】	18
第3 【設備の状況】	19
1 【設備投資等の概要】	19
2 【主要な設備の状況】	20
3 【設備の新設、除却等の計画】	20
第4 【提出会社の状況】	21
1 【株式等の状況】	21
(1) 【株式の総数等】	21
(2) 【新株予約権等の状況】	26
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	26
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	26
(5) 【所有者別状況】	27
(6) 【大株主の状況】	28
(7) 【議決権の状況】	30
2 【自己株式の取得等の状況】	31
3 【配当政策】	31
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	32
第5 【経理の状況】	46
1 【連結財務諸表等】	47
(1) 【連結財務諸表】	47
① 【連結貸借対照表】	47
② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】	49
③ 【連結株主資本等変動計算書】	51
④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】	53
⑤ 【連結附属明細表】	80
(2) 【その他】	80
2 【財務諸表等】	81
(1) 【財務諸表】	81

① 【貸借対照表】	81
② 【損益計算書】	84
③ 【株主資本等変動計算書】	86
④ 【附属明細表】	93
(2) 【主な資産及び負債の内容】	94
(3) 【その他】	94
第6 【提出会社の株式事務の概要】	95
第7 【提出会社の参考情報】	96
1 【提出会社の親会社等の情報】	96
2 【その他の参考情報】	96
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	96

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年6月25日

【事業年度】 第95期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

【会社名】 株式会社筑波銀行

【英訳名】 Tsukuba Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 生 田 雅 彦

【本店の所在の場所】 茨城県土浦市中央二丁目11番7号

【電話番号】 (029)821局8111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員総合企画部長 岡 野 強 志

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区台東二丁目9番4号
株式会社筑波銀行東京支店

【電話番号】 (03)3835局6031(代表)

【事務連絡者氏名】 東京支店長 古 河 利 弘

【縦覧に供する場所】 株式会社筑波銀行東京支店
(東京都台東区台東二丁目9番4号)

株式会社筑波銀行松戸支店
(千葉県松戸市北松戸二丁目1番4号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
		(自2014年 4月1日 至2015年 3月31日)	(自2015年 4月1日 至2016年 3月31日)	(自2016年 4月1日 至2017年 3月31日)	(自2017年 4月1日 至2018年 3月31日)	(自2018年 4月1日 至2019年 3月31日)
連結経常収益	百万円	44,166	44,730	41,186	40,606	38,119
連結経常利益	百万円	6,906	8,521	5,713	4,933	1,995
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	5,972	6,464	3,701	3,037	1,083
連結包括利益	百万円	13,095	△173	△1,231	4,223	1,446
連結純資産額	百万円	110,228	109,545	105,677	109,449	110,460
連結総資産額	百万円	2,302,093	2,317,086	2,376,801	2,420,184	2,401,627
1株当たり純資産額	円	884.45	876.20	855.83	901.77	914.31
1株当たり当期純利益	円	71.20	77.16	44.38	36.54	13.13
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	33.39	37.68	18.88	16.63	4.98
自己資本比率	%	4.78	4.72	4.44	4.52	4.59
連結自己資本利益率	%	5.73	5.88	3.44	2.82	0.98
連結株価収益率	倍	5.46	3.90	7.02	9.57	14.69
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	4,675	△6,237	△5,925	86,159	△39,540
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△40,376	6,907	12,267	△10,319	102,216
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△8,167	△1,610	△2,637	△452	△434
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	76,288	75,347	79,050	154,438	216,679
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,743 [1,026]	1,690 [1,021]	1,675 [1,042]	1,660 [1,033]	1,607 [993]

(注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第91期	第92期	第93期	第94期	第95期
決算年月		2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
経常収益	百万円	43,527	44,119	40,685	40,092	37,586
経常利益	百万円	6,396	7,887	5,308	4,443	1,776
当期純利益	百万円	5,523	5,959	3,407	2,743	936
資本金	百万円	48,868	48,868	48,868	48,868	48,868
発行済 株式総数	(普通株式)	82,553	82,553	82,553	82,553	82,553
	(第二種優先株式)	709	709	—	—	—
	(第四種優先株式)	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
純資産額	百万円	106,857	107,412	102,666	105,689	106,701
総資産額	百万円	2,304,338	2,318,480	2,378,950	2,421,863	2,403,672
預金残高	百万円	2,162,464	2,180,502	2,245,712	2,286,223	2,256,981
貸出金残高	百万円	1,566,983	1,602,818	1,669,067	1,632,853	1,646,313
有価証券残高	百万円	614,163	597,718	576,463	571,248	475,116
1株当たり純資産額	円	843.60	850.35	819.36	856.22	868.76
1株当たり 配当額	(普通株式)	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
	(第二種優先株式)	円	60.00	60.00	—	—
	(第四種優先株式)		0.75	0.75	0.55	0.30
(内1株当 たり中間 配当額)	(普通株式)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
	(第二種優先株式)	(円)	(—)	(—)	(—)	(—)
	(第四種優先株式)		(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益	円	65.76	71.05	40.81	32.98	11.34
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	30.88	34.74	17.38	15.02	4.30
自己資本比率	%	4.63	4.63	4.31	4.36	4.43
自己資本利益率	%	5.43	5.56	3.24	2.63	0.88
株価収益率	倍	5.91	4.23	7.64	10.61	17.01
配当性向	%	7.60	7.03	12.25	15.16	44.08
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,667 [972]	1,612 [966]	1,596 [985]	1,576 [969]	1,524 [933]
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX)	%	98.99 (130.68)	78.14 (116.54)	82.16 (133.67)	92.96 (154.88)	54.77 (147.07)
最高株価	円	430	476	367	434	394
最低株価	円	325	264	254	303	185

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
3. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 【沿革】

1921年11月	茨城無尽(株)設立 本店を水戸市に置く
1927年4月	下妻無尽(株)設立 本店を下妻市に置く
1952年5月	下妻無尽(株) 相互銀行へ転換、商号を(株)東陽相互銀行に変更 茨城無尽(株) 相互銀行へ転換、商号を(株)茨城相互銀行に変更
1952年9月	(株)関東銀行設立 本店を土浦市に置く(同年10月開業)
1974年4月	(株)関東銀行、株式を東京証券取引所市場第二部に上場(1977年3月第一部に指定)
1975年4月	(株)関東銀行、外国為替業務開始
1977年1月	(株)関東銀行、総合オンライン稼働
1983年5月	(株)関東銀行、国債等公共債窓口販売業務開始
1983年7月	(株)関東銀行、関銀ビジネスサービス(株)(2010年3月、筑波ビジネスサービス(株)に商号変更)設立 (現・連結子会社)
1984年1月	(株)関東銀行、関東信用保証(株)(2010年3月、筑波信用保証(株)に商号変更)設立(現・連結子会社)
1984年9月	(株)茨城相互銀行、(株)茨銀ビジネスサービス設立
1987年12月	(株)関東銀行、第3次オンライン稼働
1989年2月	(株)東陽相互銀行 普通銀行へ転換、商号を(株)つくば銀行に変更 (株)茨城相互銀行 普通銀行へ転換、商号を(株)茨城銀行に変更
1989年7月	(株)関東銀行、関銀コンピュータサービス(株)(2013年4月、筑波総研(株)に商号変更)設立(現・連結子会社) (株)茨城銀行、いばぎん信用保証(株)設立
1991年2月	(株)関東銀行、海外コルレス業務取扱認可
1991年9月	(株)茨城銀行、(株)いばぎんミリオンカード(2002年1月、(株)いばぎんカードに商号変更)設立
1993年8月	(株)関東銀行、かんぎん不動産調査(株)設立
1993年11月	(株)関東銀行、信託代理店業務取扱開始
1996年11月	(株)つくば銀行、(株)つくば保証サービス設立
1998年7月	(株)関東銀行、関銀オフィスサービス(株)設立
1998年12月	(株)関東銀行、投資信託窓口販売業務取扱開始
2000年5月	(株)関東銀行、新オンラインシステム稼働
2001年4月	(株)関東銀行、保険商品窓口販売業務取扱開始
2001年10月	(株)関東銀行・(株)つくば銀行・(株)茨城銀行 三行による「包括的業務提携」の合意
2002年10月	(株)関東銀行、生命保険商品窓口販売業務取扱開始
2003年4月	(株)関東銀行と(株)つくば銀行が合併、商号を(株)関東つくば銀行に変更(資本金200億円) 関東信用保証(株)、(株)つくば保証サービスを吸収合併
2005年10月	(株)関東つくば銀行、証券仲介業務取扱開始
2008年1月	(株)関東つくば銀行、じゅうだん会共同版システム稼働
2009年6月	(株)いばぎんカード、(株)茨銀ビジネスサービスを吸収合併
2009年8月	(株)関東つくば銀行グループ、(株)茨城銀行グループ並びに(株)あおぞら銀行グループ三行の戦略的業務提携に関する基本合意
2010年1月	(株)関東つくば銀行、本部機能をつくば市に移転
2010年2月	関銀ビジネスサービス(株)、関銀オフィスサービス(株)を吸収合併 関東信用保証(株)、かんぎん不動産調査(株)を吸収合併
2010年3月	(株)関東つくば銀行と(株)茨城銀行が合併、商号を(株)筑波銀行に変更(資本金313億円)
2010年5月	オンラインシステム統合 (株)あおぞら銀行と戦略的業務提携に基づく預金代理業務の開始
2010年7月	ランチ・イン・ランチ(店舗内店舗)形式による店舗統合開始 (2010年度実施店舗数17ヶ店、2011年度実施店舗数7ヶ店、2012年度実施店舗数4ヶ店、2013年度実施店舗数6ヶ店、2014年度実施店舗数3ヶ店、2015年度実施店舗数2ヶ店、2016年度実施店舗数1ヶ店、2017年度実施店舗数4ヶ店、2018年度実施店舗数5ヶ店、合計49ヶ店)
2011年9月	金融機能強化法(震災特例)に基づく第四種優先株式350億円発行(資本金488億円)
2011年10月	筑波信用保証(株)、いばぎん信用保証(株)を吸収合併
2015年4月	(株)いばぎんカードの信用保証業務を筑波信用保証(株)へ吸収分割、信用保証業務以外のクレジットカード業務等を(株)筑波銀行が吸収合併
2016年1月	つくば地域活性化ファンド投資事業有限責任組合設立(現・連結子会社)

2019年3月末現在、本支店141、出張所7(ランチ・イン・ランチ形式による店舗統合後の営業箇所数99)、連結対象子会社4社

3 【事業の内容】

当行及び当行の関係会社は、当行と連結子会社4社で構成され、銀行業を中心に事務受託業、信用保証業、与信事務受託業、システム受託業、コンサルティング業及び投資業の金融サービスに係る事業を行っております。

当行及び当行の関係会社の事業に係わる位置づけは次のとおりであります。なお、事業の区分は「第5 経理の状況 1 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(1) 銀行業

当行の本店ほか支店、出張所において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等を行っております。地域重視の営業活動を積極的に展開し、お客さまへの総合的な金融サービスの向上に取り組んでおります。

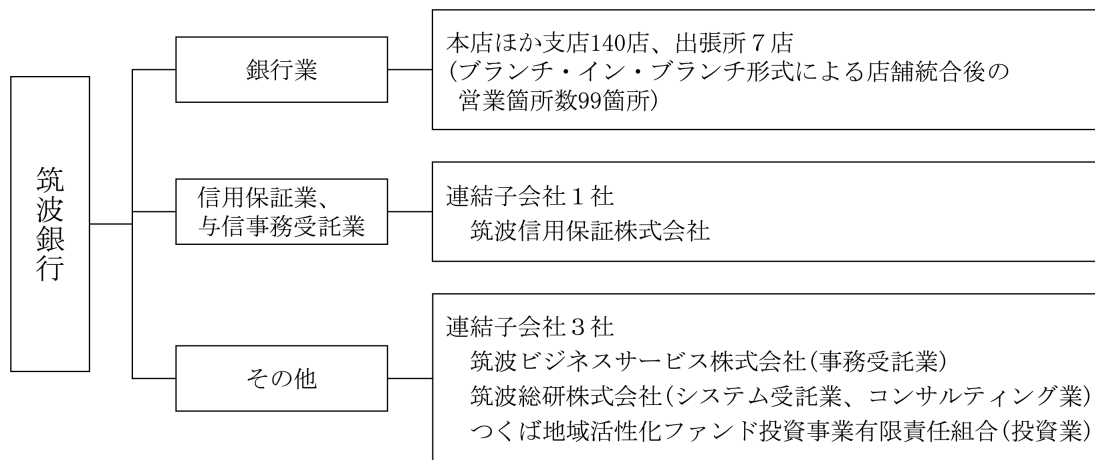
(2) 信用保証業、与信事務受託業

連結子会社において、個人向け貸出の保証業務、担保不動産の調査・評価業務等を行っております。

(3) その他

連結子会社において、現金の整理・精査等の事務受託業、システム受託業、コンサルティング業及び投資業を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有(又は 被所有) 割合(%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) 筑波ビジネス サービス株式会社	茨城県 つくば市	20	その他 (事務受託業)	100.00	3 (1)	—	預金取引 業務委託取引	建物賃借	—
(連結子会社) 筑波信用保証 株式会社	茨城県 土浦市	91	信用保証業、 与信事務受託業	100.00	3 (1)	—	預金取引 業務委託取引 保証取引	土地建物 賃借	—
(連結子会社) 筑波総研株式会社	茨城県 土浦市	50	その他 (システム受託業、 コンサルティング 業)	100.00	3 (1)	—	預金取引 業務委託取引	土地建物 賃借	—
(連結子会社) つくば地域活性化 ファンド投資事業 有限責任組合	茨城県 土浦市	341	その他 (投資業)	100.00 (1.00)	— (—)	—	預金取引	—	—

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
 2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書又は有価証券届出書を提出している会社はありません。
 3. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)であります。なお、投資事業有限責任組合につきましては出資比率を記載しております。
 4. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

2019年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	信用保証業、 与信事務受託業	その他	合計
従業員数(人)	1,524 [933]	21 [25]	62 [35]	1,607 [993]

- (注) 1. 従業員数は、執行役員17人と嘱託及び臨時従業員949人を含んでおりません。
 2. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

2019年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,524 [933]	41.2	18.7	5,700

- (注) 1. 従業員数は、執行役員15人、出向者45人、嘱託及び臨時従業員892人を含んでおりません。
 2. 当行の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。
 3. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
 4. 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与は、出向者45人分を含めております。
 5. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 6. 当行の従業員組合は、筑波銀行従業員組合と称し、組合員数は1,117人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当行及び連結子会社（以下「当行グループ」という。）が判断したものであります。

(1) 経営方針

①経営の基本方針

当行は、「地域の皆さまの信頼をもとに、存在感のある銀行を目指し、豊かな社会づくりに貢献します。」を基本理念に掲げ、永年築き上げてきたノウハウや人材、ポテンシャルの高い営業基盤等を最大限に活用し、質の高い金融サービスをお客さまに提供することにより、これまで以上にお客さまから支持される地域金融機関を目指すとともに、収益力の強化と健全な財務基盤の確立を図ることで、企業価値の拡大につなげ、株主価値の向上を目指してまいります。

また、従業員が持てる力を遺憾なく発揮し、働きがいがあり、公正に処遇される自由闊達な組織を目指すとともに、金融機関としての社会的責任を自覚し、地域経済活性化・地方創生のために惜しみない貢献を行ってまいります。

②目標とする経営指標

当行は2019年4月より第4次中期経営計画『「Rising Innovation 2022」～選択と集中～』をスタートさせました。中期経営計画の期間は2019年度から2021年度までの3年間で、最終年度の計数目標（単体ベース）は以下のとおりであります。

経営指標	目標(2022年3月末時点)
コア業務純益	30億円以上
当期純利益	25億円以上
自己資本比率	8%台
ROE	2.4%以上
コアOHR	5%改善

(2) 経営環境及び対処すべき課題

2018年度の国内経済は、雇用・所得情勢が堅調に推移し、輸出・生産活動は持ち直しの動きが続くなど、全体として緩やかな回復基調で推移しましたが、2019年の年明けから、中国向けを中心とした輸出の大幅な減少に伴い生産活動が弱含みとなるなど、景気の先行きが懸念されています。

地域金融機関を取り巻く環境は、マイナス金利政策の継続による貸出金・有価証券の運用利回りの低下や、少子高齢化・人口減少に伴う市場規模の縮小が懸念されるなか、引続き厳しい経営環境が見込まれます。

このような環境下、当行は地域を支える金融機関として、事業性評価を踏まえた本業支援などお取引先企業の経営課題の解決に積極的に貢献することにより、将来にわたって十分な金融仲介機能を発揮し、地域経済の発展と活性化にこれまで以上に取組んでまいります。また、お客さまの安定的な資産形成の実現に向けて、「お客さま本位の業務運営」を定着させる取組みを充実させてまいります。

さらに、2019年度よりスタートしました第4次中期経営計画においては、基本方針として地域のファースト・コール・バンクとして安定的な金融機関の役割を果たすために、本来のリレーションシップバンキングに立ち返った営業を強化する3年間と定め、経営資源の選択と集中により徹底的な体質改善を図ることとしました。基本戦略としては、「サービス品質のイノベーション」、「経営資源のイノベーション」、「営業力のイノベーション」の3点を掲げました。

したがって、2019年度は新中期経営計画の初年度であり、重要な1年になります。これらの新中期経営計画における取組施策を通じて、当行は地域を支える金融機関として、お客さま本位の事業性評価を踏まえ、お客さまの課題解決に向けた取組みや真にお客さまが求めるサービスの提供に努めるとともに、環境・社会・ガバナンス（ESG）やSDGsの課題にも積極的に取組み、当行グループをあげて地域経済の持続的な発展に貢献することで、持続可能なビジネスモデルの構築に努めてまいります。さらに、株主の皆さまとの建設的な対話などを通じ、コーポレート・ガバナンス態勢の一層の強化を図り、企業価値の向上に努めてまいります。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資判断上、あるいは当行の事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する情報開示を

積極的に行っております。当行は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の回避と発生した場合の対応に努めてまいります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当行グループが判断したものであります。

(1) 信用リスク

①不良債権

当行が保有する貸出債権には不良債権も含まれております。

これらの貸出債権については、貸出先の経営状態の悪化や担保価値の下落等により、不良債権及び信用コスト（不良債権の引当・償却）が増加する場合があります、その結果、業績や財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

②貸倒引当金

当行は、自己査定を行い、その査定結果に基づいて貸倒引当金を計上しております。実際の貸倒れによる損失が貸倒引当金計上時点の査定結果と乖離し、貸倒引当金の額を超える場合があります、貸倒引当金が不十分となる可能性があります。また、担保価値の下落及びその他予期せぬ理由により、貸倒引当金の積み増しを必要とする場合もあります。

③権利行使

当行は、担保価値の下落や不動産市場における流動性の欠如、有価証券の価格の下落等の事情により、担保権を設定した不動産や有価証券の換金、または貸出先の保有するこれらの資産に対する強制執行ができない場合があります。

(2) 市場リスク

①価格変動リスク

当行は、市場性のある株式、債券等を保有しております。これら有価証券の価格下落により損失が発生し、当行の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

②金利リスク

資産と負債の金利または更改期間が異なることから、金利の変動によって利益が減少ないし損失が発生し、当行の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

③為替リスク

外貨建資産・負債について、為替の価格変動により当行の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

④市場信用リスク

社債、クレジット・デリバティブ等について、信用スプレッドが変動することによって、現在価値および期間損益に影響を与え、当行の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 流動性リスク

当行の財務内容の悪化や市場の風評等により必要な資金の確保ができなくなり、資金繰りが悪化する場合や、資金の確保に通常よりも著しく不利な条件での資金調達を余儀なくされる可能性があります。

(4) オペレーショナル・リスク

①事務リスク

当行の役職員が正確な事務を怠り、または事故を起こし、もしくは不正をはたらくことにより、当行が損失を被る可能性があります。

②システムリスク

当行が利用しているコンピューターシステムの停止または誤作動等、システムの不備等の事態が発生した場合、業務が遂行できない可能性があります。

(5) 財務上のリスク

①繰延税金資産

当行では、繰延税金資産を5年間の長期収益計画に基づいて計上しております。この繰延税金資産の計算は、将来の課税所得に関する様々な予測・仮定に基づいており、実際の結果がかかる予測・仮定とは異なる可能性があります。当行が、将来の課税所得の予測・仮定に基づいて繰延税金資産の一部または全部の回収ができないと判断した場合、繰延税金資産を減額することとなり、その結果、当行の業績に影響を与えるとともに、自己資本比率の低下を招くことがあります。

②退職給付債務

当行の退職給付費用及び債務は、割引率等の数理計算上で設定される前提条件や年金資産の長期期待運用収益率に基づいて算出されております。実際の結果が前提条件と異なる場合、または前提条件が変更された場合、その影響額は累積され、将来にわたって定期的に認識されるため、一般的には将来期間において認識される費用及び計上される債務に影響を及ぼします。今後の割引率や運用利回りの変動によっては、当行の業績と財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

③自己資本比率

自己資本比率は、法令等に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出されてお

す。当行は、国内基準を適用しており、自己資本比率を4%以上に維持することを求められております。

当行の自己資本比率が4%を下回った場合には、業務の全部または一部の停止命令を含む早期是正措置等が発動されることとなります。

(6) 格付低下のリスク

当行は外部格付機関より格付を取得しておりますが、外部格付機関が格付を引き下げた場合、当行の資金調達等に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 法令等の違反に係るリスク

法令等違反により訴訟の提起や行政処分を被った場合、当行の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(8) その他のリスク

①法律や規制の改正

将来における法律、規則、政策、実務慣行、解釈、財政及びその他の政策の変更により、当行の業務遂行や業績等に影響を及ぼす可能性があります。

②自然災害等

当行の主要な事業拠点やシステム拠点がある地域において、大規模な震災等が発生した場合、事業活動に支障が生じ、業績や財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

③風評リスク

当行に関して事実に基づかない風評等により、預金の流出等が発生した場合、資金調達コストの増加により当行の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

④感染症の流行

新型インフルエンザ等感染症の流行により、事業活動に支障が生じ、当行の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

⑤情報漏洩

当行は、業務上、多数の顧客情報を保有しており、法令等に則り内部規程を定め情報管理の徹底を図っております。こうした情報が万一漏洩した場合には、当行の業務運営や業績に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当行グループの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

（財政状態）

総資産は、現金預け金は増加しましたが、有価証券の減少等により前連結会計年度末比185億56百万円減少し、2兆4,016億27百万円となりました。

負債は、預金の減少等により前連結会計年度末比195億67百万円減少し、2兆2,911億67百万円となりました。

純資産は、親会社株主に帰属する当期純利益の計上等により前連結会計年度末比10億11百万円増加し、1,104億60百万円となりました。

主要な勘定残高では、預金は、法人預金の減少等により前連結会計年度末比291億18百万円減少し、2兆2,458億86百万円となりました。

貸出金は、住宅ローン等の個人向け貸出や地方公共団体向け貸出の増加等により前連結会計年度末比134億61百万円増加し、1兆6,467億79百万円となりました。

有価証券は、国内債券、外国証券および投資信託の減少等により前連結会計年度末比961億30百万円減少し、4,736億3百万円となりました。

（経営成績）

経常収益は、有価証券利息配当金が増加した一方、貸出金利の低下に伴う貸出金利息の減少やその他業務収益の減少等により前連結会計年度比24億87百万円減少し、381億19百万円となりました。

経常費用は、預金利息や物件費などの営業経費は減少しましたが、その他業務費用の増加等により前連結会計年度比4億50百万円増加し、361億23百万円となりました。

以上の結果、経常利益は、前連結会計年度比29億38百万円減少の19億95百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益についても、同19億53百万円減少の10億83百万円となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりです。

「銀行業」における外部顧客に対する経常収益は、前連結会計年度比24億85百万円減少し375億51百万円、セグメント利益は同26億63百万円減少し17億96百万円となりました。資金運用収益は前連結会計年度比5億44百万円減少し269億40百万円、資金調達費用は同9百万円増加し9億21百万円となりました。

「信用保証業、与信事務受託業」における外部顧客に対する経常収益は、前連結会計年度比20百万円減少し4億34百万円、セグメント利益は同2億64百万円減少し3億5百万円となりました。

また、「銀行業」のセグメント資産は、前連結会計年度末比181億91百万円減少し2兆4,036億72百万円、セグ

メント負債は同192億3百万円減少し2兆2,969億71百万円となりました。

「信用保証業、与信事務受託業」のセグメント資産は、前連結会計年度末比1億18百万円減少し121億69百万円となり、セグメント負債は同3億58百万円減少し78億2百万円となりました。

② キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の減少等により前連結会計年度比1,257億円減少し、395億40百万円の減少となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出の減少や有価証券の売却による収入の増加等により前連結会計年度比1,125億36百万円増加し、1,022億16百万円の増加となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払額の減少等により前連結会計年度比17百万円増加したものの、4億34百万円の減少となりました。

以上の結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の期末残高は、前連結会計年度末比622億41百万円増加し、2,166億79百万円となりました。

③ 生産、受注及び販売の実績

「生産、受注及び販売の実績」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当行グループの経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において判断したものであります。

① 経営者の視点による認識及び分析・検討内容

地域金融機関を取り巻く経営環境は、低金利環境の長期化や金融機関間の競争激化の影響等により、預貸金利鞘の縮小が資金利益の下押し要因となるなど、これまで以上に厳しさを増しています。

当行グループの主要な営業基盤である茨城県についても将来的な地域の人口減少及び高齢化の進展が見込まれており、当行グループが今後も地域経済の発展に貢献していくためには、中長期的に持続可能なビジネスモデルを構築し、安定した経営基盤を確立することが不可欠であると認識しております。

当行は、2019年3月末まで『第3次中期経営計画「Rising Innovation 2019 ～進化することへの挑戦～」』を策定し、各種の計数目標（預金残高、貸出金残高、中小企業等貸出金残高、当期純利益（すべて単体ベース））を掲げておりました。計画の最終年度である当事業年度の実績（単体ベース）は以下のとおりとなりました。

項目	計数目標(2019年3月末)	実績(2019年3月末)
預金残高	2兆3,000億円以上	2兆2,569億円
貸出金残高	1兆6,800億円以上	1兆6,463億円
中小企業等貸出金残高	1兆1,700億円以上	1兆2,182億円
当期純利益	35億円以上	9億円

また、当行は2019年4月から2022年3月を計画期間とする第4次中期経営計画『「Rising Innovation 2022」～選択と集中～』をスタートさせました。これに掲げる計数目標の達成に向けて、収益の中核である貸出金利の減少を事業性評価に基づく取引先の経営支援強化等により抑え、また役務取引等収益の増強等により収益機会を拡大していくとともに、抜本的な営業経費の削減に取り組んでいく方針であります。

なお、第4次中期経営計画の計数目標は「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題」に記載のとおりです。

② 資本の財源及び流動性

当行グループの中核事業は銀行業であり、主に茨城県を中心とした地域のお客様からお預かりした預金を貸出金や有価証券で運用しております。

資金の流動性については行内に設置したリスク管理委員会で適切に管理しております。

また、重要な資本的支出としては、「第3 設備の状況」に記載のとおりです。

③ セグメントごとの経営成績等の分析

当行グループは、主たるセグメントである「銀行業」を中心に、グループ一体となってお客様のニーズにお応えできるよう取り組んでまいりました。セグメント別の業績は上記「(1) 経営成績等の状況の概要」に記載のとおりです。

(3) 国内・国際業務部門別収支

当連結会計年度の資金運用収支は260億21百万円、部門別では国内業務部門が241億47百万円、国際業務部門が18億73百万円となりました。役務取引等収支は37億9百万円、部門別では国内業務部門が43億45百万円、国際業務部門が△61百万円となりました。その他業務収支は△7億48百万円、部門別では国内業務部門が9億86百万円、国際業務部門が△17億34百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	24,351	2,224	20	26,555
	当連結会計年度	24,147	1,873	—	26,021
うち資金運用収益	前連結会計年度	25,221	2,369	20	105 27,466
	当連結会計年度	24,889	2,127	0	75 26,940
うち資金調達費用	前連結会計年度	870	145	0	105 910
	当連結会計年度	741	254	0	75 919
役務取引等収支	前連結会計年度	4,775	△59	628	4,087
	当連結会計年度	4,345	△61	574	3,709
うち役務取引等収益	前連結会計年度	8,589	25	799	7,815
	当連結会計年度	8,173	21	762	7,432
うち役務取引等費用	前連結会計年度	3,813	85	171	3,727
	当連結会計年度	3,828	83	188	3,723
その他業務収支	前連結会計年度	1,745	△1,442	—	302
	当連結会計年度	986	△1,734	—	△748
うちその他業務収益	前連結会計年度	2,166	179	—	2,345
	当連結会計年度	1,419	218	—	1,637
うちその他業務費用	前連結会計年度	421	1,621	—	2,043
	当連結会計年度	432	1,953	—	2,385

- (注) 1. 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。ただし、円建外国証券及び円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
2. 「相殺消去額」は、連結相殺仕訳として消去した金額であります。
3. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用（前連結会計年度1百万円、当連結会計年度0百万円）を控除して表示しております。
4. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の利息であります。

(4) 国内・国際業務部門別資金運用／調達状況

当連結会計年度の資金運用勘定の平均残高は2兆3,131億25百万円、部門別では国内業務部門が2兆3,153億61百万円、国際業務部門が1,154億58百万円となりました。利回りは1.16%、部門別では国内業務部門が1.07%、国際業務部門が1.84%となりました。資金調達勘定の平均残高は2兆2,880億26百万円、部門別では国内業務部門が2兆2,890億5百万円、国際業務部門が1,150億6百万円となりました。利回りは0.04%、部門別では国内業務部門が0.03%、国際業務部門が0.22%となりました。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	(144,046) 2,353,425	(105) 25,221	1.07
	当連結会計年度	(104,814) 2,315,361	(75) 24,889	1.07
うち貸出金	前連結会計年度	1,632,581	22,196	1.35
	当連結会計年度	1,630,230	21,068	1.29
うち商品有価証券	前連結会計年度	654	2	0.33
	当連結会計年度	445	2	0.48
うち有価証券	前連結会計年度	459,024	2,852	0.62
	当連結会計年度	397,269	3,688	0.92
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	60,203	△2	△0.00
	当連結会計年度	118,419	△22	△0.01
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	52,514	38	0.07
	当連結会計年度	58,264	35	0.06
資金調達勘定	前連結会計年度	2,307,696	870	0.03
	当連結会計年度	2,289,005	741	0.03
うち預金	前連結会計年度	2,285,941	312	0.01
	当連結会計年度	2,271,051	251	0.01
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	4,647	△1	△0.03
	当連結会計年度	950	△0	△0.07
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	20,000	491	2.45
	当連結会計年度	20,000	491	2.45
うち借入金	前連結会計年度	0	0	0.29
	当連結会計年度	0	0	0.29

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、金融業以外の連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用してあります。
2. 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引であります。
3. 資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（前連結会計年度2,896百万円、当連結会計年度2,998百万円）及び利息（前連結会計年度1百万円、当連結会計年度0百万円）を、それぞれ控除して表示しております。
4. ()内は、「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	149,896	2,369	1.58
	当連結会計年度	115,458	2,127	1.84
うち貸出金	前連結会計年度	2,391	12	0.50
	当連結会計年度	1,097	5	0.49
うち商品有価証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち有価証券	前連結会計年度	136,427	2,335	1.71
	当連結会計年度	103,198	2,088	2.02
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	200	3	1.69
	当連結会計年度	560	11	2.13
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
資金調達勘定	前連結会計年度	(144,046) 149,083	(105) 145	0.09
	当連結会計年度	(104,814) 115,006	(75) 254	0.22
うち預金	前連結会計年度	5,004	40	0.81
	当連結会計年度	4,237	23	0.56
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	5,908	155	2.63
うち借入金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—

(注) 1. 平均残高は、日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2. 「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。

3. ()内は、「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 (△)	合計	小計	相殺 消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	2,359,274	12,490	2,346,784	27,486	20	27,466	1.17
	当連結会計年度	2,326,005	12,880	2,313,125	26,941	0	26,940	1.16
うち貸出金	前連結会計年度	1,634,973	—	1,634,973	22,208	—	22,208	1.35
	当連結会計年度	1,631,328	—	1,631,328	21,074	—	21,074	1.29
うち商品有価証券	前連結会計年度	654	—	654	2	—	2	0.33
	当連結会計年度	445	—	445	2	—	2	0.48
うち有価証券	前連結会計年度	595,452	1,575	593,877	5,188	20	5,168	0.87
	当連結会計年度	500,468	1,702	498,766	5,776	—	5,776	1.15
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	60,403	—	60,403	0	—	0	0.00
	当連結会計年度	118,979	—	118,979	△10	—	△10	△0.00
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	52,514	10,915	41,599	38	0	37	0.09
	当連結会計年度	58,264	11,177	47,086	35	0	34	0.07
資金調達勘定	前連結会計年度	2,312,733	10,921	2,301,812	911	0	910	0.03
	当連結会計年度	2,299,197	11,170	2,288,026	920	0	919	0.04
うち預金	前連結会計年度	2,290,946	10,921	2,280,025	352	0	352	0.01
	当連結会計年度	2,275,289	11,170	2,264,118	274	0	274	0.01
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	4,647	—	4,647	△1	—	△1	△0.03
	当連結会計年度	950	—	950	△0	—	△0	△0.07
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	20,000	—	20,000	491	—	491	2.45
	当連結会計年度	25,908	—	25,908	647	—	647	2.49
うち借入金	前連結会計年度	0	—	0	0	—	0	0.29
	当連結会計年度	0	—	0	0	—	0	0.29

- (注) 1. 平均残高欄の「相殺消去額」は、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しており、利息欄の「相殺消去額」は連結相殺仕訳として消去した金額であります。
2. 資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（前連結会計年度2,896百万円、当連結会計年度2,998百万円）及び利息（前連結会計年度1百万円、当連結会計年度0百万円）を、それぞれ控除して表示しております。
3. 「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺して記載しております。

(5) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益は74億32百万円、部門別では国内業務部門が81億73百万円、国際業務部門が21百万円となりました。役務取引等費用は37億23百万円、部門別では国内業務部門が38億28百万円、国際業務部門が83百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	8,589	25	799	7,815
	当連結会計年度	8,173	21	762	7,432
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	1,707	1	1	1,707
	当連結会計年度	1,956	1	0	1,957
うち為替業務	前連結会計年度	1,438	23	0	1,462
	当連結会計年度	1,417	19	0	1,437
うち証券関連業務	前連結会計年度	133	—	—	133
	当連結会計年度	197	—	—	197
うち代理業務	前連結会計年度	1,281	—	—	1,281
	当連結会計年度	1,644	—	—	1,644
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	139	—	—	139
	当連結会計年度	143	—	—	143
うち保証業務	前連結会計年度	648	0	169	479
	当連結会計年度	680	0	186	493
うちその他業務	前連結会計年度	3,239	—	628	2,611
	当連結会計年度	2,132	—	574	1,558
役務取引等費用	前連結会計年度	3,813	85	171	3,727
	当連結会計年度	3,828	83	188	3,723
うち為替業務	前連結会計年度	314	85	0	399
	当連結会計年度	318	82	0	401

(注) 1. 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2. 「相殺消去額」は、連結相殺仕訳として消去した金額であります。

(6) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	2,281,416	4,806	11,218	2,275,005
	当連結会計年度	2,253,599	3,381	11,094	2,245,886
うち流動性預金	前連結会計年度	1,254,985	—	4,918	1,250,067
	当連結会計年度	1,289,754	—	4,764	1,284,990
うち定期性預金	前連結会計年度	1,021,389	—	6,300	1,015,089
	当連結会計年度	957,929	—	6,330	951,599
うちその他	前連結会計年度	5,041	4,806	—	9,848
	当連結会計年度	5,915	3,381	—	9,297
譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
総合計	前連結会計年度	2,281,416	4,806	11,218	2,275,005
	当連結会計年度	2,253,599	3,381	11,094	2,245,886

- (注) 1. 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
2. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
3. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
4. 「相殺消去額」は、連結相殺仕訳として消去した金額であります。

(7) 貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(未残・構成比)

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	1,633,318	100.00	1,646,779	100.00
製造業	125,269	7.67	126,829	7.70
農業、林業	6,363	0.39	6,495	0.39
漁業	567	0.03	474	0.03
鉱業、採石業、砂利採取業	3,602	0.22	3,795	0.23
建設業	81,189	4.97	85,872	5.21
電気・ガス・熱供給・水道業	13,297	0.81	17,567	1.07
情報通信業	8,841	0.54	8,825	0.54
運輸業、郵便業	54,762	3.35	51,647	3.14
卸売業、小売業	95,841	5.87	96,275	5.85
金融業、保険業	92,168	5.64	87,448	5.31
不動産業、物品賃貸業	248,779	15.23	243,578	14.79
学術研究、専門・技術サービス業	11,235	0.69	11,719	0.71
宿泊業	4,066	0.25	3,651	0.22
飲食業	14,048	0.86	14,232	0.86
生活関連サービス業、娯楽業	19,251	1.18	18,167	1.10
教育、学習支援業	9,307	0.57	10,056	0.61
医療・福祉	71,909	4.40	72,111	4.38
その他のサービス業	24,022	1.47	25,188	1.53
地方公共団体	252,359	15.46	257,162	15.62
その他	496,443	30.40	505,688	30.71
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,633,318	—	1,646,779	—

(注) 「国内」とは、当行及び連結子会社であります。

(8) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	107,030	—	—	107,030
	当連結会計年度	81,156	—	—	81,156
地方債	前連結会計年度	99,761	—	—	99,761
	当連結会計年度	117,143	—	—	117,143
社債	前連結会計年度	100,292	—	—	100,292
	当連結会計年度	82,030	—	—	82,030
株式	前連結会計年度	10,914	—	1,454	9,460
	当連結会計年度	7,012	—	1,484	5,528
その他の証券	前連結会計年度	116,972	136,373	155	253,189
	当連結会計年度	97,918	90,114	288	187,744
合計	前連結会計年度	434,971	136,373	1,610	569,734
	当連結会計年度	385,261	90,114	1,773	473,603

(注) 1. 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。ただし、円建外国証券は「国際業務部門」に含めております。

2. 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

3. 「相殺消去額」は、連結会社相互間の取引その他連結上の調整であります。

(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	2019年3月31日
1. 連結自己資本比率(2/3)	8.72
2. 連結における自己資本の額	1,076
3. リスク・アセットの額	12,333
4. 連結総所要自己資本額	493

単体自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	2019年3月31日
1. 単体自己資本比率(2/3)	8.42
2. 単体における自己資本の額	1,038
3. リスク・アセットの額	12,323
4. 単体総所要自己資本額	492

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のもに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2018年3月31日	2019年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	62	59
危険債権	284	315
要管理債権	55	76
正常債権	16,116	16,259

4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5 【研究開発活動】

該当ありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当行及び連結子会社では、営業の効率化及び顧客の利便性向上をはかるべく、店舗の新設のほか、既存店舗等の改修や事務機器の増設を行ってまいりました。その結果、当連結会計年度における設備投資の額は、銀行業で3,743百万円となりました。

セグメントごとの設備投資については、次のとおりであります。

当連結会計年度に重要な異動があった主要な設備の状況は次のとおりであります。

銀行業 移転

会社名	店舗名	所在地	設備の内容	投資金額 (百万円)	完了年月
当行	守谷支店 守谷南支店	茨城県守谷市	店舗	685	2018年7月
当行	水戸駅南支店	茨城県水戸市	店舗	582	2018年12月
当行	水戸営業部 泉町支店	茨城県水戸市	店舗	627	2019年2月

(注) 投資金額には、消費税等を含んでおりません。

ブランチ・イン・ブランチ形式での移転

会社名	店舗名	旧所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	移転先		移転年月
						店舗名	所在地	
当行	西取手支店	茨城県取手市	店舗	595 (595)	201	新取手支店	茨城県取手市	2018年7月
当行	大工町支店	茨城県水戸市	店舗	855 (ー)	606	水戸営業部 泉町支店	茨城県水戸市	2019年2月
当行	小山東支店	栃木県小山市	店舗	960 (960)	568	小山支店	栃木県小山市	2019年3月
当行	千代川支店	茨城県下妻市	店舗	1,467 (816)	218	下妻営業部 上妻支店	茨城県下妻市	2019年3月

(注) 敷地面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であります。

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(2019年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメント の名称	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員 数(人)
						面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)					
当行	—	本店 他132店	茨城県	銀行業	店舗	149,058 (58,413)	8,050	10,019	1,203	—	19,273	1,363
	—	宇都宮支店 他6店	栃木県	銀行業	店舗	4,784 (2,429)	266	47	16	—	330	44
	—	松戸支店 他5店	千葉県	銀行業	店舗	4,965 (2,067)	481	429	56	—	967	30
	—	東京支店 他1店	東京都	銀行業	店舗	500 (12)	213	6	8	—	229	17
	—	事務センター (2カ所)	茨城県 土浦市他	銀行業	事務 センター	16,843 (11,678)	340	390	193	—	923	70
	—	寮・社宅 (13カ所)	茨城県 土浦市他	銀行業	厚生施設	29,895 (2,223)	649	736	5	—	1,391	—
	—	運動場	茨城県 那珂市	銀行業	厚生施設	19,101 (6,367)	44	22	0	—	67	—
	—	その他	茨城県 水戸市他	銀行業	その他	13,692 (1,081)	457	91	29	—	578	—
	小計	—	—	—	—	238,842 (84,273)	10,503	11,744	1,514	—	23,762	1,524
連結 子会 社	筑波ビジネス サービス(株)	本社	茨城県 つくば市	その他	事務所	— (—)	—	—	0	—	0	2
	筑波信用保証 (株)	本社	茨城県 土浦市	信用保証業 、与信事務 受託業	事務所	137 (137)	—	—	2	—	2	21
	筑波総研(株)	本社	茨城県 土浦市	その他	事務所	100 (100)	—	—	0	—	0	60
	小計	—	—	—	—	237 (237)	—	—	3	—	3	83
合計	—	—	—	—	239,079 (84,510)	10,503	11,744	1,518	—	23,765	1,607	

- (注) 1. 当行の主要な設備の太宗は、店舗、事務センターであるため、銀行業に一括計上しております。
 2. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は建物も含め547百万円であります。
 3. 動産は、事務機械731百万円、その他786百万円であります。
 4. 店舗外現金自動設備101カ所は上記に含めて記載しております。
 5. 上記の他、ソフトウェアは2,224百万円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中で重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

銀行業

新設

会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達方法	完了予定年月
				総額	既支払額		
当行	次期営業店端末	茨城県 土浦市他	ソフト ウェア等	2,658	1,195	自己資金	2019年12月

(注) 投資予定金額には、消費税等を含んでおりません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	333,000,000
第三種優先株式	10,000,000
第四種優先株式	100,000,000
計	333,000,000

(注) 計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2019年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2019年6月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	82,553,721	82,553,721	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株 であります。 (注2、5)
第四種優先株式 (注)1	70,000,000	70,000,000	—	単元株式数は100株 であります。 (注3、4、5)
計	152,553,721	152,553,721	—	—

(注)1. 第四種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

(注)2. 普通株式は、議決権を有し、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式です。

(注)3. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である第四種優先株式の特質については、当行の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式数が変動します。また、その修正基準、修正頻度および行使価額の下限等については、以下(注)4.に記載のとおりです。

なお、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項、および株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との取決めはありません。

(注)4. 第四種優先株式の内容は次のとおりです。

1. 優先期末配当金

当行は、定款第47条に定める期末配当金を支払うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第四種優先株式を有する株主（以下「第四種優先株主」という。）または第四種優先株式の登録株式質権者（以下「第四種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第四種優先株式1株につき、第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記2に定める配当率（以下「第四種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）の期末配当金（以下「第四種優先期末配当金」という。）を支払う。ただし、当該事業年度において第5項に定める第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

2. 優先配当率

2012年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る第四種優先配当率

第四種優先配当率＝預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当率としての資金調達コスト（ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当率としての資金調達コストのうち直近のもの）

上記の算式において「優先配当率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当率としての資金調達コストをいう。

ただし、優先配当率としての資金調達コストが日本円TIBOR（12ヶ月物）または8%のうちいずれか低い方（以下「第四種優先株式上限配当率」という。）を超える場合には、第四種優先配当率は第四種優先株式上限配当率とする。

上記の但書において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（同日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、4月1日（同日がロンドンの銀行休業日の場合は直後の銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。

3. 非累積条項

ある事業年度において第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第四種優先期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

4. 非参加条項

第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対しては、第四種優先期末配当金の額を超えて配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

5. 第四種優先中間配当金

当行は、定款第48条に定める中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第四種優先株式1株につき、第四種優先期末配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「第四種優先中間配当金」という。）を支払う。

6. 残余財産

(1) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第四種優先株式1株につき、第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記(3)に定める経過第四種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加事項

第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過第四種優先期末配当金相当額

第四種優先株式1株当たりの経過第四種優先期末配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第四種優先期末配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）をいう。ただし、上記の第四種優先期末配当金は、分配日の前日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストを用いて算出する。また、分配日の属する事業年度において第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対して第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

7. 議決権

第四種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。ただし、第四種優先株主は、(i)各事業年度終了後、当該事業年度に係る定時株主総会の招集のための取締役会決議までに開催される全ての取締役会において、第四種優先期末配当金の額全部（第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を行なう旨の決議がなされず、かつ、(a)当該事業年度に係る定時株主総会に第四種優先期末配当金の額全部（第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときは、その定時株主総会より、または、(b)第四種優先期末配当金の額全部（第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときは、その定時株主総会終結の時より、(ii)第四種優先期末配当金の額全部（第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の取締役会決議または株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

8. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権

第四種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することができる期間中、当行に対して自己の有する第四種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当行は第四種優先株主がかかる取得の請求をした第四種優先株式を取得すると引換えに、下記(3)に定める財産を当該第四種優先株主に対して交付するものとする。

(2) 取得を請求することができる期間

2012年7月1日から2031年9月30日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

(3) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第四種優先株式の取得と引換えに、第四種優先株主が取得の請求をした第四種優先株式数に

第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(4)ないし(8)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(4) 当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

(5) 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

(6) 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

(7) 下限取得価額

下限取得価額は172円とする（ただし、下記(8)による調整を受ける。）。

(8) 取得価額の調整

イ. 第四種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{既発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(i) 取得価額調整式に使用する時価（下記ハ.に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(8)において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、または当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ.に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)および(v)ならびに下記ハ. (iv)において同じ。）をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合に

は、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ. またはロ. と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

- (v) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)または(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ. に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。

- (vi) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

- ロ. 上記イ. (i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。

- ハ. (i) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本(8)に準じて調整する。

- (ii) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

- (iii) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ. (i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ. およびロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ. (iv) (b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直前の上記イ. (iv) (b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ. (iii)または(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。

(iv) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ.(ii)および(vi)の場合には0円、上記イ.(iii)ないし(v)の場合には価額（ただし、(iv)の場合は修正価額）とする。

ニ、上記イ.(iii)ないし(v)および上記ハ.(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

ホ、上記イ.(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.(iii)に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ、上記イ.(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト、取得価額調整式により算出された上記イ.第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。）を使用する。

(9) 合理的な措置

上記(4)ないし(8)に定める取得価額（第10項(2)に定める一斉取得価額を含む。以下、本(9)において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(10) 取得請求受付場所

東京都中央区八重洲1丁目2番1号

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

(11) 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(10)に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

9. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当行は、2021年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、第四種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当行は、かかる第四種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第四種優先株主に対して交付するものとする。なお、第四種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第8項(1)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第四種優先株式の取得と引換えに、第四種優先株式1株につき、第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過第四種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、第6項(3)に定める経過第四種優先期末配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第四種優先期末配当金相当額を計算する。

10. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当行は、取得請求期間の末日までに当行に取得されていない第四種優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって一斉取得する。この場合、当行は、かかる第四種優先株式を取得するのと引換えに、各第四種優先株主に対し、その有する第四種優先株式数に第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2)一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得金額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

11. 株式の分割または併合および株式無償割当て

(1)分割または併合

当行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第四種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2)株式無償割当て

当行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第四種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

12. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

13. その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(注) 5. 当行は、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (2019年1月1日から 2019年3月31日まで)	第95期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2016年4月1日 (注)	△709	152,553	—	48,868	—	9,376

(注) 第二種優先株式の全部を取得し、これをすべて消却したものであります。

(5) 【所有者別状況】

① 普通株式

2019年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	46	34	1,358	82	18	17,270	18,808	—
所有株式数(単元)	—	212,759	9,338	149,887	96,613	89	353,870	822,556	298,121
所有株式数の割合(%)	—	25.87	1.14	18.22	11.75	0.01	43.01	100.00	—

(注) 1. 自己株式21,144株は「個人その他」に211単元、「単元未満株式の状況」に44株含まれております。なお、自己株式300株は株主名簿上の株式数であり、2019年3月31日現在の実質的な所有株式数は20,844株であります。

2. 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、3単元含まれております。

② 第四種優先株式

2019年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	1	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数(単元)	—	700,000	—	—	—	—	—	700,000	—
所有株式数の割合(%)	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

(注) 自己株式の所有はありません。

(6) 【大株主の状況】

① 所有株式数別

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内3丁目4番2号	70,000	45.89
筑波銀行行員持株会	茨城県つくば市竹園1丁目7番	3,873	2.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,228	2.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	3,215	2.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,185	1.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,602	1.05
株式会社広沢製作所	茨城県つくば市寺具1331番地の1	1,547	1.01
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常 任代理人 シティバンク、エヌエイ東京支 店)	PALISADES WEST 6300, BEECAVE ROAD BUILDING ONE AUSTIN TX 78746 US (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	1,337	0.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口1)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,082	0.70
JP MORGAN CHASE BANK 385151 (常任代理 人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15番1号品川イン ターシティA棟)	1,017	0.66
計	—	89,090	58.40

(注) 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

② 所有議決権数別

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議 決権に対す る所有議決 権数の割合 (%)
筑波銀行行員持株会	茨城県つくば市竹園1丁目7番	38,737	4.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	32,289	3.92
日本マスタートラスト信託銀行株式会 社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	32,155	3.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	21,854	2.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	16,020	1.94
株式会社広沢製作所	茨城県つくば市寺具1331番地の1	15,473	1.88
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常 任代理人 シティバンク、エヌエイ東京支 店)	PALISADES WEST 6300, BEECAVE ROAD BUILDING ONE AUSTIN TX 78746 US (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	13,378	1.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口1)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	10,823	1.31
JP MORGAN CHASE BANK 385151 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15番1号品川イン ターシティA棟)	10,177	1.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口2)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	9,732	1.18
計	—	200,638	24.39

(注) 総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第四種優先株式 70,000,000	—	前記「(1)株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 20,800	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 82,234,800	822,345	—
単元未満株式	普通株式 298,121	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	普通株式 82,553,721 第四種優先株式 70,000,000	—	—
総株主の議決権	—	822,345	—

(注) 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式300株(議決権3個)および株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的には所有していない株式300株が含まれております。また、「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式44株が含まれております。

② 【自己株式等】

2019年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
当行(自己保有株式)	茨城県土浦市中央二丁目 11番7号	20,800	—	20,800	0.01
計	—	20,800	—	20,800	0.01

(注) 株主名簿上は、当行名義となっておりますが実質的には所有していない株式が300株あります。なお、当該株式数は、上記①発行済株式の「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄に含まれておりません。また、「議決権の数」の欄には、当該完全議決権株式に係る議決権の数3個は含まれておりません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

区 分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	2,347	617,617
当期間における取得自己株式	235	45,731

(注) 当期間における取得自己株式には、2019年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

普通株式

区 分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
保有自己株式数	20,844	—	21,079	—

(注) 当期間における保有自己株式には、2019年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

利益配分につきましては、経営の健全性を確保するため、内部留保の充実による財務体質の強化を図るとともに、利益の状況や経営環境等を勘案しつつ、安定的な配当を実施することを基本方針としております。

なお、当行は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことが出来る旨、ならびに同法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めており、年2回の配当を実施することとしております。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化を図り、地域金融機関として営業力の強化等に活用してまいります。

こうした基本方針に基づき、当期の配当金につきましては、株主の皆様のご支援にお応えするため、1株当たりの配当金を、普通株式5円とさせていただきます。第四種優先株式の配当金については、預金保険機構から「優先配当年率としての資金調達コスト(平成29年度)」が「0.00%」と公表されたことから、配当率「0%」、配当額「0円」とさせていただきます。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

また、銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2019年5月13日 取締役会決議	普通株式	412	5
	第四種優先株式	-	0

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、「地域の皆さまの信頼をもとに、存在感のある銀行を目指し、豊かな社会づくりに貢献します。」を基本理念に掲げ、社会からの揺るぎない信頼を確立するために、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいます。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当行は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要な課題と認識し、取締役会及び監査役会を設置し、取締役の職務について厳正な監視を行う体制としております。また、取締役会を諮問する任意委員会として、経営諮問委員会、報酬諮問委員会及び指名諮問委員会を設置しております。さらに、取締役会の下位機関として常務会を設置し、取締役会に付議すべき事項の審議や常務会に委任された事項についての決定を行うとともに、執行役員制度の導入により経営の意思決定の迅速化と施策の適正な執行を促進する体制を整備しております。

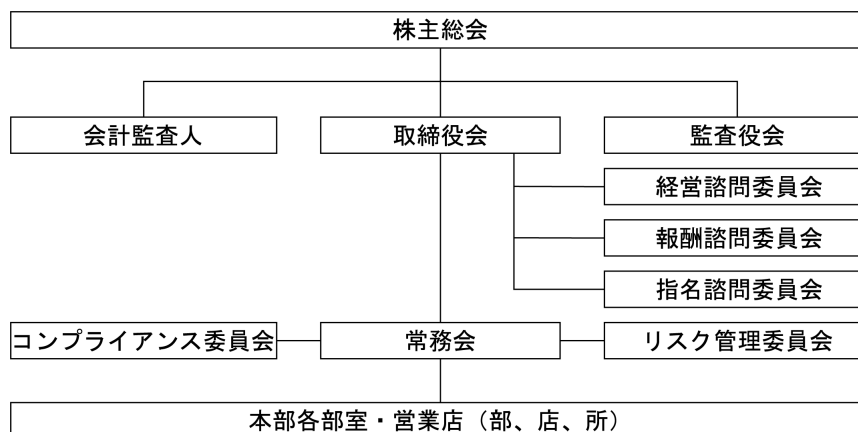
当行の各機関の目的、権限等は次のとおりであります。

名称	目的・権限	機関等の長	構成員の氏名
取締役会	会社法に定める「会社の業務の執行の決定」・「取締役の職務の執行の監督」、「代表取締役の選定および解職」等を行うことを目的とし、法令および定款に定める事項のほか、当行の重要な業務執行を決定しております。	取締役頭取 生田 雅彦	藤川 雅海、生田 雅彦、越智 悟、篠原 智、木村 伊知郎、瀬尾 達朗、豊田 高久、植木 誠、横井のり枝（社外取締役）、根本 祐一（社外取締役）の10名
監査役会	監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は決議を行うことを目的とし、法令および監査役会規程等に定める権限を有するほか、監査役の組織的・効率的な活動を推進し、密接な情報交換を図る体制としております。	常勤監査役 尾崎 聡	尾崎 聡、杉山 勉、篠崎 暁（社外監査役）、堀内 巧（社外監査役）、鈴木 大輔（社外監査役）の5名
経営諮問委員会	社外役員（社外取締役・社外監査役）と経営陣・監査役との連携強化・情報交換・認識共有を図るとともに、経営上重要な事項の決定に際し独立性・客観性を担保するため、同意・意見具申等適切な関与・助言を受けることにより、公正かつ透明性の高い手続を確立することを目的としております。なお、任意の委員会であるため権限はありません。	社外取締役から互選により選出された筆頭取締役を議長とする。	横井 のり枝（社外取締役）、根本 祐一（社外取締役）、篠崎 暁（社外監査役）、堀内 巧（社外監査役）、鈴木 大輔（社外監査役）の5名
報酬諮問委員会	コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、取締役および監査役の報酬制度ならびに具体的な報酬額に関して恣意的な判断がなされることを防止するとともに、報酬決定に際し取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、社外役員の適切な関与・助言を受けることにより客観性・透明性の高い手続を確立することを目的としております。任意の委員会であるため権限はありません。	独立社外取締役から互選により選出された取締役を議長とする。	横井 のり枝（社外取締役）、根本 祐一（社外取締役）、篠崎 暁（社外監査役）、堀内 巧（社外監査役）、鈴木 大輔（社外監査役）の5名
指名諮問委員会	コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、経営陣幹部の選解任及び取締役の指名に関して恣意的な判断がなされることを防止するとともに、選解任および指名に際し取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、社外役員の適切な関与・助言を受けることにより客観性・透明性の高い手続を確立することを目的としております。任意の委員会であるため権限はありません。	独立社外取締役から互選により選出された取締役を議長とする。	横井 のり枝（社外取締役）、根本 祐一（社外取締役）、篠崎 暁（社外監査役）、堀内 巧（社外監査役）、鈴木 大輔（社外監査役）の5名

これらの体制を採用する理由は、これらの体制により経営監視機能の客観性および中立性が十分に確保できると考えるためであります。

また、当行は社外取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。

(コーポレート・ガバナンス体制の概要)



③企業統治に関するその他の事項

イ. 内部統制システムの整備の状況

当行は「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり定め、内部統制の整備・強化に努めております。

<内部統制システム構築の基本方針>

- a. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・当行は、企業倫理の確立と、法令遵守を経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、その実現のためコンプライアンス基本方針および具体的な手引書であるコンプライアンス・マニュアルを制定し、コンプライアンス重視の組織風土の醸成に取り組む。
 - ・頭取を委員長とするコンプライアンス委員会において、法令等遵守に関する重要事項の審議を行う。
 - ・取締役会は、コンプライアンスの実践計画であるコンプライアンス・プログラムを決定し、コンプライアンスの徹底を図る。
 - ・当行および子会社の役職員が、法令違反のおそれのある行為等を発見した場合に通報・相談出来るよう、外部の弁護士と行内のコンプライアンス統括部署を通報・相談窓口とするコンプライアンス・ホットライン（内部通報制度）を設け、違反行為の未然防止等を図る。
 - ・取締役会は、顧客の保護と利便の向上を図るため、顧客保護等管理方針および顧客保護等管理規程等を定め、適切かつ十分な顧客への説明、顧客の相談・苦情等への対処、顧客情報管理、外部委託管理、ならびに利益相反管理を行うための態勢を整備する。
 - ・当行は、会計基準その他財務報告に関連する諸法令を遵守し、財務報告に係る内部統制の整備および運用のための方針・規程を定め、その適切性を確保する。
また、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の有効性を継続的に評価し、必要な改善を行う。
 - ・当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求には断固として拒絶し、利益を供与しない。
 - ・当行は、適切かつ十分な金融仲介機能を発揮するため、金融円滑化に関する方針・規程を定め、その取り組みを通じて地域社会・経済の発展に貢献する。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・取締役の職務の執行に係る情報は、法令および行内規程に基づき保存、管理する。
 - ・当行は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集し、法令等に従い適時適切に開示する。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク管理を適切に行うため、統合的リスク管理方針および統合的リスク管理規程に基づき、リスク種類毎に所管部を定めて、リスクの特性等に応じた管理・運営に努める。
 - ・リスク管理委員会において、リスク管理の充実・強化および高度化のためのリスク管理態勢に関する事項について審議を行い、リスクの把握と的確な判断に資するため、取締役会等に対する報告を行う。
 - ・各種リスクの顕在化や不測の事態が発生した場合に適切な対応を行うための方針・規程等を定め、損害・損失の発生等を抑制する体制を構築する。

- ・ 監査部署は、本部、営業店および子会社の業務を監査し、その結果法令等違反、損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は直ちに取締役会等に報告する体制を構築する。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 協議・決定の効率化を図るために役付取締役により構成される常務会において、決定を委任された事項についての決議を行う。
 - ・ 取締役会および常務会の決議に基づく業務執行は、取締役会が選任した執行役員および各部門の責任者が職務権限等に基づきこれを行う。取締役会および各取締役はこれらを監督する権限を有し、その責任を負うものとする。
- e. 次に掲げる体制その他の当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
 - ・ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 子会社における業務執行については、子会社管理基準に基づき運営、管理する統括部署を置き、適切な管理・指導を行い、業務の状況について適時報告を受ける。
 - (2) 当行の監査部署は、必要に応じて子会社へ立ち入り、監査を行う。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・ 監査役を補助すべき使用人として、補助使用人1名以上を配置することとし、監査役による補助使用人に対する指揮命令権を明確化する。また、補助使用人の権限を明確化し、補助使用人の任命、異動等については、監査役の意見を尊重するなど、補助使用人の取締役からの独立性を確保する。
- g. 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制
 - ・ 子会社の取締役等またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告するための体制
 - ・ 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 取締役および使用人並びに子会社の取締役等および使用人またこれらの者から報告を受けた者は、当行および子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役(会)に遅滞なく報告するものとする。
また、監査役は必要に応じて、取締役および使用人並びに子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者、会計監査人等に対して報告を求めることができるものとする。
 - (2) 前号の報告をした者に対し、不利な取扱いを行わないことを確保する。
- h. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・ 監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上しておくこととする。ただし、緊急または臨時に支出した費用については、事後、償還を請求することができる。
- i. その他監査役がその職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 監査役は、代表取締役と定期的に合会を持ち、経営方針の確認、経営課題等のほか監査について意見交換を行う。
また、監査役は取締役会、常務会、その他重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べるほか、内部監査部署、コンプライアンス・リスク統括部署等との情報交換を行う体制を確保し、監査の実効性を高める。
- ロ. コンプライアンス態勢の整備の状況

当行にとってお客さまとの「信頼」「信用」が最大の財産であるとの認識のもと、コンプライアンスを経営の最重要課題と捉え、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会の設置や、各営業店及び本部各部にコンプライアンス責任者としてチーフコンプライアンス・オフィサー、コンプライアンス担当者であるコンプライアンス・オフィサーを配置しております。

そして、取締役会が策定したコンプライアンスの実践計画であるコンプライアンス・プログラムを実施しております。さらに頭取メッセージ・筑波銀行行動憲章・行員行動規範・コンプライアンス基本方針・コンプライアンス基本規程等を記載したコンプライアンス・マニュアルをパートタイマーを含む全行員へ配付するなど、コンプライアンスの周知徹底に努めております。

また、公益通報者保護法に基づき行内の内部通報制度として外部の弁護士と行内のコンプライアンス統括部署を通報・相談窓口としたコンプライアンス・ホットラインを設置し、法令等違反行為の未然防止等によるコンプライアンス態勢の強化を図っております。
- ハ. リスク管理態勢の整備の状況

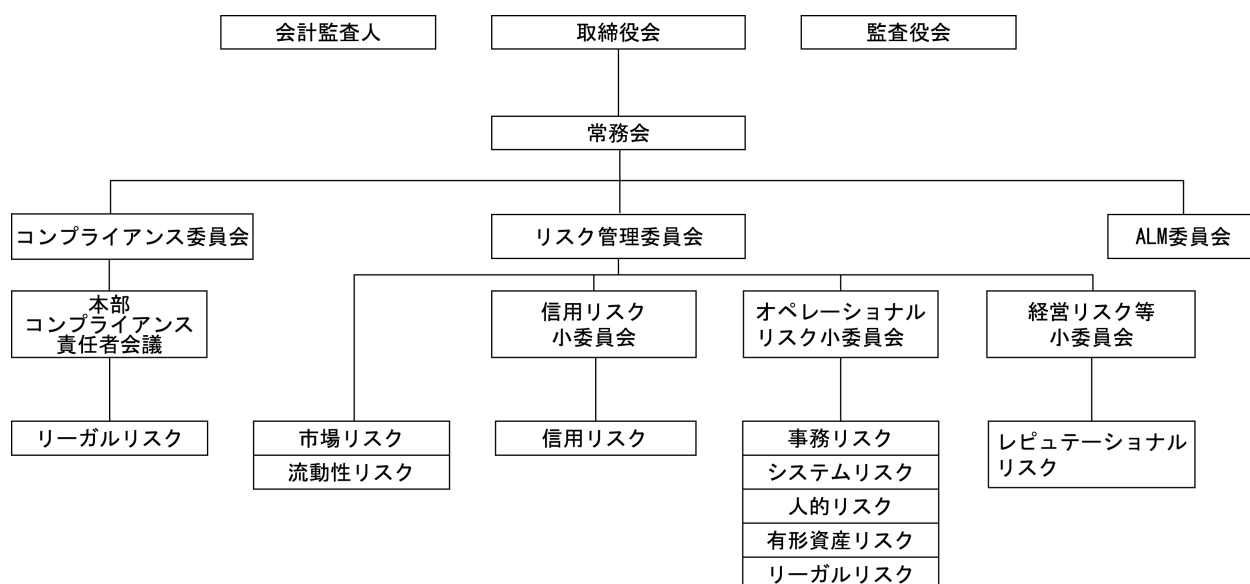
金融、経済の急速な変化とグローバル化の進展を背景に、金融機関の業務内容は急速に変化しており、これに伴って発生するリスクはますます多様化かつ複雑化しております。

当行では、お客さまから信頼される銀行であるためには、経営の健全性の維持と、安定した収益確保の観点からリスク管理を最重要課題の一つと捉え、全行を挙げて取り組んでおります。

また、リスクマネジメントの強化のために、統合的リスク管理規程、リスク管理委員会の運営を通して、経営陣の積極的な関与のもと、リスク管理態勢の整備と運用に努めてまいります。

信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク(事務リスク、システムリスク等)、レピュテーションリスク等主要なリスク管理については、所管部がリスクの所在と大きさの把握に努め、管理規程の整備、運用を行っております。さらに定期的に開催するリスク管理委員会及び各リスクに対する小委員会において、具体的な各リスクの評価、管理方針等の検討を加え適切なリスク管理に努めております。

(リスク管理体制の概要)



ニ. 取締役の定数

当行の取締役は15名以内とする旨を定款で定めております。

ホ. 取締役の選任の決議要件

当行は、株主総会における取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

ヘ. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

・自己株式の取得

当行は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

・剰余金の配当等

当行は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の決議で定められることにより、株主への機動的かつ柔軟な利益還元を行うことを目的としたものであります。

ト. 株主総会の特別決議要件

会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

チ. 種類株式

当行は、自己資本の充実を図り、財務基盤を強化するため、会社法第108条第1項第3号に定める内容(いわゆる議決権制限)について普通株式と異なる定めをした議決権のない優先株式を発行しております。

(2) 【役員の状況】

①役員一覧

男性14名 女性1名 (役員のうち女性の比率 6%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長 (代表取締役)	藤川 雅海	1952年10月13日生	1976年4月 関東銀行入行 2002年2月 同行ひたちなか支店長 2003年4月 関東つくば銀行ひたちなか支店長 2003年9月 同行研究学園都市支店長兼研究学園都市支店つくばアッセ出張所長 2004年7月 同行総合企画部長 2006年6月 同行取締役総合企画部長 2007年6月 同行常務取締役総合企画部長 2007年7月 同行常務取締役 2008年4月 同行専務取締役 2010年3月 当行専務取締役 2011年4月 同行取締役副頭取 2012年6月 同行取締役頭取 2019年6月 同行取締役会長(現職)	(注) 3	普通株式 129,900
取締役頭取 (代表取締役)	生田 雅彦	1960年10月12日生	1984年4月 関東銀行入行 2006年4月 関東つくば銀行石岡支店長 2007年7月 同行総合企画部副部長 2010年3月 当行総合企画部副部長兼共同化推進室長 2010年8月 同行神栖支店長兼営業本部上席主任調査役 2012年7月 同行執行役員総合企画部長 2014年4月 同行上席執行役員総合企画部長 2015年4月 同行上席執行役員営業本部長 2015年6月 同行取締役営業本部長 2016年4月 同行常務取締役 2018年6月 同行取締役副頭取 2019年6月 同行取締役頭取(現職)	(注) 3	普通株式 44,500
専務取締役 (代表取締役)	越智 悟	1960年11月15日生	1984年4月 茨城相互銀行入行 2006年6月 茨城銀行竜ヶ崎支店長 2008年6月 同行事務部長 2010年3月 当行上席執行役員(事務部・人事部担当) 2011年4月 同行上席執行役員ブロック長(牛久ブロック担当) 2011年10月 同行上席執行役員ブロック長(水戸ブロック担当) 2012年4月 同行上席執行役員事務統括部長 2013年4月 同行常務執行役員営業本部長 2015年4月 同行常務執行役員(市場金融部・総務部担当) 2015年6月 同行常務取締役 2018年6月 同行専務取締役(現職)	(注) 3	普通株式 44,500
専務取締役	篠原 智	1961年4月22日生	1985年4月 関東銀行入行 2005年4月 関東つくば銀行谷田部支店長 2007年10月 同行法人部副部長 2010年3月 当行営業統括部副部長兼資産運用推進室長 2010年10月 同行筑西支店長 2012年7月 同行執行役員筑西支店長兼下館支店長 2012年11月 同行執行役員営業本部副本部長 2014年4月 同行上席執行役員営業本部副本部長 2015年4月 同行上席執行役員営業推進部長兼地区本部長 2015年7月 同行常務執行役員営業推進部長兼地区本部長 2015年10月 同行常務執行役員営業推進部長 2016年4月 同行常務執行役員営業本部長 2016年6月 同行取締役営業本部長 2017年6月 同行常務取締役営業本部長 2018年6月 同行専務取締役営業本部長 2019年4月 同行専務取締役(現職)	(注) 3	普通株式 36,300

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務取締役	木村 伊知郎	1959年11月7日生	1984年4月 茨城相互銀行入行 2000年6月 茨城銀行常北支店長 2002年4月 同行総合企画部主任調査役 2003年6月 同行江戸崎支店長 2003年10月 同行江戸崎支店長兼美浦支店長 2006年6月 同行高萩支店長 2007年6月 同行牛久支店長 2008年6月 同行竜ヶ崎支店長 2010年1月 同行営業統括部副部長 2010年3月 当行営業本部ブロック長（鹿嶋ブロック担当） 2011年4月 同行水戸営業部長 2012年7月 同行執行役員水戸営業部長 2014年4月 同行上席執行役員営業本部副本部長 2015年4月 同行上席執行役員地区本部長 2016年4月 同行上席執行役員営業推進部長 2017年4月 同行常務執行役員営業副本部長 2017年6月 同行常務取締役（現職）	(注) 3	普通株式 26,500
常務取締役	瀬尾 達朗	1963年8月28日生	1986年4月 関東銀行入行 2005年7月 関東つくば銀行大みか支店長 2007年10月 同行ひたちなか支店長 2010年3月 当行ひたちなか支店長 2011年10月 同行日立支店長 2013年4月 同行融資部長 2014年4月 同行執行役員融資部長 2015年10月 同行執行役員本店エリア長兼本店営業部長兼土浦駅前支店長 2016年4月 同行上席執行役員本店エリア長兼本店営業部長兼土浦駅前支店長 2017年6月 同行取締役本店エリア長兼本店営業部長兼土浦駅前支店長 2018年6月 同行常務取締役（現職）	(注) 3	普通株式 22,800
常務取締役 営業本部長	豊田 高久	1962年7月17日生	1985年4月 関東銀行入行 2004年10月 関東つくば銀行太田支店長 2007年10月 同行多賀支店長 2008年11月 同行日立支店長 2010年3月 当行日立支店長 2011年10月 同行営業推進部長 2011年12月 同行営業推進部長兼営業企画部長 2012年4月 同行営業企画部長 2013年4月 同行執行役員本店営業部長兼土浦駅前支店長 2013年5月 同行執行役員本店エリア長兼本店営業部長兼土浦駅前支店長 2015年4月 同行上席執行役員本店エリア長兼本店営業部長兼土浦駅前支店長 2015年10月 同行上席執行役員地区本部長 2017年4月 同行上席執行役員営業推進部長 2018年4月 同行常務執行役員営業推進部長 2018年6月 同行常務取締役 2019年4月 同行常務取締役営業本部長（現職）	(注) 3	普通株式 38,963
取締役	植木 誠	1954年3月1日生	1977年4月 茨城相互銀行入行 1998年6月 茨城銀行友部支店長 2001年4月 同行東京支店長 2003年1月 同行綾瀬支店長兼総合企画部東京事務所業務担当 2005年6月 同行取締役審査部長 2008年4月 同行取締役営業統括部長 2008年6月 同行常務取締役リスク統括部長 2008年10月 同行常務取締役審査部長 2010年3月 当行専務取締役融資本部長 2011年4月 同行専務取締役営業本部長 2012年4月 同行専務取締役 2012年6月 同行取締役副頭取 2016年4月 同行取締役会長 2019年6月 同行取締役（現職）	(注) 3	普通株式 102,480

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	横井 のり枝	1972年6月27日生	1998年3月 2000年6月 2000年7月 2003年6月 2003年7月 2011年3月 2011年4月 2014年4月 2016年6月 2019年3月 2019年4月 2019年4月	アンダーセンコンサルティング入社 同社退社 株式会社トークス入社 同社退社 財団法人流通経済研究所入所 同法人退所 流通経済大学流通情報学部専任講師 流通経済大学流通情報学部准教授 当行取締役(非常勤)(現職) 流通経済大学流通情報学部准教授退任 日本大学経済学部准教授(現職) 流通経済大学流通情報学部講師(非常勤)(現職)	(注)3	普通株式 3,000
取締役	根本 祐一	1952年9月30日生	1976年4月 2006年4月 2008年4月 2011年4月 2015年3月 2015年4月 2016年3月 2016年4月 2018年3月 2019年6月	茨城県信用保証協会入協 同協会本店営業部長 同協会土浦支店長 同協会監事 同協会監事退任 同協会理事 同協会理事退任 同協会参与指導検査室長委嘱 同協会退職 当行取締役(非常勤)(現職)	(注)3	普通株式 —
常勤監査役	尾崎 聡	1962年3月24日生	1984年4月 2010年3月 2010年8月 2011年10月 2012年7月 2013年4月 2013年7月 2014年4月 2015年6月 2016年4月 2017年6月	関東銀行入行 当行融資部副部長 同行牛久支店長 同行融資管理部長 同行融資部長 同行執行役員融資本部副本部長 同行執行役員融資本部長 同行上席執行役員融資本部長 同行取締役融資本部長 同行取締役 同行常勤監査役(現職)	(注)4	普通株式 30,400
常勤監査役	杉山 勉	1961年10月29日生	1985年4月 2001年10月 2005年4月 2005年5月 2005年6月 2007年4月 2009年4月 2010年3月 2010年8月 2011年10月 2012年11月 2014年4月 2016年4月 2018年7月 2019年4月 2019年6月	茨城相互銀行入行 茨城銀行赤塚支店長 同行小山支店長 同行営業推進部主任調査役 同行東海支店長 同行本店営業部部長代理 同行綾瀬支店長 当行綾瀬支店長 同行東京支店長 同行牛久支店長 同行事務統括部長 同行執行役員水戸営業部長 同行上席執行役員地区本部長 同行上席執行役員営業推進部長 同行上席執行役員営業副本部長 同行常勤監査役(現職)	(注)5	普通株式 11,800
監査役	篠崎 暁	1951年4月23日生	1974年4月 1992年4月 1997年4月 1999年7月 2002年7月 2004年4月 2004年7月 2007年4月 2008年4月 2010年6月 2014年7月 2014年9月 2015年3月 2015年6月	安田火災海上保険株式会社入社 同社茨城支店水戸支社長 同社茨城支店長 同社代理店業務開発部長 株式会社損害保険ジャパン代理店業務推進部長 同社執行役員兼仙台支店長 同社執行役員兼業務監査部長 株式会社損害保険ジャパン・ハートフルライン代表取締役社長 損保ジャパンDC証券株式会社監査役 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社監査役 株式会社損害保険ジャパン顧問 損害保険ジャパン日本興亜株式会社顧問 損害保険ジャパン日本興亜株式会社退職 当行監査役(非常勤)(現職)	(注)4	普通株式 4,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	堀内 巧	1948年1月16日生	1975年1月 監査法人朝日会計社(現有限責任 あずさ監査法人)入社 1980年3月 公認会計士登録 2000年6月 朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)代表社員 2010年6月 あずさ監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)退社 2010年7月 公認会計士堀内巧事務所設立(現職) 2011年11月 三井不動産プライベートリート投資法人監督役員(現職) 2012年1月 日本公認会計士協会自主規制・業務本部主任研究員 2014年8月 全国農業協同組合中央会監事(現職) 2015年3月 株式会社日本レジストリサービス監査役(現職) 2016年6月 当行監査役(非常勤)(現職)	(注)4	普通株式 3,000
監査役	鈴木 大輔	1972年5月30日生	2000年4月 司法修習生 2001年10月 検事任官 2012年11月 湊総合法律事務所入所 2017年8月 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業入所(現職) 2019年6月 当行監査役(非常勤)(現職)	(注)4	普通株式 —
計					普通株式 498,143

- (注) 1. 取締役横井のり枝及び根本祐一は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役篠崎暁、堀内巧及び鈴木大輔は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2020年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役尾崎聡、篠崎暁、堀内巧及び鈴木大輔の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役杉山勉の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2020年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

②社外役員の状況

当行の社外取締役は2名であり、長年にわたり経済産業界に係る研究や地域金融の円滑化に携わっており、その経歴を通じて培われた幅広い見識から、取締役会に対して有益なアドバイスを行うとともに、職務執行の妥当性や銀行の経営全般に対する的確な助言とチェック機能を果たせるものと考えております。

当行の社外監査役は3名であり、弁護士や公認会計士、会社役員としての経験に基づく高い見識により、経営監視機能の客観性及び中立性を確保し、当行の経営執行等の適法性・妥当性について、独立した立場から監査を行い、経営の監督機能の一層の強化が期待できるものと考えております。

社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の確保にあたっての選定基準等を踏まえた当行の社外取締役(監査役)の独立性基準に基づき、幅広い見識を持ち、各専門分野や経営に関する豊富な知識経験からの的確な助言とチェック機能を果たすことが可能で一般株主と利益相反が生じるおそれがない者を選任しております。

当行の社外役員はいずれもその他の取締役、監査役と人的関係を有しておらず、当行との間に通常の銀行取引等を除き、一般株主と利益相反が生じるおそれのあるような事情はないものと判断しております。

なお、社外取締役、社外監査役との関係は以下のとおりであります。

- イ. 社外取締役横井のり枝は、当行との取引関係その他利害関係はありません。また、同氏は当行の株式を保有しており、その所有株式数は「①役員一覧」の所有株式数の欄に記載のとおりであります。発行済株式数に占める割合は僅少であり、重要性はないものと判断しております。
- あわせて同氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届出を行っております。
- ロ. 社外取締役根本祐一は、当行との取引関係その他利害関係はありません。
- あわせて同氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届出を行っております。
- ハ. 社外監査役篠崎暁は、当行との取引関係その他利害関係はありません。また、同氏は当行の株式を保有しており、その所有株式数は「①役員一覧」の所有株式数の欄に記載のとおりであります。発行済株式数に占める割合は僅少であり、重要性はないものと判断しております。
- あわせて同氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届出を行っております。
- ニ. 社外監査役堀内巧は、当行との取引関係その他利害関係はありません。また、同氏は当行の株式を保有しており、その所有株式数は「①役員一覧」の所有株式数の欄に記載のとおりであります。発行済株式数に占める割合は僅少であり、重要性はないものと判断しております。
- あわせて同氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届出を行っております。

ホ. 社外監査役鈴木大輔は、当行との取引関係その他利害関係はありません。

あわせて同氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届出を行っております。

③社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会等の重要な会議に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行うなど外部的な視点からの取締役の業務執行に対するアドバイスを行っております。

社外監査役は、監査役会で定めた監査計画等に従い、取締役会等の重要な会議への出席や、業務及び財産の状況調査を通して、取締役の職務執行を監査しております。また、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見交換を行うことで十分な連携を保っているほか、内部監査部門や内部統制部門からの報告及び常勤監査役から監査役監査の報告を受け、適切な提言・助言を行うとともに、監査機能の有効性、効率性を高めるため、常勤監査役との連携強化に努めております。

(3) 【監査の状況】

①監査役監査の状況

当行は、監査役会制度を採用しており、監査役全員をもって監査役会を構成しております。監査役5名のうち、2名は常勤監査役であり、3名は非常勤の社外監査役であります。

当行の監査体制は、内部監査及び監査役監査ならびに会計監査人等の外部監査から成り、相互に連携を密にし、お互い補完することにより健全な業務運営の確保を目的として行っております。

また、監査役は本部及び営業店を往査し業務執行状況を監査しております。会計監査人による本部内監査実施時には随時問題点、課題等について意見交換を行い、子会社及び営業店監査実施時には常勤監査役が必要に応じて立会い監査終了後に意見交換を行うなど連携を強化しております。

②内部監査の状況

当行では、内部監査として監査部（事業年度末現在19人）が営業店及び本部、子会社の業務監査を実施しており、監査部長は、毎年度監査の基本方針を立案し、取締役会の承認を得ております。監査部は、その業務遂行に関して、被監査部署から独立し、いかなる影響、干渉も受けておりません。監査の結果については、被監査部署の部店長及び役付者に講評するほか、速やかに取締役会に報告しております。

さらに、監査部では貸出金等の自己査定結果と償却・引当の監査及び開示債権についての監査を実施し、監査結果を取締役に報告しております。

③会計監査の状況

イ. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

ロ. 業務を執行した公認会計士

業務執行社員の寺澤 豊氏及び宮田 世紀氏

ハ. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士8名、その他7名

ニ. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、会計監査人の再任に関して、監査役監査基準第33条2項の定めに基づき、業務執行部門及び会計監査人から必要な資料の提出を受け、監査法人の業務運営が適正に行われているか検証を行いました。この結果、会計監査人の監査の方法と結果を相当と認め、監査役会は有限責任 あずさ監査法人を再任することが適当であると判断しました。

なお、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する場合、又は会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断された場合には、会計監査人の解任又は不再任を決定する方針であります。

ホ. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

日本監査役協会が定める「会計監査人監査の相当性判断」及び「会計監査人の品質管理」に関するチェックリストに基づき、監査法人の業務運営が適正に行われているか検証を行いました。

④監査報酬の内容等

イ. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	67	1	64	6
連結子会社	1	—	1	—
計	68	1	65	6

ロ. 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

前連結会計年度

日本版CRS対応の指導・助言業務等であります。

当連結会計年度

日本版CRS対応の指導・助言業務、AML/CFT態勢に関する支援業務等であります。

ハ. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（イ.を除く）

該当事項はありません

ニ. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

ホ. 監査報酬の決定方針

該当事項はありません。

ヘ. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容及び従前の事業年度における職務執行状況や報酬実績等について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行いました。

(4) 【役員報酬等】

①役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当行は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は、株主総会で定められた報酬月額限度額の範囲内で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役会の協議により決定しております。また役員賞与については、業績に連動した報酬としての性格を明確にするため、上記の報酬とは別に年間限度額を定めております。

当行の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2009年9月18日であり、取締役（14人）の報酬額については月額30万円以内、監査役（5人）の報酬額については月額6百万円以内と決議しています。

当行の役員報酬の額又は算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は取締役会及び監査役会であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、取締役会の諮問機関として設置している社外役員で構成されている報酬諮問委員会の意見を最大限尊重したうえで、取締役会で決議することにより、意思決定の透明性・公正性を確保しています。

また、報酬諮問委員会は取締役・監査役の報酬に関する議案の原案に対する諮問、取締役の個人別報酬額に対する諮問及び取締役の報酬の決定に関する方針・手続に対する諮問に対して意見具申を行っております。

なお、当事業年度における当行役員報酬等の額については、2018年7月27日の取締役会にて経営陣幹部・取締役の報酬の件を決議しました。また、報酬諮問委員会を新たに2019年1月31日に設置し、現行の役員報酬制度について出席者全員の了解を得ました。

②役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

役員区分	員数	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額			
			固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	その他
取締役 (社外取締役を除く)	9	199	199	—	—	—
監査役 (社外監査役を除く)	2	36	36	—	—	—
社外役員	5	24	24	—	—	—

(注) 1. 取締役及び社外役員の員数及び報酬等の総額には、第94期定時株主総会で退任した取締役1名を含んでおります。

2. 上記のほか、取締役1名に対し、使用人としての報酬2百万円を支払っております。

③提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当行は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資とし、配当金収入に加え、当行及び取引先の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上及び地域社会の発展に資することも考慮のうえ保有する株式（みなし保有株式を含む、子会社および関連会社株式を除く）を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）として区分しています。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当行は、政策保有株式について、当行の経営戦略及び企業が当行の営業基盤である地域経済の成長へ貢献しているか等に照らし、当行の企業価値の維持・向上や地域経済の成長に資すると判断される企業の株式を保有しております。保有の適否については、個別銘柄ごとに、保有目的の適切性、保有に伴う便益やリスクが当行の経営計画における資本コストを踏まえた資本効率性に関する指標に見合っているかを定期的に精査・検証し、総合的に判断を行います。保有の意義が希薄となったと考えられる株式については、株式保有リスクの抑制や資本の効率性等の観点から、取引先企業との十分な対話を行ったうえで縮減していくことを基本方針とします。

また、上場株式にかかる保有の合理性については、「保有目的の適切性」の確認を行うとともに、「リスク・リターン指標（RORA等）」の基準値を設定し、個社毎に検証を実施します。「保有目的の適切性」の確認の結果、保有の意義が希薄となっていると判断される場合および「リスク・リターン指標」が基準値を下回る場合、簿価に対する評価損益の状況、投資先の県内関連性の有無、業務提携・再生支援目的の有無、投資先の成長性、銀行取引の中長期的採算性等を加味し、保有の適否を総合的に判断します。なお、当行の取締役会は、2019年3月末基準で行った検証の結果、上場株式22銘柄について政策保有株式として保有の合理性が認められると判断しました。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	74	921
非上場株式以外の株式	22	2,310

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	3	24	地域経済への貢献、企業の再生支援及び戦略上の保有意義等に資すると総合的に判断したもの
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当ありません。

ハ、特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
(特定投資株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果(注1) 及び株式数が増加した理由	当行の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
S O M P Oホールディングス株式会社	184,250	184,250	当社との取引状況・経緯および業務の関連性を踏まえ、総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	755	788		
株式会社京葉銀行	304,406	608,812	当社との取引状況・経緯を踏まえ、今後の関係性維持・強化や採算性改善の余地を見込んでおり、総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。なお、株式数が前事業年度から減少したのは、2018年10月に当社が株式併合を行ったことによるものであります。	有
	196	289		
株式会社栃木銀行	781,550	781,550	当社とは顧客利便性向上を目的としたATM提携や営業戦略上重要な地域振興協定締結先であり様々な分野で協力関係にあること等を加味し、総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	183	320		
サイバーデザイン株式会社	240,000	240,000	当社は県内に関連企業を有しており、地域経済への貢献度合や県内関連性を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	無
	164	361		
株式会社千葉銀行	254,000	254,000	当社とは顧客利便性の向上を目的としたATM提携等の分野で協力関係にあること等を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	152	217		
株式会社東京精密	50,000	50,000	当社は県内に関連企業を有しており、地域経済への貢献度合や県内関連性を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	140	214		
野村ホールディングス株式会社	316,500	316,500	当社は当行の幹事証券会社であるほか様々な分野で協力関係にあること等を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	126	194		
MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社	35,258	35,258	当社との取引状況・経緯および業務の関連性を踏まえ、総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	118	118		
株式会社ジョイフル本田	64,600	32,300	当社は県内に関連企業を有しており、地域経済への貢献度合や県内関連性を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。なお、株式数が前事業年度から増加したのは、2018年6月に当社が株式分割を行ったことによるものであります。	有
	90	124		
総合警備保障株式会社	17,000	17,000	当社は県内に関連企業を有しており、地域経済への貢献度合や県内関連性を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	81	89		
株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ	133,086	133,086	当社とは顧客利便性の向上を目的としたATM提携等の分野で協力関係にあること等を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	56	78		
株式会社タカラレーベン	162,000	162,000	保有に関する経済合理性を有するほか、当社の地域経済への貢献度合や営業戦略上の関連性を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	55	74		
株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ	25,974	25,974	当社とは顧客利便性の向上を目的としたATM提携等の分野で協力関係にあること等を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	40	65		

ホリイフードサービス株式会社	60,000	60,000	当社は県内に関連企業を有しており、地域経済への貢献度合や県内関連性を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	36	45		
株式会社千葉興業銀行	103,800	103,800	当社とは顧客利便性の向上を目的としたATM提携等の分野で協力関係にあること等を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	31	47		
株式会社武蔵野銀行	11,600	11,600	当社とはシステム共同化や顧客利便性の向上を目的としたATM提携を含む様々な分野で協力関係にあること等を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	25	38		
水戸証券株式会社	96,000	96,000	当社は県内に関連企業を有しており、地域経済への貢献度合や県内関連性を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	19	40		
株式会社ジャックス	7,400	7,400	当社とはローン保証提携等の分野で協力関係にあること等営業戦略上の関連性を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	13	17		
株式会社ティビイシイ・スキヤット	8,000	8,000	当社は県内に関連企業を有しており、地域経済への貢献度合や県内関連性を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	無
	10	11		
株式会社みずほフィナンシャルグループ	44,552	44,552	保有に関する経済合理性を有するほか、当社とは証券代行等の業務委託や様々な分野で協力関係にあること等を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	7	8		
株式会社大和証券グループ本社	3,000	3,000	保有に関する経済合理性を有するほか、当社は当行の幹事証券会社であるほか様々な分野で協力関係にあること等を加味し総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	有
	1	2		
日本銀行	10	10	本邦の中央銀行であることを踏まえ総合的に判断した結果、合理性が認められるため保有しております。	無
	0	0		

(注) 1. 定量的な保有効果は、個別の取引状況等を開示できないため記載が困難であります。

2. 保有の合理性は、「保有目的の適切性」の確認を行うとともに、「リスク・リターン指標 (RORA等)」の基準値を設定し、個社毎に検証を実施します。

(みなし保有株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果(注2)及び株式数が増加した理由	当行の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)		
住友不動産株式会社	249,000	249,000	議決権行使の指図のため保有しております。	有
	1,141	979		
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社	325,000	325,000	議決権行使の指図のため保有しております。	有
	355	367		
東京海上ホールディングス株式会社	65,000	65,000	議決権行使の指図のため保有しております。	有
	348	307		
株式会社宮崎銀行	66,300	66,300	議決権行使の指図のため保有しております。	有
	183	219		
株式会社琉球銀行	119,500	119,500	議決権行使の指図のため保有しております。	有
	134	193		
株式会社千葉興業銀行	192,000	192,000	議決権行使の指図のため保有しております。	有
	57	88		
株式会社みずほフィナンシャルグループ	104,400	104,400	議決権行使の指図のため保有しております。	有
	17	19		

- (注) 1. 上記「みなし保有株式」は、すべて退職給付信託に信託設定したものであります。
 2. 定量的な保有効果は、個別の取引状況等を開示できないため記載が困難であります。
 3. 保有の合理性は、「保有目的の適切性」の確認を行うとともに、「リスク・リターン指標 (RORA等)」の基準値を設定し、個社毎に検証を実施します。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)
非上場株式	1	180	1	180
非上場株式以外の株式	20	1,838	76	5,082

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	3	—	—
非上場株式以外の株式	82	448	114

- ④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
 該当ありません。
- ⑤ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
 該当ありません。

第5 【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、当連結会計年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の連結財務諸表に含まれる比較情報のうち、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(2018年3月23日内閣府令第7号。以下「改正府令」という。)による改正後の連結財務諸表規則第15条の5第2項第2号及び同条第3項に係るものについては、改正府令附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、当事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報のうち、改正府令による改正後の財務諸表規則第8条の12第2項第2号及び同条第3項に係るものについては、改正府令附則第2条第2項により、改正前の財務諸表規則に基づいて作成しております

3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(自2018年4月1日 至2019年3月31日)の連結財務諸表及び事業年度(自2018年4月1日 至2019年3月31日)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査証明を受けております。

4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、同財団等の主催する研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
資産の部		
現金預け金	※7 161,941	※7 226,881
買入金銭債権	5,754	5,829
商品有価証券	700	453
金銭の信託	2,970	3,000
有価証券	※1, ※7, ※12 569,734	※1, ※7, ※12 473,603
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 1,633,318	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 1,646,779
外国為替	6,811	5,349
その他資産	※7 17,487	※7 18,283
有形固定資産	※10, ※11 23,792	※10, ※11 23,800
建物	10,728	11,744
土地	※9 10,479	※9 10,174
建設仮勘定	830	34
その他の有形固定資産	※9 1,753	※9 1,847
無形固定資産	3,066	4,161
ソフトウェア	1,730	2,224
その他の無形固定資産	1,336	1,937
退職給付に係る資産	1,894	2,268
繰延税金資産	3,426	2,739
支払承諾見返	1,665	1,271
貸倒引当金	△12,379	△12,791
資産の部合計	2,420,184	2,401,627
負債の部		
預金	※7 2,275,005	※7 2,245,886
債券貸借取引受入担保金	※7 20,000	※7 29,483
外国為替	77	164
その他負債	10,245	10,801
賞与引当金	852	829
退職給付に係る負債	1,883	1,732
役員退職慰労引当金	9	10
執行役員退職慰労引当金	45	51
睡眠預金払戻損失引当金	280	252
ポイント引当金	14	13
利息返還損失引当金	0	—
偶発損失引当金	295	310
再評価に係る繰延税金負債	※9 357	※9 357
支払承諾	1,665	1,271
負債の部合計	2,310,734	2,291,167

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
純資産の部		
資本金	48,868	48,868
資本剰余金	30,447	30,447
利益剰余金	28,211	28,862
自己株式	△6	△6
株主資本合計	107,521	108,171
その他有価証券評価差額金	784	1,294
土地再評価差額金	※9 413	※9 413
退職給付に係る調整累計額	730	582
その他の包括利益累計額合計	1,928	2,289
純資産の部合計	109,449	110,460
負債及び純資産の部合計	2,420,184	2,401,627

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
経常収益	40,606	38,119
資金運用収益	27,466	26,940
貸出金利息	22,208	21,074
有価証券利息配当金	5,170	5,778
コールローン利息及び買入手形利息	0	△10
預け金利息	37	34
その他の受入利息	48	63
役務取引等収益	7,815	7,432
その他業務収益	2,345	1,637
その他経常収益	2,979	2,108
償却債権取立益	275	315
その他の経常収益	※1 2,704	※1 1,792
経常費用	35,673	36,123
資金調達費用	911	920
預金利息	352	274
コールマネー利息及び売渡手形利息	△1	△0
債券貸借取引支払利息	491	647
借入金利息	0	0
その他の支払利息	68	—
役務取引等費用	3,727	3,723
その他業務費用	2,043	2,385
営業経費	※2 27,441	※2 26,661
その他経常費用	1,549	2,432
貸倒引当金繰入額	441	1,509
その他の経常費用	※3 1,107	※3 923
経常利益	4,933	1,995
特別利益	10	2
固定資産処分益	10	2
特別損失	158	209
固定資産処分損	115	45
減損損失	※4 43	※4 163
税金等調整前当期純利益	4,785	1,788
法人税、住民税及び事業税	465	308
法人税等調整額	1,283	396
法人税等合計	1,748	704
当期純利益	3,037	1,083
親会社株主に帰属する当期純利益	3,037	1,083

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純利益	3,037	1,083
その他の包括利益	※1 1,186	※1 362
その他有価証券評価差額金	731	510
退職給付に係る調整額	454	△148
包括利益	4,223	1,446
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	4,223	1,446

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	48,868	30,447	25,624	△5	104,935
当期変動額					
剰余金の配当			△451		△451
親会社株主に帰属する当期純利益			3,037		3,037
自己株式の取得				△0	△0
土地再評価差額金の取崩			0		0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	2,586	△0	2,585
当期末残高	48,868	30,447	28,211	△6	107,521

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	52	414	275	742	105,677
当期変動額					
剰余金の配当					△451
親会社株主に帰属する当期純利益					3,037
自己株式の取得					△0
土地再評価差額金の取崩					0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	731	△0	454	1,185	1,185
当期変動額合計	731	△0	454	1,185	3,771
当期末残高	784	413	730	1,928	109,449

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	48,868	30,447	28,211	△6	107,521
当期変動額					
剰余金の配当			△433		△433
親会社株主に帰属 する当期純利益			1,083		1,083
自己株式の取得				△0	△0
土地再評価差額金の取崩			0		0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	650	△0	650
当期末残高	48,868	30,447	28,862	△6	108,171

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	784	413	730	1,928	109,449
当期変動額					
剰余金の配当					△433
親会社株主に帰属 する当期純利益					1,083
自己株式の取得					△0
土地再評価差額金の取崩					0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	510	△0	△148	361	361
当期変動額合計	510	△0	△148	361	1,011
当期末残高	1,294	413	582	2,289	110,460

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	4,785	1,788
減価償却費	2,122	2,176
減損損失	43	163
貸倒引当金の増減(△)	△1,806	411
賞与引当金の増減額(△は減少)	△5	△23
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	△1,894	△373
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	693	△150
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△0	0
執行役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	8	6
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	35	△28
ポイント引当金の増減額(△は減少)	0	△1
利息返還損失引当金の増減額(△は減少)	△0	△0
偶発損失引当金の増減(△)	13	14
資金運用収益	△27,466	△26,940
資金調達費用	911	920
有価証券関係損益(△)	1,831	△69
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△68	△107
為替差損益(△は益)	2,267	△1,610
固定資産処分損益(△は益)	104	43
貸出金の純増(△)減	36,295	△13,461
預金の純増減(△)	39,795	△29,118
預け金(現金同等物を除く)の純増(△)減	741	△2,698
コールローン等の純増(△)減	△2,968	△74
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	—	9,483
外国為替(資産)の純増(△)減	5,228	1,461
外国為替(負債)の純増減(△)	11	87
商品有価証券の純増(△)減	△116	247
資金運用による収入	27,458	27,392
資金調達による支出	△981	△971
その他	△410	△7,681
小計	86,632	△39,112
法人税等の支払額	△472	△428
営業活動によるキャッシュ・フロー	86,159	△39,540
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△162,949	△68,334
有価証券の売却による収入	84,680	112,127
有価証券の償還による収入	73,366	61,970
金銭の信託の増加による支出	△2,000	△29
有形固定資産の取得による支出	△2,225	△1,523
無形固定資産の取得による支出	△1,165	△2,032
有形固定資産の除却による支出	△105	△32
資産除去債務の履行による支出	△26	△32
有形固定資産の売却による収入	105	103
無形固定資産の売却による収入	0	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△10,319	102,216

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△451	△433
自己株式の取得による支出	△0	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△452	△434
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	△0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	75,387	62,241
現金及び現金同等物の期首残高	79,050	154,438
現金及び現金同等物の期末残高	※1 154,438	※1 216,679

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社 4社
連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。
- (2) 非連結子会社
該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社
該当ありません。
- (2) 持分法適用の関連会社
該当ありません。
- (3) 持分法非適用の非連結子会社
該当ありません。
- (4) 持分法非適用の関連会社
該当ありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

- (1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

12月末日	1社
3月末日	3社
- (2) 連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。
連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - ② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	: 13年~50年
その他	: 5年~20年
 - ② 無形固定資産
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- (5) 貸倒引当金の計上基準
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額のうち取立不能見込額を債権額から直接減額しており、その金額は24,326百万円（前連結会計年度末は23,934百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 執行役員退職慰労引当金の計上基準

執行役員退職慰労引当金は、執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用に備えるため、ポイント使用実績等に基づく将来の使用見込額を計上しております。

(11) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

(12) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(13) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(14) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(15) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金、日本銀行への預け金、当座預け金及び普通預け金であります。

(16) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用並びにその他資産（繰延消費税等）に計上し、繰延消費税等については法人税法に定める期間により償却しております。

(連結貸借対照表関係)

※1. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
10,370百万円	10,268百万円

※2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
破綻先債権額	439百万円	1,109百万円
延滞債権額	34,474百万円	36,527百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	29百万円	26百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
貸出条件緩和債権額	5,507百万円	7,571百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
合計額	40,450百万円	45,234百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
	7,344百万円	8,249百万円

※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	58,070百万円	67,709百万円
現金預け金	87百万円	108百万円
計	58,158百万円	67,818百万円
担保資産に対応する債務		
預金	2,098百万円	2,538百万円
債券貸借取引受入担保金	20,000百万円	29,483百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
有価証券	13,858百万円	390百万円

また、その他資産には、金融商品等差入担保金、中央清算機関差入証拠金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
金融商品等差入担保金	3,082百万円	3,082百万円
中央清算機関差入証拠金	一百万円	10,000百万円
保証金	765百万円	741百万円

※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
融資未実行残高	399,228百万円	385,939百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取 消可能なもの)	329,981百万円	312,613百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定評価に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
	△1,478百万円	△1,485百万円

※10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
減価償却累計額	16,481百万円	17,413百万円

※11. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
圧縮記帳額	412百万円	412百万円
(当該連結会計年度の圧縮記帳額)	(一百万円)	(一百万円)

※12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
	16,241百万円	22,180百万円

(連結損益計算書関係)

※1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
株式等売却益	1,362百万円	890百万円
償却債権取立益	275百万円	315百万円
債権売却益	383百万円	0百万円

※2. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
給料・手当	14,319百万円	14,125百万円
外注委託料	3,167百万円	3,161百万円

※3. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
貸出金償却	467百万円	395百万円
株式等売却損	132百万円	155百万円

※4. 減損損失

営業活動によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
		種類	減損損失額	種類	減損損失額
茨城県内	営業店舗	土地及び建物等 (4カ店)	21百万円	土地及び建物等 (3カ店)	34百万円
〃	遊休資産	土地 (6カ所)	22百万円	土地 (6カ所)	58百万円
茨城県外	営業店舗	—	一百万円	土地及び建物 (2カ店)	70百万円
合計			43百万円		163百万円

(グルーピングの方法)

当行の営業店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、出張所は母店に合算。また、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）としており、遊休資産については、各資産を各々独立した単位としております。また、連結子会社については、各社を1つの単位としております。

(回収可能価額)

減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ 1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△203	1,623
組替調整額	1,004	△757
税効果調整前	800	865
税効果額	△69	△355
その他有価証券評価差額金	731	510
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	468	△224
組替調整額	186	11
税効果調整前	654	△212
税効果額	△199	64
退職給付に係る調整額	454	△148
その他の包括利益合計	1,186	362

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	82,553	—	—	82,553	
第四種優先株式	70,000	—	—	70,000	
合計	152,553	—	—	152,553	
自己株式					
普通株式	15	2	—	18	(注)
合計	15	2	—	18	

(注) 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年5月12日 取締役会	普通株式	412	5	2017年3月31日	2017年6月8日
	第四種優先株式	38	0.55	2017年3月31日	2017年6月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年5月14日 取締役会	普通株式	412	利益剰余金	5	2018年3月31日	2018年6月7日
	第四種優先株式	21	利益剰余金	0.30	2018年3月31日	2018年6月7日

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	82,553	—	—	82,553	
第四種優先株式	70,000	—	—	70,000	
合計	152,553	—	—	152,553	
自己株式					
普通株式	18	2	—	20	(注)
合計	18	2	—	20	

(注) 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年5月14日 取締役会	普通株式	412	5	2018年3月31日	2018年6月7日
	第四種優先株式	21	0.30	2018年3月31日	2018年6月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月13日 取締役会	普通株式	412	利益剰余金	5	2019年3月31日	2019年6月6日
	第四種優先株式	—	—	0	2019年3月31日	2019年6月6日

(注) 第四種優先株式の配当金については、2018年7月9日に預金保険機構が公表しました震災特例金融機関等の「優先配当年率としての資金調達コスト(平成29年度)」により算出した額としており、当該「優先配当年率としての資金調達コスト(平成29年度)」は0.00%であるため配当金の総額および1株当たり配当額は0円としております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
現金預け金勘定	161,941百万円	226,881百万円
通知預け金	△17百万円	△17百万円
定期預け金	△1,258百万円	△1,258百万円
その他の預け金	△6,227百万円	△8,925百万円
現金及び現金同等物	154,438百万円	216,679百万円

(リース取引関係)

該当ありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務にかかる貸出金及び預金のほか、コールマネー、コールローン等を有しており、社債等による資金調達を行っております。また、付随業務として、有価証券投資を行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を実施しております。また、お客さまとの取引や資産・負債に係る市場リスク等をヘッジする目的でデリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として貸出金、預金、有価証券等であり、把握するリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクがあります。

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、銀行が損失を被るリスクをいいます。

市場リスクとは、市場のさまざまなリスク要因の変動によって損失が発生するリスクをいいます。市場の変動によって生じるリスクには、金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等があります。

流動性リスクとは、資金の運用と調達の間ミスマッチや予期しない資金の流出等により資金不足になるリスクをいいます。

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的要因事象に起因して、当行が損失を被るリスクをいいます。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行では、「信用リスク管理規程」を制定し、連結子会社が有する与信等も含めてリスクの分散・軽減とリスク・リターン管理を実施することを通じ、資産の健全性を維持し効率的な配分・運用を図っております。また、最適な与信ポートフォリオの構築をめざすとともに、「信用格付」、「自己査定」を通じた信用供与にかかるリスクを客観的かつ計量的に把握する「信用リスク計量化」に取り組んでおります。なお、計測した信用リスク量については、信用リスク管理部署が取りまとめ、信用リスク小委員会での協議を経て、リスク管理委員会並びに常務会への報告を行っております。

② 市場リスクの管理

当行では、「市場リスク管理規程」を制定し、経営方針に基づいて、市場リスク管理の重要性を十分認識し、リスクを統合的に把握し適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営に取り組むことを基本方針としています。具体的には、ALM (Asset Liability Management) の手法を取り入れており、金利リスク、為替リスク、価格変動リスク等のコントロールを実施しております。

一方、業務管理面では、市場取引部署（フロントオフィス）と市場事務管理部署（バックオフィス）を明確に分離し、さらに市場リスクを担当するリスク統括部署（ミドルオフィス）を設置し、相互牽制機能を確保しております。

(i) 金利リスクの管理

市場リスクを適切にコントロールするため、半期ごとに常務会で、信用リスク及びオペレーショナル・リスクを含めた銀行全体のリスク許容限度内で配分された配賦資本の範囲内で、各業務別のポジション枠（投資額または保有額の上限）を決定しております。各部署は、このリスク・リミットルールに基づき、機動的かつ効率的に市場取引を行い、毎月のALM委員会や都度の常務会等で報告・モニタリングを実施しております。このように市場取引の多様化・複雑化に適切に対応するとともに、自己資本比率規制に基づく、アウトライヤー基準と呼ばれる金利リスクの限度管理に対処するため、将来の金利変動に対する厳格なリスク管理を行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当行は、為替相場の変動リスクをヘッジする目的で為替予約取引を利用しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

経営方針に基づいて、市場関連リスク管理の重要性を十分認識し、リスクを総合的に把握し適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営に取り組んでおります。

投資金額については、先行きの金利や株価等の見通しに基づく期待収益率と、相場変動リスク及び運用対象間の相関関係を考慮した市場部門のリスク・リターンを検討し、常務会で決定しております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引を行うにあたっては、当行で定めた取引目的・取引種類・取引量・損失限度額・報告などの適用基準があり、これに基づいて取り組んでおります。

実務的には、取引実施部署と事務管理部署とを明確に分離し、相互牽制を行っております。また、取引状況は、日次あるいは月次で報告する体制としております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当行グループの市場リスク量として使用しているVaRの算定にあたっては、分散共分散法（原則として、保有期間60日（政策投資株式は120日、売買目的有価証券は1日）、信頼水準99%、観測期間1年）を採用しております。

2019年3月31日（連結決算日）現在で、当行グループの市場リスク量（損失額の推定値）は、全体で104億円（前連結会計年度は121億円）であります。

なお、当行グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損失を比較するバックテスティングを実施しております。

また、VaRは、過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測したものであり、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、「流動性リスク管理規程」に基づきALM委員会、リスク管理委員会をはじめとした諸会議を通じて、当行全体の資金繰り状況及び見通しの把握に努め、不測の事態を想定した対策を講じております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

前連結会計年度(2018年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	161,941	161,941	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	69,403	72,355	2,952
その他有価証券	482,283	482,283	—
(3) 貸出金	1,633,318		
貸倒引当金 (*1)	△12,166		
	1,621,151	1,652,721	31,569
資産計	2,334,780	2,369,301	34,521
(1) 預金	2,275,005	2,275,238	232
(2) 債券貸借取引受入担保金	20,000	22,587	2,587
負債計	2,295,005	2,297,825	2,820
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,388	1,388	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	1,388	1,388	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

当連結会計年度(2019年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	226,881	226,881	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	66,754	69,754	2,999
その他有価証券	388,822	388,822	—
(3) 貸出金	1,646,779		
貸倒引当金 (*1)	△12,533		
	1,634,245	1,671,847	37,601
資産計	2,316,703	2,357,305	40,601
(1) 預金	2,245,886	2,246,031	144
(2) 債券貸借取引受入担保金	29,483	32,208	2,725
負債計	2,275,370	2,278,240	2,869
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(257)	(257)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(257)	(257)	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金及び満期のある預け金のうち預入期間1年以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金のうち預入期間1年を超えるものについては、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、譲渡性預け金は、取引金融機関から提示された価格によっております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により現在価値を算出してしております。その割引率は、内部格付、期間ごとに、同様の新規取扱いを行った場合に想定される利率に基づいて算出しております。なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する自行保証付私募債については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしてしております。

また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金の時価は、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、残存期間に応じた市場利子率に、格付機関による信用格付を基に推計した当行の信用リスクを上乗せした利率を用いております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
① 非上場株式(*1) (*2)	1,228	1,378
② 組合出資金(*3)	2,310	2,153
③ 私募投資信託(REIT)	14,507	14,493
合計	18,046	18,026

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 前連結会計年度において、非上場株式について13百万円減損処理を行っております。
当連結会計年度において、非上場株式について7百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2018年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	124,562	—	—	—	—	—
有価証券	48,252	118,207	113,689	51,943	129,138	55,378
満期保有目的の債券	2,495	3,501	29,576	18,529	4,044	10,206
うち国債	1,000	1,000	13,500	16,500	1,000	1,000
地方債	1,495	2,501	12,299	2,029	3,044	9,206
社債	—	—	3,777	—	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	45,756	114,706	84,112	33,413	125,094	45,172
うち国債	8,500	40,500	12,500	—	7,000	2,300
地方債	3,965	4,612	28,651	2,638	17,096	10,815
社債	19,714	26,579	16,879	3,595	4,731	24,430
貸出金(*)	327,370	283,497	210,763	157,037	189,922	407,924
合計	500,184	401,705	324,452	208,980	319,061	463,302

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの及び、期間の定めのないもの56,803百万円は含めておりません。

当連結会計年度(2019年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	190,832	—	—	—	—	—
有価証券	44,641	116,740	70,970	44,171	101,686	51,259
満期保有目的の債券	2,495	20,440	18,156	11,529	4,469	8,766
うち国債	1,000	9,000	11,500	9,500	1,500	500
地方債	1,495	8,640	5,679	2,029	2,969	8,266
社債	—	2,800	977	—	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	42,145	96,300	52,814	32,642	97,217	42,493
うち国債	12,000	29,000	3,500	—	—	2,300
地方債	3,343	19,928	15,853	4,822	27,333	15,066
社債	12,503	21,412	14,919	1,721	5,131	21,907
貸出金(*)	332,585	286,744	209,971	163,156	170,815	423,863
合計	568,059	403,484	280,942	207,328	272,502	475,123

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの及び、期間の定めのないもの59,643百万円は含めておりません。

(注4) 預金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2018年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	2,079,744	145,284	40,848	2,847	6,280	—
債券貸借取引受入担保金	—	—	—	—	20,000	—
合計	2,079,744	145,284	40,848	2,847	26,280	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	2,043,515	149,837	44,645	6,171	1,715	—
債券貸借取引受入担保金	9,483	—	—	—	20,000	—
合計	2,052,999	149,837	44,645	6,171	21,715	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

※1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

※2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	△3	△3

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2018年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	34,728	36,671	1,943
	地方債	30,409	31,281	872
	社債	3,774	3,910	136
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	68,911	71,864	2,952
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	491	491	△0
	社債	—	—	—
	その他	3,000	3,000	—
	外国債券	—	—	—
	その他	3,000	3,000	—
	小計	3,491	3,491	△0
合計	72,403	75,355	2,952	

当連結会計年度(2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	33,626	35,390	1,764
	地方債	29,352	30,482	1,129
	社債	3,774	3,880	105
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	66,754	69,754	2,999
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	6,000	6,000	—
	外国債券	—	—	—
	その他	6,000	6,000	—
	小計	6,000	6,000	—
合計		72,754	75,754	2,999

3. その他有価証券

前連結会計年度(2018年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	6,655	4,412	2,242
	債券	183,853	181,143	2,709
	国債	68,019	66,976	1,042
	地方債	44,939	43,956	982
	社債	70,894	70,210	684
	その他	84,757	83,158	1,599
	外国債券	61,420	60,828	591
	その他	23,337	22,329	1,007
	小計	275,265	268,714	6,551
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	1,576	1,640	△63
	債券	53,827	54,388	△560
	国債	4,282	4,362	△79
	地方債	23,921	24,219	△297
	社債	25,623	25,806	△183
	その他	156,523	161,597	△5,073
	外国債券	74,953	76,872	△1,919
	その他	81,569	84,724	△3,154
	小計	211,927	217,625	△5,698
合計		487,193	486,340	853

当連結会計年度(2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,527	1,479	1,047
	債券	186,141	183,851	2,289
	国債	47,232	46,765	466
	地方債	77,782	76,669	1,112
	社債	61,126	60,416	709
	その他	79,660	77,981	1,679
	外国債券	54,017	53,372	644
	その他	25,643	24,608	1,035
	小計	268,329	263,312	5,016
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,621	1,961	△339
	債券	27,434	27,560	△125
	国債	298	302	△4
	地方債	10,007	10,047	△40
	社債	17,129	17,210	△80
	その他	96,342	99,174	△2,832
	外国債券	36,097	36,584	△487
	その他	60,245	62,589	△2,344
	小計	125,399	128,696	△3,297
合計		393,728	392,008	1,719

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	24,515	1,362	132
債券	41,049	169	309
国債	12,027	49	294
地方債	1,300	4	—
社債	27,722	115	15
その他	25,886	293	808
外国債券	23,599	179	697
その他	2,286	113	110
合計	91,451	1,824	1,250

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	13,168	890	155
債券	36,522	757	—
国債	18,323	299	—
地方債	5,082	212	—
社債	13,116	244	—
その他	55,511	471	1,121
外国債券	45,187	218	690
その他	10,324	253	431
合計	105,202	2,119	1,277

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度及び当連結会計年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末月1ヶ月平均時価（債券は連結決算期末日時価）が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については一律減損処理を行い、また、期末月1ヶ月平均時価（債券は連結決算期末日時価）が30%以上50%未満下落した銘柄においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の業績等により時価の回復可能性を判断のうえ、時価と取得原価の差額を償却するものとしております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度(2018年3月31日)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	2,970	61

当連結会計年度(2019年3月31日)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	3,000	102

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当ありません。

（その他有価証券評価差額金）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度（2018年3月31日）

	金額(百万円)
評価差額	853
その他有価証券	853
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	69
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	784
(△)非支配株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	784

当連結会計年度（2019年3月31日）

	金額(百万円)
評価差額	1,719
その他有価証券	1,719
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	425
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,294
(△)非支配株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	1,294

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2018年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	92,318	—	1,388	1,388
	買建	91	—	△0	△0
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
合 計		—	—	1,388	1,388

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度(2019年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	57,800	—	△257	△257
	買建	70	—	0	0
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
合 計		—	—	△257	△257

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引
該当ありません。

(4) 債券関連取引
該当ありません。

(5) 商品関連取引
該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引
該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付制度としてキャッシュバランプランを基本とした確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を採用するほか、確定拠出年金制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。なお、退職一時金制度の一部には退職給付信託を設定しており、積立型制度となっております。

確定拠出年金制度では、給与に基づいた掛金を拠出しております。

一部の連結子会社は、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。なお、退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度（簡便法を適用した制度を除く。）

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付債務の期首残高	15,789	15,668
勤務費用	429	442
利息費用	69	59
数理計算上の差異の発生額	229	190
退職給付の支払額	△846	△777
その他	△2	—
退職給付債務の期末残高	15,668	15,583

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
年金資産の期首残高	14,678	15,768
期待運用収益	251	267
数理計算上の差異の発生額	697	△33
事業主からの拠出額	793	777
退職給付の支払額	△651	△563
年金資産の期末残高	15,768	16,215

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	15,668	15,583
年金資産	△15,768	△16,215
	△100	△631
非積立型制度の退職給付債務	—	—
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△100	△631

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付に係る負債	1,793	1,636
退職給付に係る資産	△1,894	△2,268
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△100	△631

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
勤務費用	429	442
利息費用	69	59
期待運用収益	△251	△267
数理計算上の差異の費用処理額	186	11
その他	0	0
確定給付制度に係る退職給付費用	433	247

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
数理計算上の差異	654	△212
合計	654	△212

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
未認識数理計算上の差異	1,049	836
合計	1,049	836

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
株式	41%	39%
債券	30%	29%
一般勘定	12%	12%
その他	17%	20%
合計	100%	100%

(注) 年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度15%、当連結会計年度15%含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、年金資産を構成する有価証券等の過去の運用実績や、運用方針及び市場の動向等を考慮したうえで、それぞれの資産から長期的に期待される収益に基づき設定しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
割引率	0.38%	0.22%
長期期待運用収益率	2.00%	2.00%

(注) 当行は、退職給付債務の計算の基礎に「予想昇給率」を組み入れておりません。

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	78	89
退職給付費用	17	15
退職給付の支払額	△6	△8
退職給付に係る負債の期末残高	89	96

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	89	96
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	89	96

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付に係る負債	89	96
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	89	96

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 17百万円 当連結会計年度 15百万円

4. 確定拠出制度

当行及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度113百万円、当連結会計年度113百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当ありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	10,821 百万円	10,915 百万円
繰越欠損金(注2)	4,159	3,121
有価証券償却	1,962	1,951
退職給付に係る負債	1,010	795
減価償却超過額	1,056	1,029
その他有価証券評価差額金	1,732	1,002
土地に係る減損損失	294	329
合併による土地評価損	684	677
その他	1,000	941
繰延税金資産小計	22,724	20,765
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	—	△3,121
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	—	△12,439
評価性引当額小計(注1)	△16,344	△15,560
繰延税金資産合計	6,379	5,204
繰延税金負債		
合併による貸出金等評価益	△604	△556
資産除去債務	△12	△11
退職給付信託設定益	△215	△215
その他有価証券評価差額金	△1,801	△1,427
退職給付に係る調整累計額	△319	△254
繰延税金負債合計	△2,953	△2,465
繰延税金資産の純額	3,426 百万円	2,739 百万円

(注1) 評価性引当額が784百万円減少しております。この減少の主な要因は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が1,038百万円減少したこと等によるものであります。

(注2) 税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産の繰越期限別の金額
当連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(*1)	3	5	3,085	—	13	12	3,121
評価性引当額	3	5	3,085	—	13	12	3,121
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6 %	30.4 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	1.8
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.6	△1.4
住民税均等割等	1.1	2.9
評価性引当額の増減によるもの	3.4	4.3
その他	1.3	1.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.5 %	39.4 %

3. 当行グループの繰延税金資産については、基本的に当連結会計年度末において5年間の長期収益計画に基づいて計上しております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当連結会計年度から適用し、税効果関係注記を変更しております。

税効果関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前連結会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、常務会等において経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行業を中心に事務受託業、信用保証業、与信事務受託業、システム受託業、コンサルティング業及び投資業の金融サービスに係る事業を行っております。

当行グループは、当行が営む「銀行業」及び連結子会社の筑波信用保証(株)が営む「信用保証業、与信事務受託業」を報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等を行っております。

「信用保証業、与信事務受託業」は、個人向け貸出の保証業務、担保不動産の調査・評価業務等を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一の方法により算定しております。

なお、セグメント間の取引価額は第三者間の取引価額に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結 財務諸表 計上額
	銀行業	信用保証業、 与信事務受託 業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	40,037	455	40,492	113	40,606	—	40,606
セグメント間の内部経常収益	55	659	714	529	1,244	△1,244	—
計	40,092	1,115	41,207	643	41,851	△1,244	40,606
セグメント利益又は損失(△)	4,459	569	5,029	△12	5,016	△83	4,933
セグメント資産	2,421,863	12,287	2,434,151	586	2,434,738	△14,554	2,420,184
セグメント負債	2,316,174	8,160	2,324,334	119	2,324,454	△13,719	2,310,734
その他の項目							
減価償却費	2,110	10	2,121	0	2,122	—	2,122
資金運用収益	27,485	0	27,486	0	27,486	△20	27,466
資金調達費用	912	—	912	—	912	△0	911
特別利益	10	—	10	—	10	—	10
(固定資産処分益)	10	—	10	—	10	—	10
特別損失	158	—	158	—	158	—	158
(固定資産処分損)	115	—	115	—	115	—	115
(減損損失)	43	—	43	—	43	—	43
税金費用	1,552	188	1,740	7	1,748	—	1,748
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	3,388	0	3,389	1	3,390	—	3,390

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務受託業、システム受託業、コンサルティング業及び投資業を含んでおります。

3. 調整額は次のとおりであります。

(1)セグメント利益又は損失(△)の調整額△83百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2)セグメント資産の調整額△14,554百万円は、主にセグメント間取引消去であります。

(3)セグメント負債の調整額△13,719百万円は、主にセグメント間取引消去であります。

(4)資金運用収益の調整額△20百万円は、セグメント間取引消去であります。

(5)資金調達費用の調整額△0百万円は、セグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結 財務諸表 計上額
	銀行業	信用保証業、 与信事務受託 業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	37,551	434	37,986	132	38,119	—	38,119
セグメント間の内部経常収益	34	384	418	498	917	△917	—
計	37,586	819	38,405	631	39,036	△917	38,119
セグメント利益又は損失(△)	1,796	305	2,101	△41	2,060	△64	1,995
セグメント資産	2,403,672	12,169	2,415,842	700	2,416,543	△14,915	2,401,627
セグメント負債	2,296,971	7,802	2,304,773	129	2,304,903	△13,736	2,291,167
その他の項目							
減価償却費	2,165	9	2,175	1	2,176	—	2,176
資金運用収益	26,940	0	26,941	0	26,941	△0	26,940
資金調達費用	921	—	921	—	921	△0	920
特別利益	2	—	2	—	2	—	2
(固定資産処分益)	2	—	2	—	2	—	2
特別損失	209	—	209	—	209	—	209
(固定資産処分損)	45	—	45	—	45	—	45
(減損損失)	163	—	163	—	163	—	163
税金費用	632	65	697	6	704	—	704
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	3,554	0	3,554	1	3,556	—	3,556

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務受託業、システム受託業、コンサルティング業及び投資業を含んでおります。

3. 調整額は次のとおりであります。

(1)セグメント利益又は損失(△)の調整額△64百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2)セグメント資産の調整額△14,915百万円は、主にセグメント間取引消去であります。

(3)セグメント負債の調整額△13,736百万円は、主にセグメント間取引消去であります。

(4)資金運用収益の調整額△0百万円は、セグメント間取引消去であります。

(5)資金調達費用の調整額△0百万円は、セグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	24,558	7,061	7,815	1,171	40,606

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	21,744	8,004	7,432	938	38,119

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	信用保証業、 与信事務受託業	計		
減損損失	43	—	43	—	43

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	信用保証業、 与信事務受託業	計		
減損損失	163	—	163	—	163

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	901円77銭	914円31銭
1株当たり当期純利益	36円54銭	13円13銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	16円63銭	4円98銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	109,449	110,460
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	35,021	35,000
（うち優先株式の払込金額）	百万円	35,000	35,000
（うち優先配当額）	百万円	21	—
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	74,428	75,460
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	千株	82,535	82,532

(注) 2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	3,037	1,083
普通株主に帰属しない金額	百万円	21	—
うち優先配当額	百万円	21	—
普通株式に係る親会社株主に帰属 する当期純利益	百万円	3,016	1,083
普通株式の期中平均株式数	千株	82,536	82,534
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益 調整額	百万円	21	—
うち優先配当額	百万円	21	—
普通株式増加数	千株	100,011	135,090
うち優先株式	千株	100,011	135,090

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	10,028	19,162	28,245	38,119
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(百万円)	664	1,121	1,105	1,788
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額(百万円)	306	774	647	1,083
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	3.71	9.38	7.85	13.13

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失金額(△)(円)	3.71	5.67	△1.53	5.28

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
現金預け金	160,690	225,631
現金	37,378	36,049
預け金	※8 123,312	※8 189,582
買入金銭債権	5,754	5,829
商品有価証券	700	453
商品国債	187	202
商品地方債	513	251
金銭の信託	2,970	3,000
有価証券	※1, ※2, ※8, ※11 571,248	※1, ※2, ※8, ※11 475,116
国債	107,030	81,156
地方債	99,761	117,143
社債	100,292	82,030
株式	10,820	6,755
その他の証券	253,344	188,030
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※9 1,632,853	※3, ※4, ※5, ※6, ※9 1,646,313
割引手形	※7 7,344	※7 8,249
手形貸付	114,646	120,645
証書貸付	1,442,785	1,446,536
当座貸越	68,077	70,881
外国為替	6,811	5,349
外国他店預け	6,797	5,342
取立外国為替	14	7
その他資産	17,438	18,239
未決済為替貸	8	7
前払費用	1,427	433
未収収益	2,598	2,253
金融派生商品	1,497	173
金融商品等差入担保金	3,082	3,082
その他の資産	※8 8,824	※8 12,289
有形固定資産	※10 23,787	※10 23,796
建物	10,728	11,744
土地	10,479	10,174
建設仮勘定	830	34
その他の有形固定資産	1,749	1,843
無形固定資産	3,036	4,139
ソフトウェア	1,701	2,203
その他の無形固定資産	1,335	1,936
前払年金費用	829	1,567
繰延税金資産	3,723	2,982
支払承諾見返	1,660	1,267
貸倒引当金	△9,642	△10,012
資産の部合計	2,421,863	2,403,672

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
負債の部		
預金	※8 2,286,223	※8 2,256,981
当座預金	41,682	40,698
普通預金	1,198,508	1,234,265
貯蓄預金	12,498	12,426
通知預金	2,296	2,363
定期預金	1,006,901	944,741
定期積金	14,487	13,187
その他の預金	9,848	9,297
債券貸借取引受入担保金	※8 20,000	※8 29,483
外国為替	77	164
売渡外国為替	21	14
未払外国為替	55	150
その他負債	4,595	5,494
未決済為替借	20	11
未払法人税等	396	398
未払費用	1,351	1,231
前受収益	1,137	1,275
給付補填備金	62	62
金融派生商品	109	430
資産除去債務	120	89
その他の負債	1,398	1,994
賞与引当金	818	795
退職給付引当金	1,803	1,800
執行役員退職慰労引当金	44	49
睡眠預金払戻損失引当金	280	252
ポイント引当金	14	13
利息返還損失引当金	0	-
偶発損失引当金	295	310
再評価に係る繰延税金負債	357	357
支払承諾	1,660	1,267
負債の部合計	2,316,174	2,296,971

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
純資産の部		
資本金	48,868	48,868
資本剰余金	30,447	30,447
資本準備金	9,376	9,376
その他資本剰余金	21,070	21,070
利益剰余金	25,182	25,685
利益準備金	694	781
その他利益剰余金	24,488	24,904
繰越利益剰余金	24,488	24,904
自己株式	△6	△6
株主資本合計	104,492	104,994
その他有価証券評価差額金	784	1,294
土地再評価差額金	413	413
評価・換算差額等合計	1,197	1,707
純資産の部合計	105,689	106,701
負債及び純資産の部合計	2,421,863	2,403,672

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
経常収益	40,092	37,586
資金運用収益	27,485	26,940
貸出金利息	22,208	21,074
有価証券利息配当金	5,190	5,778
コールローン利息	0	△10
預け金利息	37	34
その他の受入利息	48	63
役務取引等収益	7,297	6,914
受入為替手数料	1,462	1,437
その他の役務収益	5,834	5,477
その他業務収益	2,345	1,637
国債等債券売却益	462	1,229
金融派生商品収益	134	-
その他の業務収益	1,748	408
その他経常収益	2,964	2,093
償却債権取立益	275	315
株式等売却益	1,362	890
金銭の信託運用益	68	107
その他の経常収益	1,258	779
経常費用	35,649	35,810
資金調達費用	912	921
預金利息	352	274
コールマネー利息	△1	△0
債券貸借取引支払利息	491	647
借用金利息	0	0
金利スワップ支払利息	68	-
その他の支払利息	0	-
役務取引等費用	3,897	3,909
支払為替手数料	399	401
その他の役務費用	3,497	3,508
その他業務費用	2,043	2,385
外国為替売買損	924	1,263
商品有価証券売買損	0	0
国債等債券売却損	1,118	1,121
営業経費	27,238	26,382
その他経常費用	1,558	2,210
貸倒引当金繰入額	437	1,275
貸出金償却	467	395
株式等売却損	132	155
株式等償却	13	4
その他の経常費用	508	380
経常利益	4,443	1,776

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
特別利益	10	2
固定資産処分益	10	2
特別損失	158	209
固定資産処分損	115	45
減損損失	43	163
税引前当期純利益	4,295	1,568
法人税、住民税及び事業税	262	246
法人税等調整額	1,289	386
法人税等合計	1,552	632
当期純利益	2,743	936

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	48,868	9,376	21,070	30,447	604	22,285	22,889	△5	102,200
当期変動額									
剰余金の配当					90	△541	△451		△451
当期純利益						2,743	2,743		2,743
自己株式の取得								△0	△0
土地再評価差額金の取崩						0	0		0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	90	2,202	2,292	△0	2,291
当期末残高	48,868	9,376	21,070	30,447	694	24,488	25,182	△6	104,492

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	52	414	466	102,666
当期変動額				
剰余金の配当				△451
当期純利益				2,743
自己株式の取得				△0
土地再評価差額金の取崩				0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	731	△0	730	730
当期変動額合計	731	△0	730	3,022
当期末残高	784	413	1,197	105,689

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	48,868	9,376	21,070	30,447	694	24,488	25,182	△6	104,492	
当期変動額										
剰余金の配当					86	△520	△433		△433	
当期純利益						936	936		936	
自己株式の取得								△0	△0	
土地再評価差額金の取崩						0	0		0	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	86	416	502	△0	502	
当期末残高	48,868	9,376	21,070	30,447	781	24,904	25,685	△6	104,994	

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	784	413	1,197	105,689
当期変動額				
剰余金の配当				△433
当期純利益				936
自己株式の取得				△0
土地再評価差額金の取崩				0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	510	△0	509	509
当期変動額合計	510	△0	509	1,011
当期末残高	1,294	413	1,707	106,701

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物：13年～50年
その他：5年～20年
 - (2) 無形固定資産
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額のうち取立不能見込額を債権額から直接減額しており、その金額は24,326百万円（前事業年度末は23,934百万円）であります。
 - (2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 執行役員退職慰労引当金

執行役員退職慰労引当金は、執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用に備えるため、ポイント使用実績等に基づく将来の使用見込額を計上しております。

(7) 利息返還損失引当金

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用並びにその他の資産（繰延消費税等）に計上し、繰延消費税等については法人税法に定める期間により償却しております。

（貸借対照表関係）

※1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
株式	1,504百万円	1,504百万円
出資金	154百万円	285百万円

※2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
	10,370百万円	10,268百万円

※3. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
破綻先債権額	374百万円	1,062百万円
延滞債権額	34,075百万円	36,108百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	29百万円	26百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※5. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
貸出条件緩和債権額	5,507百万円	7,571百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
合計額	39,985百万円	44,768百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
	7,344百万円	8,249百万円

※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	58,070百万円	67,709百万円
預け金	87百万円	108百万円
計	58,158百万円	67,818百万円
担保資産に対応する債務		
預金	2,098百万円	2,538百万円
債券貸借取引受入担保金	20,000百万円	29,483百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
有価証券	13,858百万円	390百万円

また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
中央清算機関差入証拠金	一百万円	10,000百万円
保証金	765百万円	741百万円

※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
融資未実行残高	399,228百万円	385,939百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で 取消可能なもの)	329,981百万円	312,613百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
圧縮記帳額	412百万円	412百万円
(当該事業年度の圧縮記帳額)	(一百万円)	(一百万円)

※11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
	16,241百万円	22,180百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式
前事業年度（2018年3月31日）
該当ありません。

当事業年度（2019年3月31日）
該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式等の貸借対照表計上額
(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
子会社株式	1,504	1,504
関連会社株式	—	—
組合出資金	154	285
合計	1,659	1,790

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	9,977 百万円	10,105 百万円
繰越欠損金	4,157	3,109
有価証券償却	1,962	1,951
退職給付引当金	990	774
減価償却超過額	1,056	1,028
その他有価証券評価差額金	1,732	1,002
土地に係る減損損失	294	329
合併による土地評価損	684	677
その他	975	925
繰延税金資産小計	21,831	19,906
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—	△3,109
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	—	△11,603
評価性引当額	△15,473	△14,712
繰延税金資産合計	6,357	5,193
繰延税金負債		
合併による貸出金等評価益	△604	△556
資産除去債務	△12	△11
退職給付信託設定益	△215	△215
その他有価証券評価差額金	△1,801	△1,427
繰延税金負債合計	△2,633	△2,211
繰延税金資産の純額	3,723 百万円	2,982 百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.6 %	30.4 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	2.0
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.6	△1.6
住民税均等割等	1.2	3.2
評価性引当額の増減によるもの	3.9	6.4
その他	0.3	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.1 %	40.3 %

3. 当行の繰延税金資産については、当事業年度末において5年間の長期収益計画に基づいて計上しております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度から適用し、税効果関係注記を変更しております。

税効果関係注記において、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(1)(評価性引当額の合計額を除く。)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	21,059	1,758	307 (34)	22,511	10,767	701	11,744
土地	10,479	68	373 (106)	10,174	—	—	10,174
建設仮勘定	[765] 830	1,055	1,851	[765] 34	—	—	34
その他の有形固定資産	7,858 [5]	987	395 (15) [0]	8,450 [4]	6,607	609	1,843
有形固定資産計	40,228 [771]	3,870	2,928 (157) [0]	41,170 [770]	17,374	1,311	23,796
無形固定資産							
ソフトウェア	5,231	1,365	1,127	5,469	3,266	853	2,203
その他の無形固定資産	1,380	2,057	1,455 (6)	1,982	46	1	1,936
無形固定資産計	6,611	3,422	2,582 (6)	7,452	3,312	854	4,139

(注) 1. 当期減少額欄における () 内は減損損失の計上額 (内書き) であります。

2. 当期首残高欄及び当期末残高欄における [] 内は、土地再評価差額 (繰延税金負債控除前) の残高であります。また、当期減少額欄における [] 内は、土地再評価差額 (繰延税金負債控除前) の減少であり、減損損失の計上等によるものであります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	2,911	2,995	—	2,911	2,995
個別貸倒引当金	6,731	7,016	906	5,825	7,016
賞与引当金	818	795	818	—	795
執行役員退職慰労引当金	44	15	10	—	49
睡眠預金払戻損失引当金	280	49	78	—	252
ポイント引当金	14	13	—	14	13
偶発損失引当金	295	310	—	295	310
計	11,097	11,197	1,812	9,047	11,434

(注1) 当期減少額 (その他) 欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

- 一般貸倒引当金・・・洗替による取崩額
- 個別貸倒引当金・・・回収及び洗替による取崩額
- ポイント引当金・・・洗替による取崩額
- 偶発損失引当金・・・洗替による取崩額

(注2) 前事業年度において記載していた「利息返還損失引当金」は、金額的な重要性が乏しくなったため全額取崩しております。

○ 未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	396	862	858	1	398
未払法人税等	81	216	217	1	78
未払事業税	315	645	640	—	320

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲1丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲1丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	<p>当行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、水戸市において発行する茨城新聞および東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>なお、電子公告は当行ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。</p> <p>http://www.tsukubabank.co.jp/</p>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

(注) 2. 特別口座に記載されている単元未満株式の買取りにつきましては、日本証券代行株式会社にて取扱います。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当行には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第94期）（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

2018年6月27日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2018年6月27日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第95期第1四半期（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）

2018年8月10日関東財務局長に提出。

第95期第2四半期（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日）

2018年11月26日関東財務局長に提出。

第95期第3四半期（自 2018年10月1日 至 2018年12月31日）

2019年2月8日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2018年6月28日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年6月20日

株式会社筑波銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寺 澤 豊 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 田 世 紀 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社筑波銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社筑波銀行及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社筑波銀行の2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社筑波銀行が2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていない。

独立監査人の監査報告書

2019年6月20日

株式会社筑波銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寺 澤 豊 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 田 世 紀 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社筑波銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの第95期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社筑波銀行の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていない。

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年6月25日

【会社名】 株式会社筑波銀行

【英訳名】 Tsukuba Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 生 田 雅 彦

【最高財務責任者の役職氏名】 ー

【本店の所在の場所】 茨城県土浦市中央二丁目11番7号

【縦覧に供する場所】 株式会社筑波銀行東京支店
(東京都台東区台東二丁目9番4号)
株式会社筑波銀行松戸支店
(千葉県松戸市北松戸二丁目1番4号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当行取締役頭取生田雅彦は、当行の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2019年3月31日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当行並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当行及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社3社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の経常収益（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度の連結経常収益（連結会社間取引消去後）の概ね2/3に達している当行を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として預金、貸出金及び有価証券に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当行の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月25日
【会社名】	株式会社筑波銀行
【英訳名】	Tsukuba Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 生 田 雅 彦
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	茨城県土浦市中央二丁目11番7号
【縦覧に供する場所】	株式会社筑波銀行東京支店 (東京都台東区台東二丁目9番4号)
	株式会社筑波銀行松戸支店 (千葉県松戸市北松戸二丁目1番4号)
	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取生田雅彦は、当行の第95期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。